

荒川区バリアフリー基本構想
(更新版)

荒 川 区

令和3年3月

目 次

第1章 総論	4
1 はじめに	4
2 バリアフリー法の概要	5
3 本基本構想の位置づけ	12
第2章 荒川区の概要	13
1 位置・地勢	13
2 人口・世帯	13
3 公共交通	19
4 主要施設	23
第3章 荒川区バリアフリー基本構想	26
1 基本理念	26
2 基本方針	27
3 重点整備地区の設定	27
4 バリアフリーの推進体制	30
5 地区全体の進捗状況と評価	31
第4章 町屋駅・区役所周辺地区	37
1 町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想	37
2 進捗状況と評価	40
3 今後の取組み	43
第5章 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区	46
1 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想	46
2 進捗状況と評価	49
3 今後の取組み	53
第6章 南千住駅周辺地区	56
1 南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想	56
2 進捗状況と評価	59
3 今後の取組み	64
第7章 熊野前駅周辺地区	67
1 熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想	67
2 進捗状況と評価	70
3 今後の取組み	73

第8章 特定事業計画	76
1 特定事業計画の設定	76
2 町屋駅・区役所周辺地区	78
3 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区	84
4 南千住駅周辺地区	91
5 熊野前駅周辺地区	101
第9章 バリアフリー基本構想の実現に向けて	106
1 段階的・継続的な取組	106
2 心のバリアフリー	107
3 今後の展開	110
第10章 参考資料	112
用語解説	112

第1章 総論

1 はじめに

我が国は本格的な超高齢化社会を迎え、総務省統計局によると、総人口1億2,586万人(令和2年9月15日現在)のうち、65歳以上人口が占める高齢化率は、28.7%となっています。また、令和2年度障害者白書による障がい者数の概数は、身体障がい者436万人、知的障がい者109万人、精神障がい者419万人となり、複数の障がいを併せもつ方もいることから単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障がいを有しているとのことです。このうち、障害者手帳を所持していない方は含まれていないことからそれ以上の割合だと考えられます。高齢者、障がい者を取り巻く問題は、他人事ではなく、私たち全員が当事者として考えていくべきものです。

このような中、荒川区では、平成18年度に策定されたバリアフリー法に基づき、平成21年度に荒川区バリアフリー基本構想(全体構想)を策定し、平成22年度から平成25年度にかけて、区内4地区を重点整備地区と定める重点整備地区基本構想を策定し、区民や関係事業者の方々の協力を得ながらバリアフリーの推進に取り組んでまいりました。

本基本構想は、全体構想策定から10年経過し、当初設定していた特定事業計画の長期目標年を迎えることから、特定事業計画の更新とこれまでの取組の評価を実施し、全体構想と地区別基本構想を荒川区バリアフリー基本構想(更新版)として、1つに取りまとめを行いました。一方、バリアフリー法については、平成30年度から令和3年度にかけて改正法が施行されることとなり、本基本構想では、これら法改正にも対応するものとしたしました。本基本構想で、区内におけるバリアフリーをより一層促進・強化し、だれもが安全・安心・快適に生活できるまちづくりの実現を目指していきます。

2 バリアフリー法の概要

(1) バリアフリー法

① 法律の背景

平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバス等の公共交通機関と、鉄道駅の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化が進められてきました。一方、建築物については、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により、高齢者や身体障がい者が利用する一定規模以上の建築物についてバリアフリー化が進められてきました。

従来は2つの法律により生活環境のバリアフリー化が進められてきましたが、一般的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」がバリアフリー法として、平成18年に制定されました。

② 法律の目的

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置等を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

③ 法律の概要

I 基本方針の策定

国は、平成18年度、バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下、基本方針と称す）を策定し、バリアフリー化の目標値を設定しています。令和2年度には、基本方針を改正し、図1-1のとおり、2025年までの目標値を設定しています。

○移動等円滑化の促進に関する基本方針における次期目標について（抜粋）

各施設等		2019年度末	2025年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	段差の解消	92%	○3,000人以上/日の施設を原則100% ○生活関連施設は2,000人以上/日の施設を原則100%
		視覚障がい者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	74%	
		障がい者用トイレ	89%	
	ホームドア・可動式ホーム柵	858駅	全体で3,000番線、うち、10万人以上/日の駅は800番線	
鉄軌道車両(※4)		75%	約70%(新基準適合は現状50%程度と想定)	
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%	○3,000人以上/日の施設を原則100% ○生活関連施設は2,000人以上/日を原則100%
		視覚障がい者誘導用ブロック	98%	
		案内設備(※2)	76%	
		障がい者用トイレ(※3)	84%	
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%	約80%
リフト付きバス等		5%	約25%	
貸切バス車両(※4)		1,081台	約2,100台	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台	約90,000台 ※各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
船舶	旅客船ターミナル	段差の解消	100%	2,000人以上/日の施設を原則100%
		視覚障がい者誘導用ブロック	100%	
		案内設備(※2)	54%	
		障がい者用トイレ	100%	
旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		48%	約60%	
航空	航空旅客ターミナル(※1)	段差の解消	87%	2,000人以上/日の施設を原則100%
		視覚障がい者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
		障がい者用トイレ	97%	
	航空機(※4)		99%	原則100%

道路	重点整備地区の主要な生活関連経路を構成する道路	63%(※5,6)	約70%	
都市公園	園路及び広場	57%(※6)	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70%	
	駐車場	48%(※6)	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60%	
	便所	36%(※6)	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70%	
路外駐車場	特定路外駐車場	65%(※6)	約75%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック	61%	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67%(※7)	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
	「心のバリアフリー」		—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10)) ○高齢者、障がい者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100%(現状:約80%(※10))

- ※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
 ※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
 ※3 便所を設置している旅客施設が対象。
 ※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。
 ※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。
 ※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。
 ※7 公立小学校等は、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する。
 ※8 2020年6月末の数値。
 ※9 2020年3月末の数値。
 ※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

出典 国土交通省ホームページ抜粋

図 1-1 移動等円滑化の目標達成状況

II 移動等円滑化のために施設設置管理者等が講ずべき対策

- 公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設、導入する場合、施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合義務があります。
- 既存のこれらの施設等については、基準適合の努力義務があります。

III 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- 市町村等は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、基本構想を作成することができます。
- 基本構想作成に伴い、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等円滑化のための特定事業を実施することとなります。
- 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度がありません。

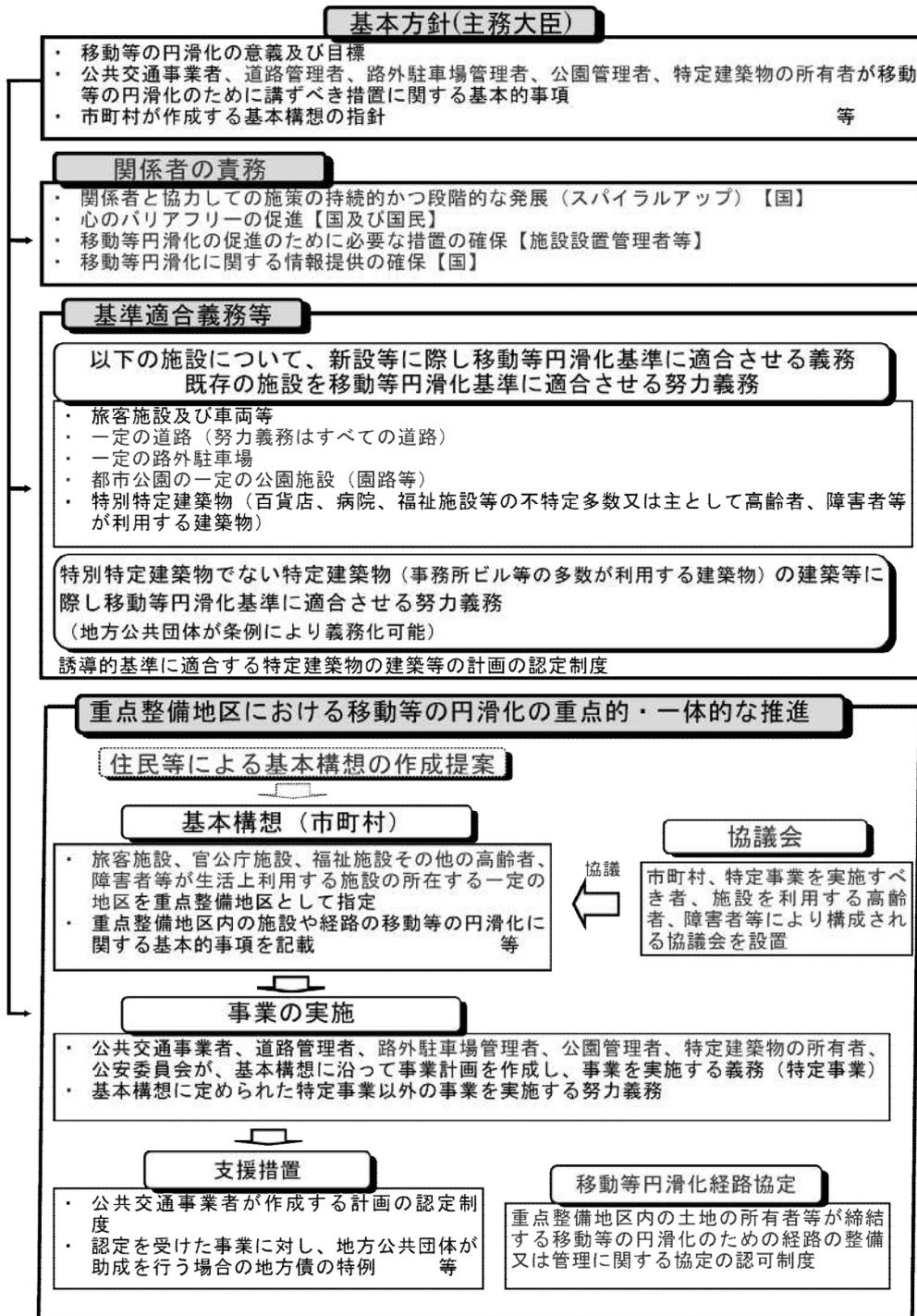
IV 住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 協議会制度を法律に位置付け、高齢者、障がい者等から市町村等に対して、基本構想の作成・見直しを提案できる制度が創設されました。

V 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

- 具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障がい者等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることで、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」の考え方が導入されました。
- 心のバリアフリーの促進のために、国（市町村等）、施設設置管理者等、国民の責務が明記されました。

(2) バリアフリー法の基本的枠組み



出典 国土交通省ホームページ

(3) 改正バリアフリー法

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、改正バリアフリー法と称す）が平成30年（2018年）5月に公布され、同年11月、平成31年4月に施行されました。

令和2年5月には、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフト対策の強化を目的とした改正バリアフリー法が公布され、同年6月、令和3年4月に施行されます。改正バリアフリー法では、主に以下の内容を定めています。

① 基本理念、責務

○ 理念規定として、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確に位置付けられました。

※共生社会とは、全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会のことです。

※社会的障壁とは、高齢者、障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののことです。

○ 国及び国民の責務に、「心のバリアフリー」として、高齢者、障がい者等に対する支援を明記しています。

② 国、地方公共団体、施設設置管理者等におけるバリアフリー化の推進

○ 公共交通事業者がハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度が創設されました。

○ 国が接遇、研修のあり方を含むソフト対策のメニューを作成しました。（交通事業者向け接遇ガイドライン（平成30年5月）、交通事業者向け接遇研修モデルプログラム（平成31年3月））

○ バリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設し、市町村等の基本構想・マスタープラン作成が努力義務となりました。

○ 基本構想・マスタープランの定期的な評価・見直しが努力義務となりました。

○ 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務が創設されました。

③ 公共施設や建築物等のバリアフリー化の推進

○ 「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」適合義務の対象が拡大され、公立小中学校、バス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）及び貸切バス・遊覧船等が追加されました。

- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に、近接建築物への通路・バリアフリートイレ整備を促進するため、協定・容積率特例制度が創設されました。

④ 「心のバリアフリー」の推進、当事者による評価

- 公共交通事業者のハード・ソフト取組計画の記載項目に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、バリアフリートイレ等の適正な利用の推進」等が追加されました。
- 障がい者等へのサービス提供について、国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進しています。
- 目的規定、国が定める基本方針、市町村等が定めるマスタープランの記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項が追加され、市町村等が定める基本構想には、「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業が位置付けられました。
- 公共交通事業者等に対してスロープ板の適切な操作、明るさの確保などのソフト基準遵守義務が創設され、旅客支援、職員に対する教育訓練が努力義務となりました。
- 施設設置管理者等に対して、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動が努力義務となりました。
- 国が高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価することとなりました。

3 本基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想の位置づけ

本基本構想は、全体構想とこれまで区内 4 地区別に策定されたバリアフリー基本構想をバリアフリー基本構想（更新版）としてまとめ、全体構想で定めた基本理念、基本方針及び重点整備地区を継続しつつ、生活関連施設、生活関連経路、特定事業計画等を更新したものです。

基本構想更新に際しては、「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等の主旨を踏まえ、上位計画である「荒川区基本構想」や「荒川区都市計画マスタープラン」と関連計画である「荒川区障がい者総合プラン」や「荒川区高齢者プラン」等、各計画との整合性を図っていきます。

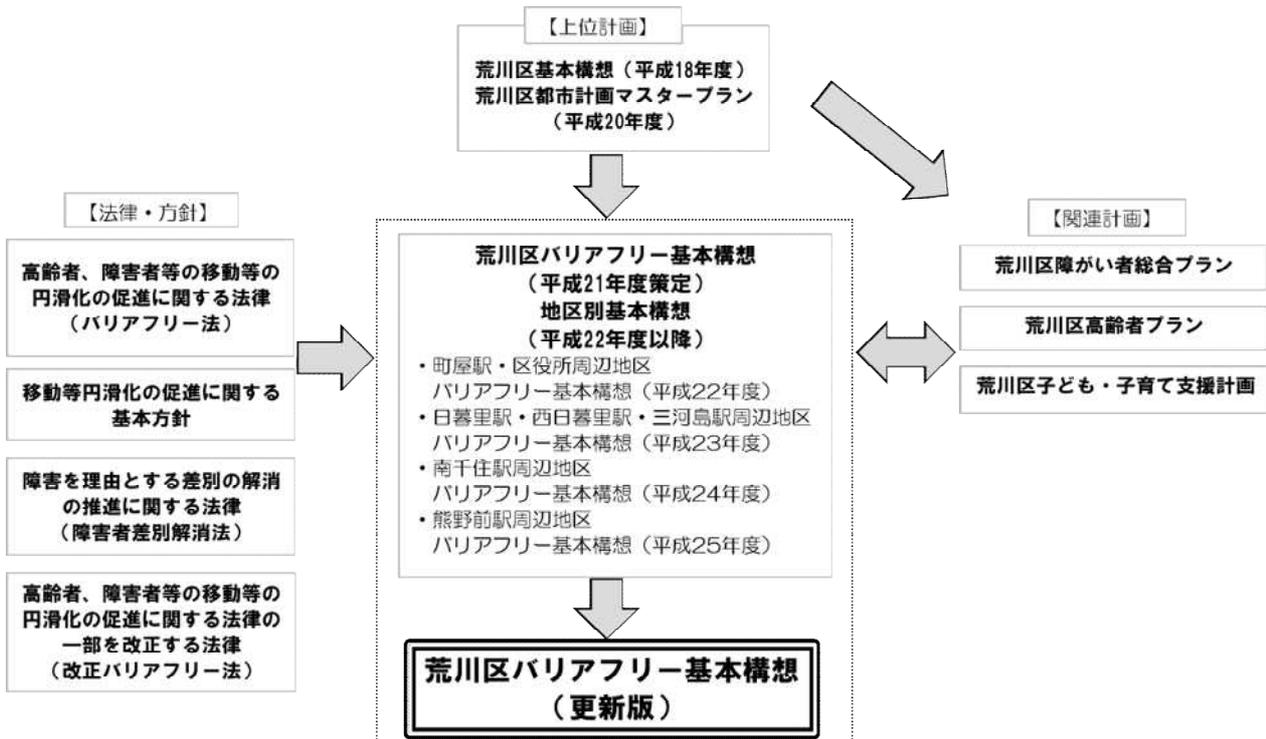


図 1-1 本基本構想の位置付け

第2章 荒川区の概要

1 位置・地勢

荒川区の総面積は 10.16km²で、広さは 23 区中 22 番目です。

荒川区は東西に長く、隅田川が区の北東部を迂回して流れ、南千住、荒川、町屋、東尾久、西尾久、東日暮里、西日暮里の各地域があります。

区内の大部分はほとんど起伏がなく平坦ですが、南西部には山手台地の一部があり、通称、諏訪台（すわだい）、道灌山（どうかんやま）と呼ばれる高台となっています。



図 2-1 荒川区全図

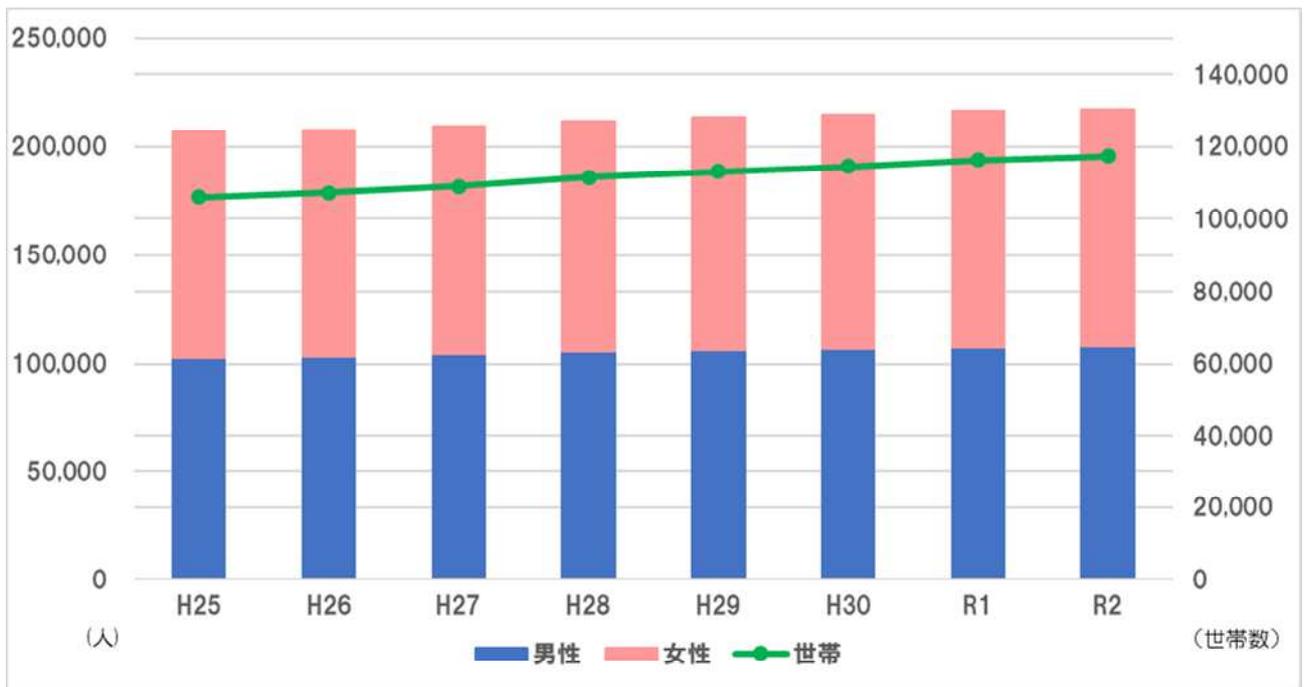
2 人口・世帯

(1) 総人口・総世帯数

荒川区の総人口は令和 2 年 4 月 1 日現在、217,167 人（荒川区住民基本台帳より）であり、7 年前の平成 25 年に比べ 10,418 人増加しています。

荒川区人口ビジョン（平成 27 年度策定）によると、今後何も対策を講じなければ、将来推計人口は、2025～2030 年頃をピークとして、2060 年には 18 万人弱にまで減少する可能性があります。

一方、世帯数も人口同様に増加しており、令和 2 年 4 月 1 日現在、117,333 世帯となっています。1 世帯当たりの人員では、平成 25 年で 1.95 人/世帯が、令和 2 年では 1.85 人/世帯であり、7 年間で約 5% 減少しています。（図 2-2）



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 2-2 人口・世帯数の推移

（２）地域別人口・世帯数

次に地域別（図 2-3、図 2-4）の人口及び世帯数の推移を見ると、過去7年間で区内すべての地域において増加しています。東日暮里地域の人口は、平成 25 年で 26,300 人が、令和 2 年では 29,974 人であり、10 年間で約 3,700 人増加しています。世帯数も同様に、平成 25 年で 14,759 世帯が、令和 2 年では 17,824 世帯であり、約 3,000 世帯増加しています。

荒川区の総人口がこの7年間で増加しているのは、すべての地域において、人口が増加していることに加え、東日暮里地域の人口が急速に増加していることなどが考えられます。



図 2-3 地域区分 (都市計画マスタープランから)



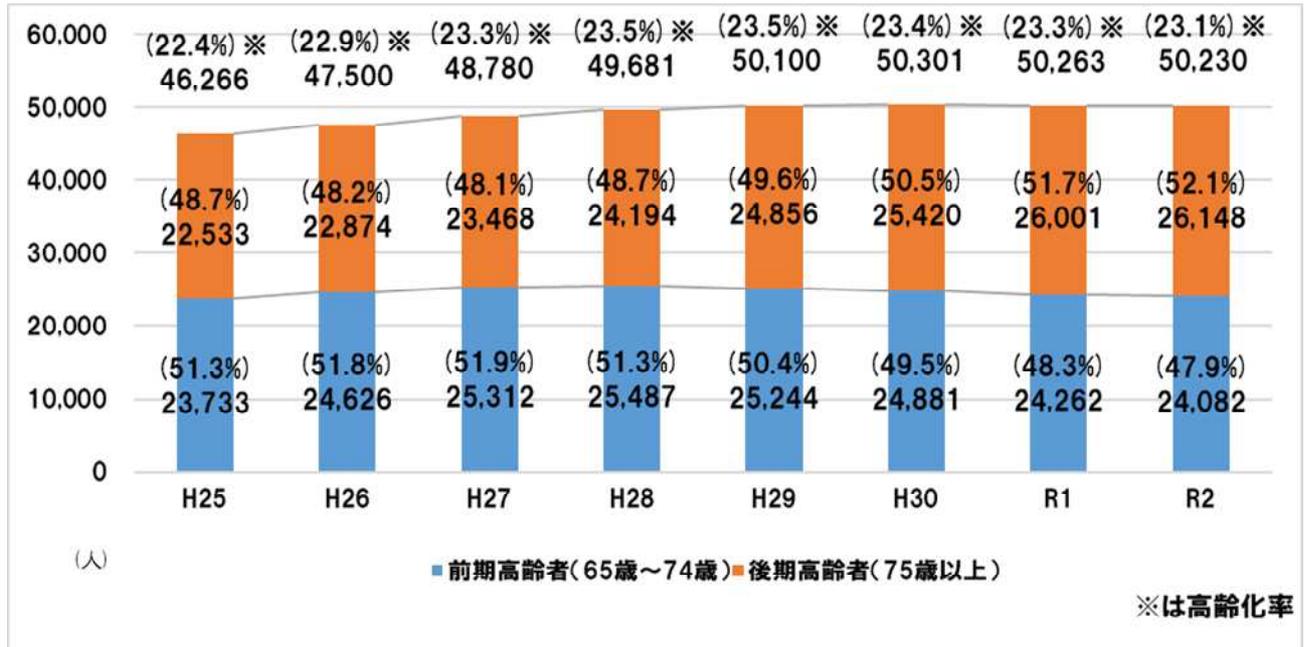
出典：住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在)

図 2-4 地域別人口・世帯数の推移

(3) 高齢者人口・世帯数

荒川区における65歳以上の高齢者人口の推移を見ると、平成25年で46,266人（高齢化率：22.4%）が令和2年では50,230人（高齢化率：23.1%）であり、7年間で約4,000人増加しています。

また、高齢者の内訳を見ると、平成25年の前期高齢者（65歳～74歳）は23,733人（51.3%）、後期高齢者（75歳以上）は22,533人（48.7%）となっていました。令和2年の前期高齢者は24,082人（47.9%）、後期高齢者は26,148人（52.1%）であり、7年間で後期高齢者の割合が前期高齢者に比べて高くなったことが分かります。（図2-5）



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図2-5 高齢者人口の推移

荒川区の高齢者世帯数の推移を見ると、65歳以上の高齢単身者数の割合は、平成27年で5.9%（12,576人）であり、平成22年から0.6ポイント増加しています。これは全国と比べると1.2ポイント、東京都と比べると0.4ポイント高くなっています。

次に、荒川区の65歳以上の夫婦のみの世帯数の割合を見ると、平成27年は7.8%（7,996世帯）であり、平成22年から0.2ポイント増加しています。これは全国と比べると4.2ポイント、東京都と比べると0.9ポイント低くなっています。（表2-1）

		人口（人）	世帯数（世帯）	65歳以上の単身者		65歳以上の夫婦のみの世帯	
				人数（人）	割合（対人口）	世帯数（世帯）	割合（対世帯数）
全国	H22	128,057,352	51,842,307	4,790,768	3.7%	5,525,270	10.7%
	H27	127,094,745	53,331,797	5,927,686	4.7%	6,420,243	12.0%
	H27/H22	99%	103%	124%		116%	
東京都	H22	13,159,388	6,393,768	622,326	4.7%	516,475	8.1%
	H27	13,515,271	6,690,934	739,511	5.5%	582,081	8.7%
	H27/H22	103%	105%	119%		113%	
荒川区	H22	203,296	96,161	10,870	5.3%	7,327	7.6%
	H27	212,264	103,101	12,576	5.9%	7,996	7.8%
	H27/H22	104%	107%	116%		109%	

出典：各年国勢調査

表2-1 高齢者世帯の推移

(4) 町丁目別の高齢化率

町丁目別の高齢化率を見ると、西日暮里2丁目、南千住3丁目、南千住4丁目、東尾久7丁目を除いた全ての地区で15%を超えています。町屋2丁目、南千住2丁目では、高齢化率が30%を超えています。(図2-6)

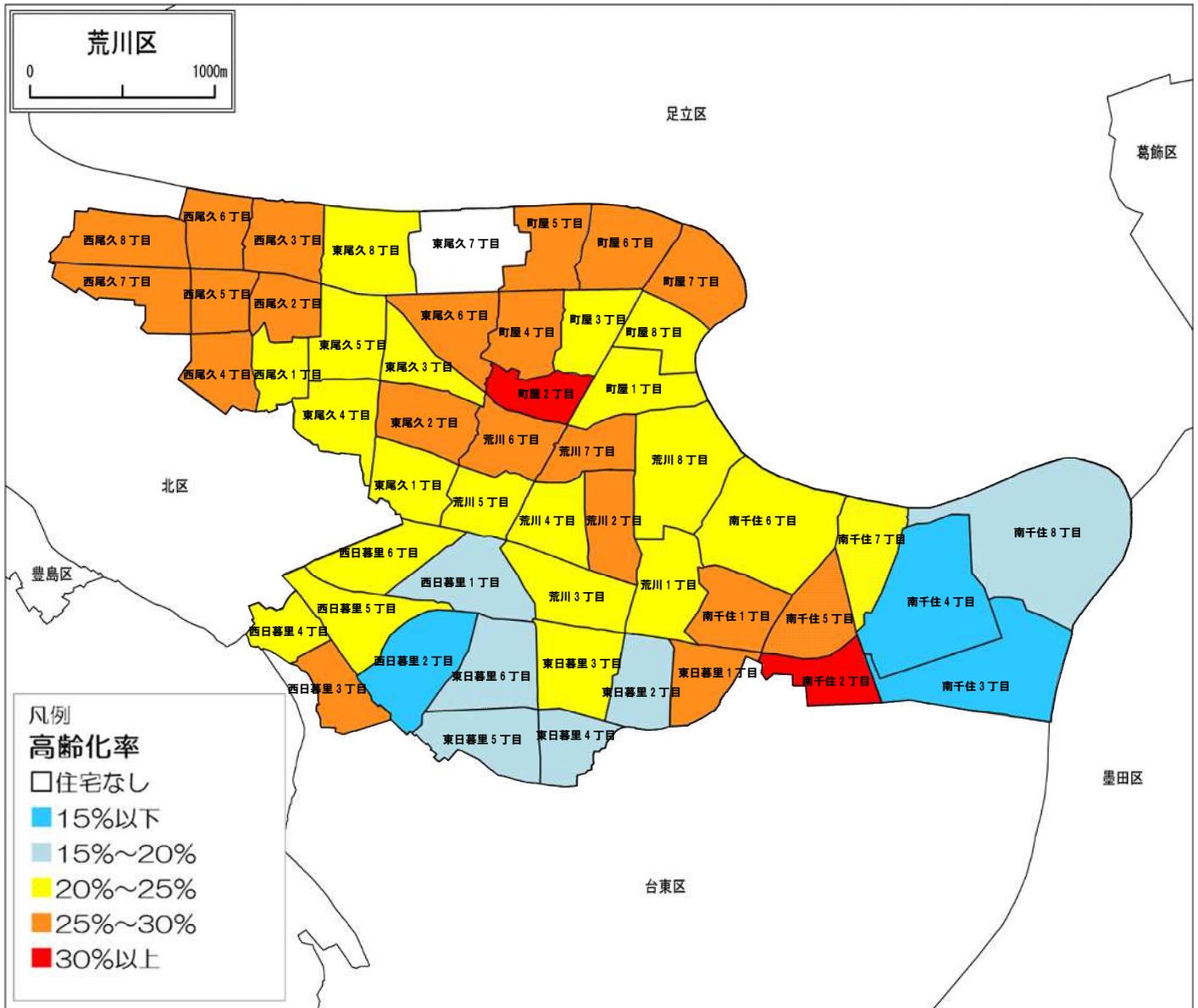


図2-6 区内町丁目別高齢化率

出典：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

(5) 障がい者人口

令和2年3月31日現在、荒川区の障がい者手帳所持者は、合計10,853人です。これは、平成21年に比べ、3,302人増え、荒川区全体の人口217,167人（令和2年4月1日現在）に対して約5%を占めています。表2-2は、障がい者手帳所持者数からみた障がい者人口を表しています。身体障害者手帳、愛の手帳（知的障がい者）、精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、身体障害者手帳の所持者が最も多く、全体の約64%を占めています。（表2-2）

障がい別		等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障がい	肢体不自由	640	706	695	817	306	153	3,317
	視覚障がい	172	187	40	52	66	32	549
	聴覚言語機能障がい	29	185	126	256	0	211	807
	内部障がい	1,549	59	234	466			2,308
知的障がい※		55	307	349	776			1,487
精神障がい		108	1,161	1,116				2,385
合計		2,553	2,605	2,560	2,367	372	396	10,853

※知的障がいの等級単位は「度」であり、1～4度までである。

出典：荒川区障害者福祉課（令和2年3月31日）

表2-2 障がい者手帳所持者数

3 公共交通

(1) 公共交通網

荒川区内の鉄道路線（都電を含む）は、6つの路線、28の駅が存在し、日暮里駅、西日暮里駅、町屋駅、南千住駅では3つの路線が通っています。

荒川区内のバス系統は、都営バスとコミュニティバスをあわせて20系統が存在し、日暮里駅では4系統、南千住駅では3系統、都営バスが通っています。また、都営バスは東京駅、池袋駅等、都内の主要な駅に連絡しています。（図2-7）

荒川区交通マップ Map of the Traffic Information



終点	起点	終点	起点	終点
浅草雷門前	東42甲 南千住車庫	東京駅八重洲口	都08 日暮里駅前	錦糸町駅前
駒込病院前	東42乙 南千住駅西口	東神田	北千01 北千住駅東口(電大口)	南千住駅東口
電戸駅前	東43 南千住車庫	秋葉原駅前	北千02 北千住駅東口(電大口)	
見沼代親水公園駅前	東43 南千住駅東口	浅草雷門		
江北六丁目自治地前	錦40 荒川土手操作所前	東京駅丸の内北口		
加賀団地(循環)	錦40 江北駅前	駒込病院前		
		錦糸町駅前		

都バス運行情報サービス (URL: <https://tobus.jp/blsys/navi>)

図 2-7 鉄道路線・バス系統図

(2) 公共交通機関利用状況

① 鉄道（都電を除く）

区内の各交通機関の1日当たりの平均乗降客数を見ると、都電の各停留場以外の駅では、1日当たり5,000人以上の利用があります。特に、西日暮里駅、日暮里駅では、各交通機関を合わせて1日当たり約40万人近くの利用者がいます。（表2-3）

交通機関/駅名	平均乗降人員(人/日)									
	(尾久)	西日暮里	日暮里	三河島	南千住	町屋	新三河島	赤土小学校前	熊野前	(三ノ輪)
JR線	20,720	199,392	228,840	22,922	34,402					
京成本線			103,670			20,915	6,031			
東京メトロ		168,478			31,245	62,882				43,601
つくばエクスプレス					11,836					
日暮里・舎人ライナー		30,858	54,253					5,216	9,677	
合計	20,720	398,728	386,763	22,922	77,483	83,797	6,031	5,216	9,677	43,601

※JR線、つくばエクスプレスの「乗降人員」は「乗車人員」を2倍して算出
出典：各鉄道事業者HP（令和元年度）

表2-3 鉄道駅の1日あたり平均乗降人員

② 都電荒川線

都電荒川線の乗車人員の推移（全線データ）を見ると、令和元年度は46,683人となっており、平成22年度に比べ、1日あたり乗車人員が2,834人減少しています。（表2-4）

1日あたり乗車人員の推移(全線)(人/日)				
H22	H23	H24	H25	H26
49,517	49,130	45,056	45,550	45,501
H27	H28	H29	H30	R1
45,658	45,677	47,774	47,504	46,683

出典：令和2年4月1日現在 東京都統計年鑑

表2-4 都電荒川線1日あたり乗車人員の推移（全線データ）

③ 路線バス（都営バス）

荒川区内を運行する都営バスは全部で14系統あります。主な行き先としては東京駅、池袋駅、北千住駅等、都内の主要な駅へ連絡しています。区内を走る都営バスの中では、草63系統、都08系統の1日当たりの乗車人員が10,000人を超えています。（表2-5）

1日あたりの乗車人員							
	上46	錦40	東42甲	東42乙	東43	端44	草41
区間	南千住駅東口、 南千住車庫前 →上野松坂屋前	南千住駅東口 →錦糸町駅前	南千住駅西口、 南千住車庫前 →東神田、東京 駅八重洲口	南千住車庫前 →浅草雷門	荒川土手操車所前、 江北駅前 →田端駅前、駒込病院 前、東京駅丸の内北口	北千住駅前 →駒込病院前	足立梅田町 →浅草寿町
H27	6,914	792	8,732		6,366	5,708	5,293
H28	5,944	615	7,344		7,284	5,601	4,812
H29	6,464	674	7,849		7,678	6,023	5,264
H30	6,687	700	8,212		7,596	6,141	5,395
R1	6,814	760	8,219		7,566	6,046	5,374
	草43	草63	草64	都08	里22	里48、48-2	合計
区間	足立区役所、 千住車庫前 →浅草雷門	池袋駅東口 →浅草寿町	池袋駅東口 →浅草雷門南	日暮里駅前 →錦糸町駅前	日暮里駅前 →亀戸駅前	日暮里駅前 →見沼代親水公 園駅前、加賀団地	全区間
H27	2,139	13,067	6,776	10,311	6,705	1,021	73,824
H28	1,835	11,505	6,091	10,195	7,179	1,011	69,416
H29	1,966	12,487	6,572	10,927	7,812	1,090	74,806
H30	2,003	12,264	6,834	10,786	7,738	1,110	75,466
R1	2,035	12,152	6,846	10,721	7,949	1,173	75,655

表 2-5 都営バス 1 日あたり乗車人員の推移

出典：東京都交通局 HP

④ コミュニティバスさくら

平成 17 年度から運行を開始したコミュニティバスは、現在 6 系統あります。

過去 5 年の 1 日あたり平均利用者数は、多い順に「さくら」、「汐入さくら」、「町屋さくら」となっています。(表 2-6)

1日あたりの乗車人員							
年度/系統	さくら(01.02.02-1系統)		汐入さくら(03系統)		町屋さくら(04.05.05-1系統)		合計
H27	1,609	(119)	1,289	(60)	550	(53)	3,448
H28	1,636	(119)	1,250	(59)	559	(56)	3,445
H29	1,605	(122)	1,295	(66)	585	(61)	3,485
H30	1,619	(121)	1,376	(68)	615	(63)	3,610
R1	1,483	(107)	1,311	(63)	599	(59)	3,393

※ () 内は障がい者の利用者数

※町屋さくら 04 系統は令和 2 年 6 月末で廃止

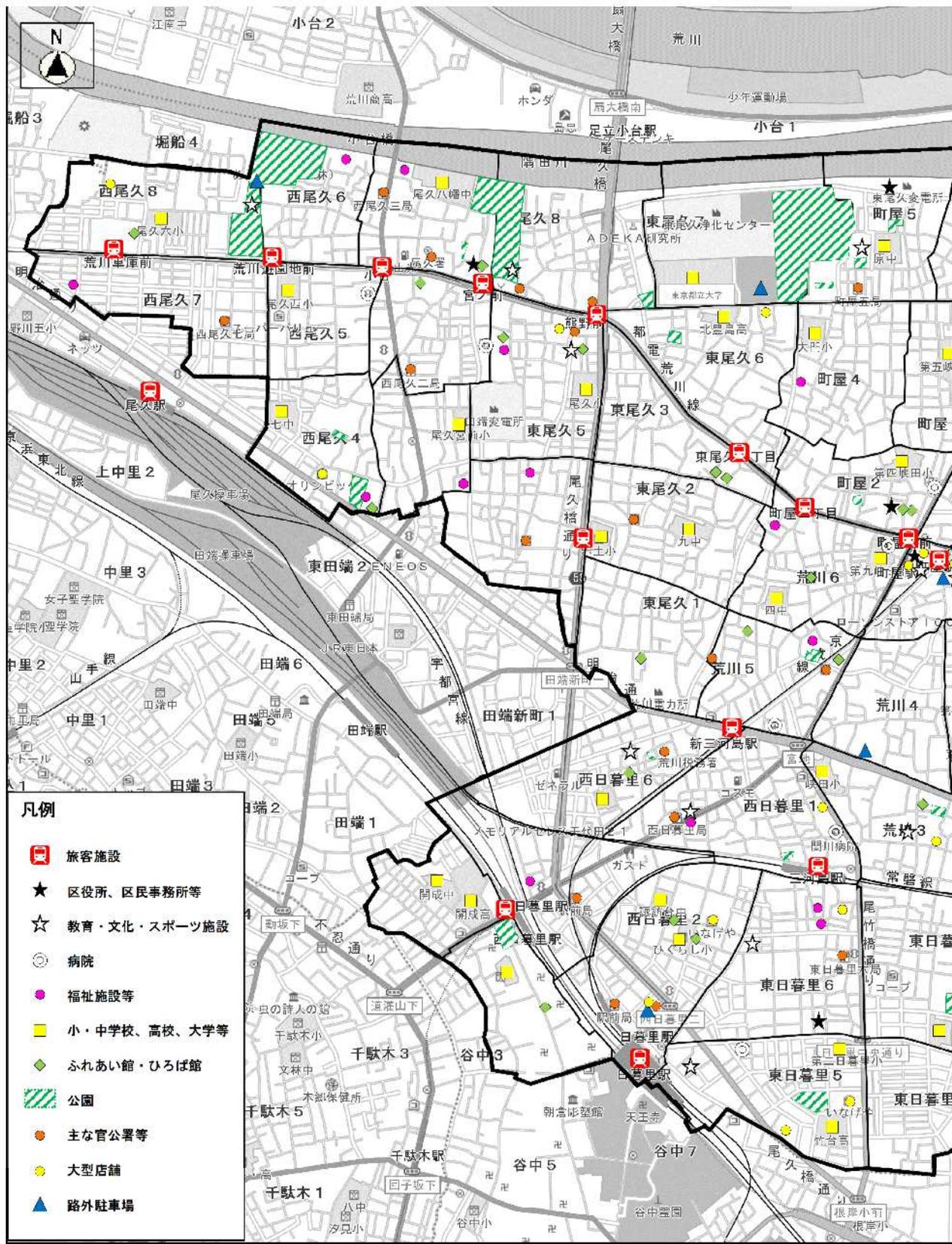
出典：荒川区都市計画課資料(令和 2 年 4 月 1 日現在)

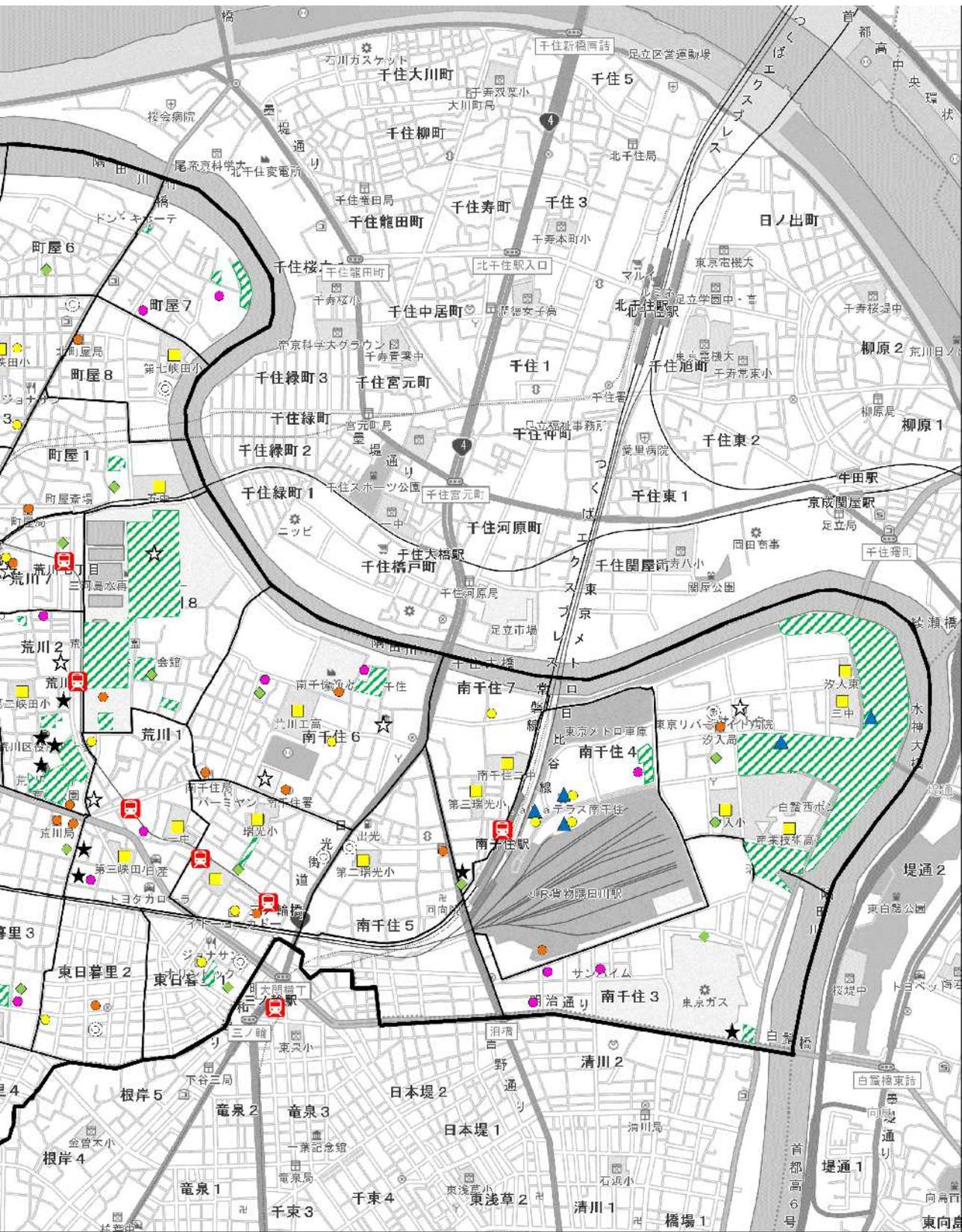
表 2-6 コミュニティバス 1 日あたり平均利用者数の推移

4 主要施設

(1) 施設分布状況

荒川区内には主要施設として、区役所・区民事務所、教育・文化・スポーツ施設、病院、福祉施設、学校、公園、大型店舗、駐車場等の 249 施設が分布しています。(令和 2 年度末時点、旅客施設を除く。)また、各施設の分布状況を見ると、区役所・区民事務所等や主な官公署等の施設は区の中心部に多く、一定規模以上の福祉施設、病院、都立・区立公園、大型店舗等は区内全域に広く分布しています。(図 2-8)





(C) PASCO (C) INCREMENT P

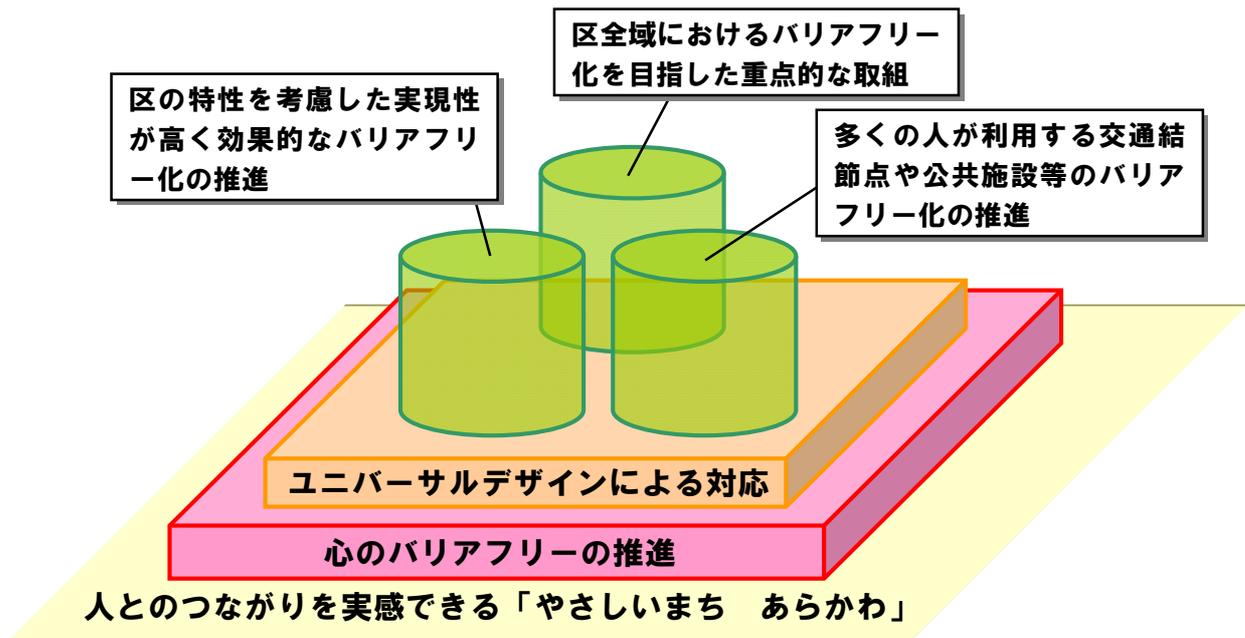
図 2-8 主要施設分布状況

第3章 荒川区バリアフリー基本構想

1 基本理念

全体構想では、区の基本構想や基本計画に基づき、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、基本理念を次のとおり定め、その実現を目指します。

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」



基本理念
人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」



図 3-1 荒川区全体構想の基本方針イメージ図

2 基本方針

基本理念の実現に向けて5つの基本方針を定め、バリアフリーを促進していきます。

基本方針1：心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設整備だけでなく区民等が日常的に困っている人に自然と手を差しのべる心を育むことが大切です。荒川区では、「心のバリアフリー」を重点的に推進していきます。

基本方針2：ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が求められます。特に誰もが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成、サイン計画等の充実を図ります。

基本方針3：多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

区民がよく利用する旅客施設を中心に駅前広場のバリアフリー化や、高齢者、障がい者、子育て環境、来街者等それぞれの利用に配慮したバリアフリー化を推進します。また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

基本方針4：区特性を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進

区民の生活基盤である都電・バス利用を考慮した移動経路及び車両のバリアフリー化を推進します。なお、車両のバリアフリー化に当たっては各事業者と調整を図ります。また、施設間の移動を補完するコミュニティバスの活用を推進します。

基本方針5：区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組

区特性を踏まえたバリアフリー化を推進する重点整備地区を設定し、地区別基本構想を作成します。また、重点整備地区での取組を重点整備地区以外の地区にも事業機会を捉えて展開して荒川区全体でのバリアフリー化を推進します。

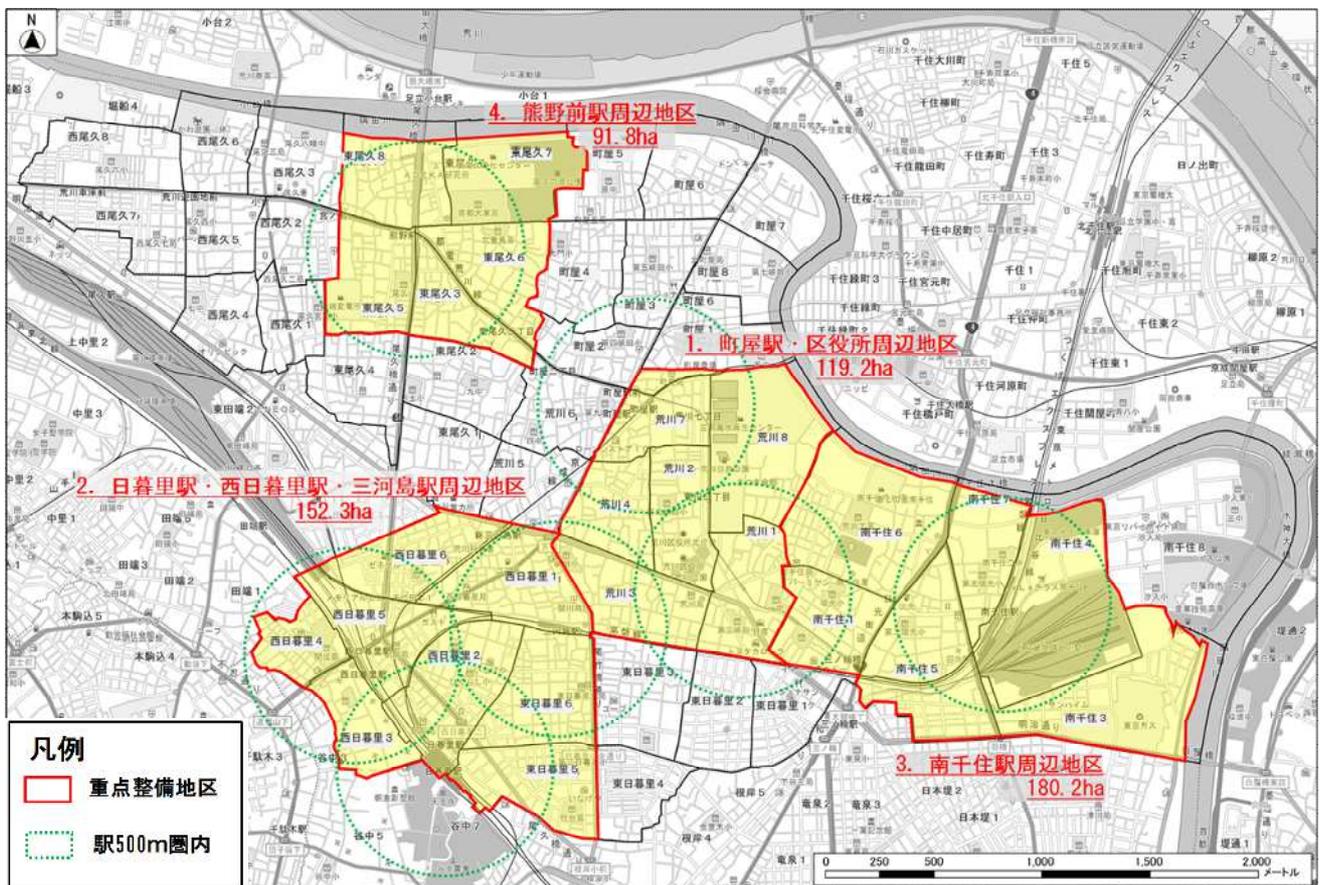
3 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区

荒川区では、バリアフリー法並びに基本方針で示されている要件を踏まえ、特に、高齢者及び障がい者等の移動を考慮した上で、以下の4地区を重点整備地区に設定しました。(表3-1、図3-2)

地区名	面積	範囲	策定年度
町屋駅・区役所周辺地区	119.2ha	荒川1~4,7,8丁目,町屋1丁目の一部	平成22年度
日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区	152.3ha	西日暮里1~6丁目、東日暮里5,6丁目	平成23年度
南千住駅周辺地区	180.2ha	南千住1~7丁目	平成24年度
熊野前駅周辺地区	91.8ha	東尾久3,5~8丁目	平成25年度

表3-1 荒川区バリアフリー重点整備地区一覧



(C) PASCO (C) INCREMENT P

図3-2 荒川区バリアフリー重点整備地区位置図

4 バリアフリーの推進体制

バリアフリー基本構想における推進体制として、平成 26 年度に学識経験者、区民・区団体代表、交通事業者、関係行政機関、施設管理者等及び荒川区により構成する「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置しました。推進協議会では、区全体並びに重点整備地区における事業進捗のモニタリング、基本構想並びに特定事業計画の推進等に関する協議を関係者間で行うこととしています。

また、推進協議会には、2つの検討委員会（①住民検討委員会、②特定事業検討委員会）を設置しています。学識経験者、区民・区団体で構成する住民検討委員会では、重点整備地区におけるまち歩きやワークショップを行い、特定事業計画推進のための意見の取りまとめや住民の視点での課題について、協議・検討を行います。交通事業者、関係行政機関、施設管理者等で構成する特定事業検討委員会では、特定事業計画の進捗状況と事業推進を図るための協議・検討・調整を行います。荒川区では、この2つの検討委員会と全体で行う推進協議会間で事業進捗と情報の共有を図り、バリアフリー基本構想の実現に向けた取組を行います。

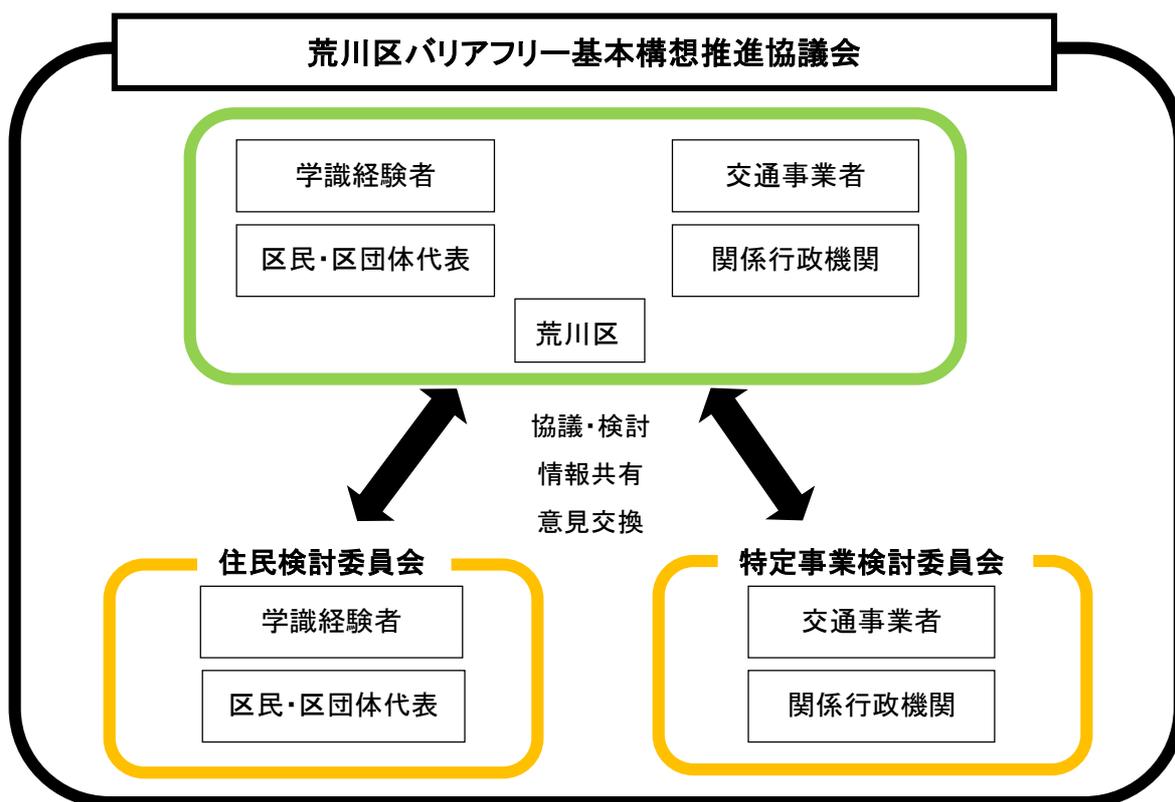


図 3-4 バリアフリー推進体制のイメージ図

5 地区全体の進捗状況と評価

(1) 進捗状況と評価の算出方法

特定事業計画の進捗状況として、平成22年度から令和元年度までに実施されたものについて、定量的に評価するために、評価指標に「進捗率」を用いて、重点整備地区別（4地区）、特定事業の分類別（5事業）に「進捗率」を算出しました。

■重点整備地区（4地区）

町屋駅・区役所周辺地区、日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区、南千住駅周辺地区、熊野前駅周辺地区

■特定事業（5事業）

【公共交通特定事業】

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター、点字ブロックなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
- ・その他駅ホームにおける安全設備（案内サイン、ホームドアなど）の整備

【道路特定事業】

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

【都市公園特定事業】

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（トイレ、出入口、園路など）の整備

【交通安全特定事業】

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、エスコートゾーンなど）

【建築物特定事業】

- ・特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター、トイレなど）の整備

また、重点整備地区における個別の特定事業の評価を◎（改善された）、○（概ね改善された）、△（改善に着手した）、－（改善に向け検討中）の4段階で設定し、各評価が当事者意見を反映したものとなるようヒアリング及び検討協議を実施しました。

これらの特定事業計画の実施状況に加え、その他のバリアフリーの実施状況を調査し、バリアフリー基本構想で定めた地区別の整備方針や全体構想を踏まえ、区内のバリアフリー化の進捗状況を評価しました。

（２） 進捗状況と評価結果

（i） 特定事業計画の取組

進捗率を計画数に占める完了済みの事業の割合とし、次式により算出しました。

$$\text{進捗率} = \text{完了事業数} \div (\text{事業数} - \text{継続事業数} - \text{大規模事業数}) \times 100$$

	事業数	継続事業数	大規模事業数	評価対象事業数			進捗率
				完了事業数	未完了事業数		
公共交通特定事業	66	21	10	35	30	5	86%
道路特定事業	136	47	49	40	31	9	78%
都市公園特定事業	45	3	9	33	26	7	79%
交通安全特定事業	19	12	0	7	7	0	100%
建築物特定事業	44	5	11	28	25	3	89%
合計	310	88	79	143	119	24	83%

表 3-2 特定事業の事業数及び進捗率

（令和元年度末時点）

令和元年度末時点 進捗率	地区				総計
	町屋駅・ 区役所周辺	日暮里駅・西日暮里 駅・三河島駅周辺	南千住駅周辺	熊野前駅周辺	
公共交通特定事業	90%	88%	67%	100%	86%
道路特定事業	88%	71%	77%	100%	78%
都市公園特定事業	80%	50%	76%	89%	79%
交通安全特定事業	100%	100%	100%	100%	100%
建築物特定事業			94%	83%	89%
合計	88%	78%	81%	89%	83%

表 3-3 各地区の特定事業進捗率

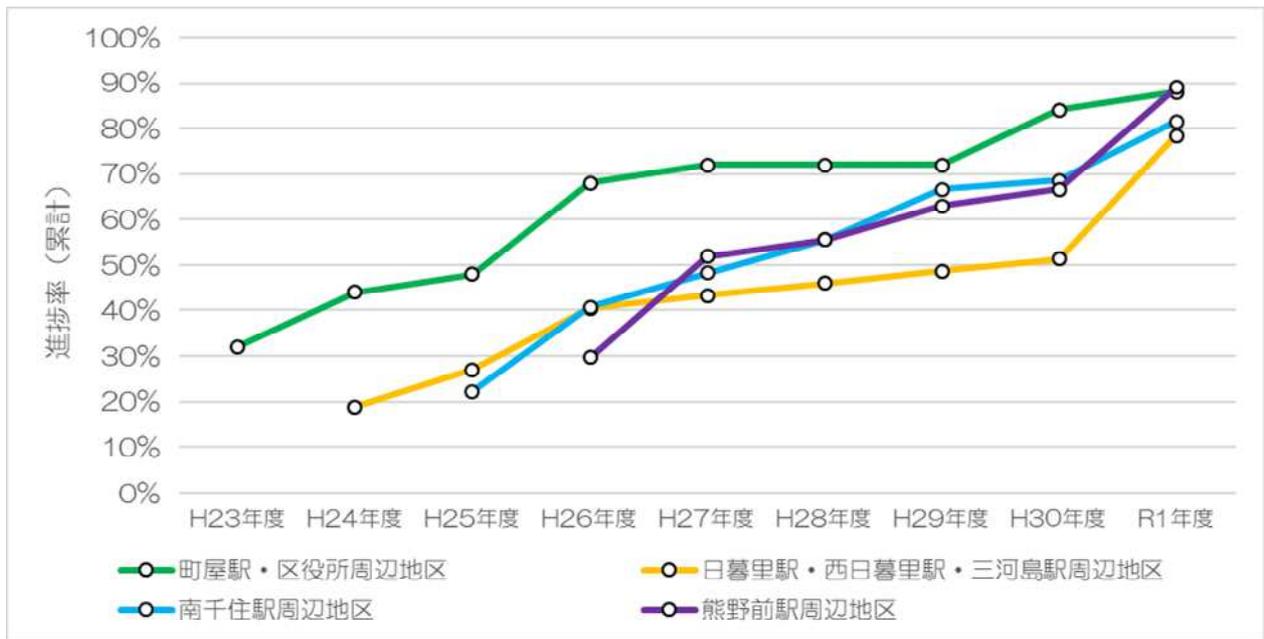


図 3-4 特定事業の進捗率の推移

平成 23 年度から令和元年度にかけて特定事業を実施しており、荒川区では全体で 310 の事業計画が位置づけられていました。事業数からソフト事業等の継続事業と大規模工事を伴う事業を除いた 143 の事業の進捗率は 83% です。

また、平成 23 年度から令和元年度まで進捗率は、図 3-4 のとおり、平成 26 年度及び令和元年度に大きく増加しています。

各事業ごとに進捗した事業の例として、公共交通特定事業では、ホーム上の点字ブロックや段差解消等の改善すべき課題として挙げられていたものが各鉄道・バス事業者によって改善されました。道路特定事業では、歩道改修のようなハード事業と放置自転車や不法占用物件に対するソフト対策への取組が行われました。そのほか都市公園特定事業では、公園トイレのバリアフリー化が進展しました。交通安全特定事業では、信号機改良、エスコートゾーン設置等が行われました。建築物特定事業では、公共施設・民間施設でのリニューアル工事がともに実施されました。

これらの具体的事業の評価結果と地区別進捗状況については、4 章から 7 章の各重点整備地区の「進捗状況と評価」の項に詳しく記載したのでご参照下さい。

(ii) その他のバリアフリーの取組

事業者	場所	取組状況
東京地下鉄	東京メトロ千代田線 町屋駅・西日暮里駅	[令和元年度] <ul style="list-style-type: none"> ホームドアを設置 安全対策として注意喚起シート、駅係員よびだしインターホン等を設置 
東日本旅客鉄道	JR 日暮里駅	[令和2年度] <ul style="list-style-type: none"> 「日暮里ターミナル利便性向上のための基本ルール」に基づく案内サインを整備
	JR 西日暮里駅	[令和元年度] <ul style="list-style-type: none"> 京浜東北線ホームにホームドアを設置
京成電鉄	京成日暮里駅	[平成29年度] <ul style="list-style-type: none"> 下りホームにホームドアを設置  <p>[平成30年度] <ul style="list-style-type: none"> 上りホームにホームドアを設置 「日暮里ターミナル利便性向上のための基本ルール」に基づく案内サインを整備 </p>
首都圏新都市鉄道	南千住駅	[平成29年度] <ul style="list-style-type: none"> ホーム階からコンコースに設置している誘導案内サインを更新
東京都交通局	都営バス車両	[平成30年度] <ul style="list-style-type: none"> フルフラットバスを導入
	日暮里駅前	[令和2年度] <ul style="list-style-type: none"> 「日暮里ターミナル利便性向上のための基本ルール」に基づく案内サインを整備
東京地下鉄 東日本旅客鉄道 京成電鉄 首都圏新都市鉄道 東京都交通局	共通	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーとして「声かけ・サポート」運動、「サービス介助士」資格取得促進、「ヘルプマーク」普及の各取組を実施
東京都建設局 東日本旅客鉄道	道灌山通り	[平成29年度] <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化工事に合わせ、西日暮里駅の出入口歩道部の段差の解消を実施及び点字ブロックを連続して設置

		[令和元年度] ・JR 西日暮里駅の出入口の段差解消を実施
郵便局 荒川区	ルートにっぽり 西日暮里 5 丁目 19 番	[平成 29 年度] ・歩道上の郵便ポスト を花壇内に移動し、歩 道の有効幅員を確保 
荒川警察 南千住警察 尾久警察	区内全域	・東京都公安委員会が定める荒川区バリアフリー交 通安全特定事業計画に則り、令和元年度までに重 点整備地区内 79 か所に音響式信号を設置
荒川警察	藍染川通り	[令和 2 年度] ・京成町屋駅前の信号をゆとりシグナル化
荒川区	サンパール荒川	[平成 27 年度] ・大規模改修に伴い、バリアフリースイレ、授乳室 の増設、点字ブロックの改修、磁器ループ設備設 置等を実施
	ゆいの森あらかわ	[平成 28 年度] ・中央図書館、吉村昭記念文学館、ゆいの森子ども ひろばが一体となったあらゆる世代の方が利用 できる施設として新設し、施設前の道路の無電柱 化を実施
	あらかわりサイクルセンター	[平成 28 年度] ・資源の中間処理の様子を見学する施設見学会や、 リサイクルの工房・教室等の開催が可能な施設と して新設
	日暮里図書館	[平成 29 年度] ・建物改修に伴い歩行空間の確保、バリアフリース イレの改修、授乳室の設置等を実施
	ムーブ町屋	[平成 30 年度] ・エレベーターの車いすマークのボタンを押した際 の扉開閉の設定時間の見直しを実施 [令和元年度] ・京成町屋駅からムーブ町屋までの区道部で劣化し ていた点字ブロックを改修
	荒川総合スポーツセンター	[令和元年度] ・大規模改修に伴い EV を増設、バリアフリースイ レの改修、点字ブロックの設置等、各所のバリア フリー化を実施
	公園 区内全域	・荒川区バリアフリー基本構想策定から令和元年度 までに 3 つの公園を新設

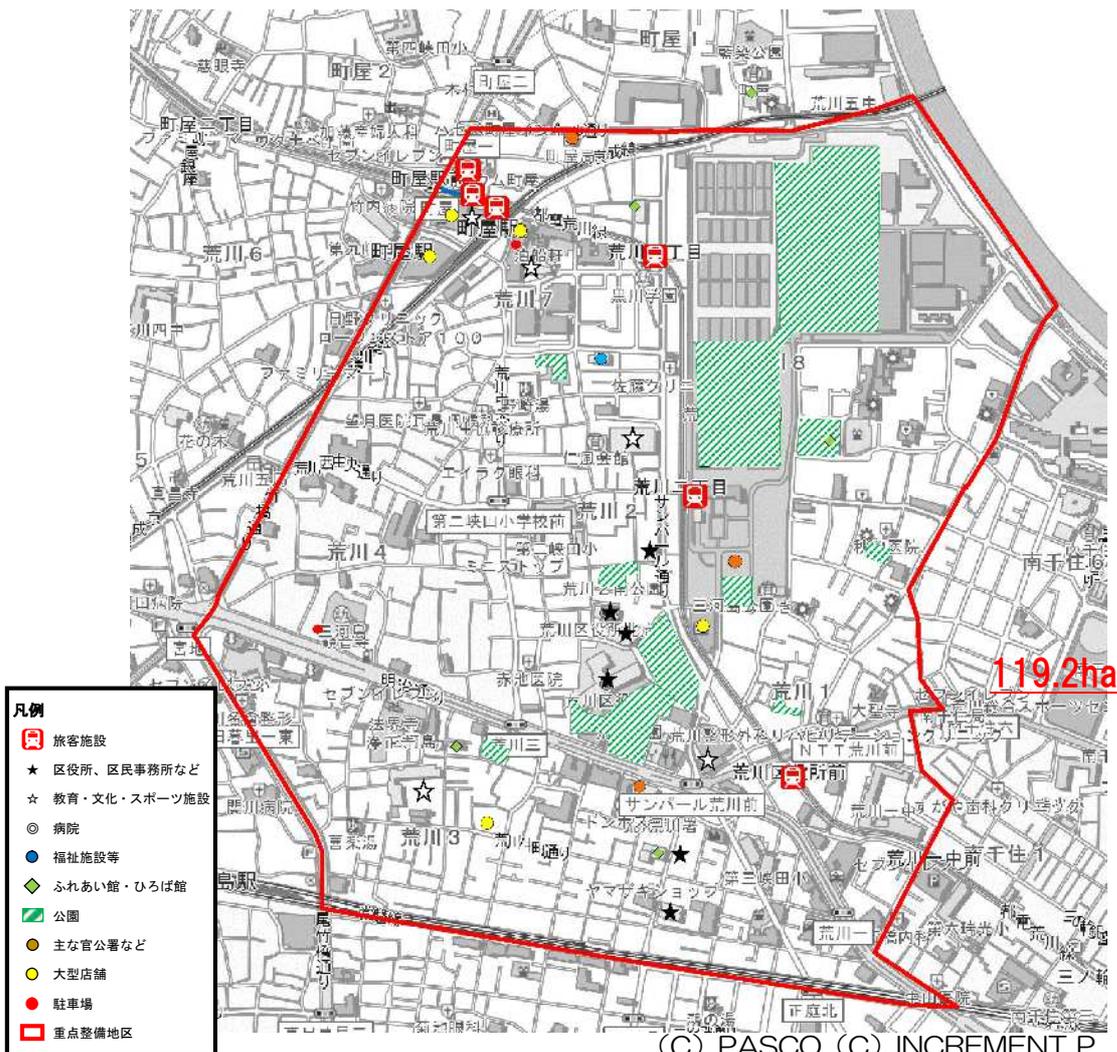
		<ul style="list-style-type: none"> 公園トイレ、公衆トイレについて、荒川区バリアフリー基本構想策定から令和元年度までに区内 17 か所のトイレの建替え及び改修を実施し、バリアフリートイレを設置 
	児童遊園 区内全域	<ul style="list-style-type: none"> 荒川区バリアフリー基本構想策定から令和元年度までに 3 つの児童遊園を新設 令和元年度までに区内 2 か所の児童遊園について、車いすに対応したバリアフリートイレを整備
	ルートにっぽり	<p>[平成 30 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急維持工事にて金杉踏切付近の階段に点字ブロックを設置 <p>[平成 30 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道端部の車止めの間隔が狭い箇所について、車止めの間隔を広げる工事を実施
	ゆいの森通り	<p>[令和元年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道沿いの民家の植木により、歩道を狭くしている箇所について、中低木の適切な維持管理をお願いし、道路上にはみ出した枝を剪定
	区内全域	<p>[平成 27 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観及びユニバーサルデザインに考慮した公共サインを整備するため、色彩やフォント等の規格を示した「荒川区公共サインガイドライン」を策定
	日暮里駅周辺	<p>[平成 30 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日暮里ターミナル利便性向上のための基本ルール」を策定 <p>[令和元年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日暮里ターミナル利便性向上のための基本ルール」に基づく案内サインを整備
国土交通省 荒川区	区内全域	<p>[平成 25 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省と協力し「まちのバリアフリーと心のバリアフリーを考えるシンポジウム」を開催し、日暮里駅にて啓発チラシ配布等を実施

第4章 町屋駅・区役所周辺地区

1 町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想

(1) 基本情報

- ・地区名：町屋駅・区役所周辺地区
- ・面積：119.2ha
- ・範囲：荒川1～4、7、8丁目、町屋一丁目的一部
- ・策定年度：平成22年度
- ・人口：24,793人※ 高齢者人口：6,129人※
- ・世帯数：13,337世帯※ ※町屋一丁目の一部を除く
- ・生活関連施設：荒川区役所本庁舎、荒川区役所北庁舎、サンパール荒川、ムーブ町屋、町屋文化センター、荒川山吹ふれあい館、荒川郵便局、荒川町屋郵便局、アクロス荒川、町屋駅（東京メトロ）、京成町屋駅（京成本線）、町屋駅前（都電荒川線）、荒川区役所前（都電荒川線）、荒川二丁目（都電荒川線）、荒川七丁目（都電荒川線）、荒川自然公園、荒川公園、イーストヒル町屋、赤礼堂町屋店、スーパーバリュー荒川一丁目店



(2) 地区の整備方針

町屋駅・区役所周辺地区では平成 22 年度に基本構想を策定し、以下のような整備方針を掲げてバリアフリーの取組を進めてきました。

I 地区の基本的指針

- 町屋駅・区役所周辺地区は、密集市街地に位置し、細街路が多く歩車道分離が困難なため、バリアフリー化に当たっては、ソフト面における取組や区民のバリアフリーに対する“気付き”を高めるため、特に「心のバリアフリー」を推進します。
- 町屋駅・区役所周辺地区は、区役所、サンパール荒川等、区民が日常的に利用する施設が多く、それらの施設相互を連絡する経路については、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク化」を推進します。
- 地区内の生活関連施設、生活関連経路の「重点的なバリアフリー化」を先導的に推進し、取組内容を他の重点整備地区へ波及させ、更には荒川区全体に展開します。

II 事業別整備方針

① 公共交通

鉄道駅については、町屋駅（京成本線、東京メトロ千代田線）は、エレベーター、多目的トイレの設置等、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは、改善すべき箇所が残っています。今後は、ホーム上の点字ブロックの改修、階段の手すりの点字シートの補修等、既存設備の補修・改善や駅構内でのエレベーターの乗換案内・トイレの音声案内の設置等、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。

都電停留場については、鉄道、バスへの乗り換え案内の充実や、荒川区役所、サンパール荒川といった主要な公共施設等への案内表示を充実していきます。

バス事業については、ノンステップバスの導入を推進していきます。また、運転手への事前研修等を徹底し、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安心して乗車できる環境をつくっていきます。

② 道路

地区内の道路については、歩道の段差解消、舗装整備、生活関連施設までの連続的な点字ブロックの設置や路面表示等に努めていきます。

また、明治通り、尾竹橋通り、荒川中央通り、荒川仲町通り等、地区内の生活関連経路については、歩道上の私的占有物(看板の設置等)に対する指導・取締りを継続的に実施していきます。

さらに、町屋駅周辺を中心とした地区内の違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上については、東京都、荒川区、警察が連携して取り組みます。

③ 都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、移動しやすい園路の整備を行っていきます。

荒川自然公園については、エレベーター、多目的トイレの設置等、今後、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等の利用に配慮したバリアフリー整備を実施していきます。

④ 建築物

荒川区役所本庁舎、サンパール荒川等、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安全・快適に利用できるような移動等円滑化に努めていきます。

⑤ 交通安全

信号の新設や、サイクル長の改善については、必要箇所の検討・検証を行い、必要に応じて対応していきます。

また、地区の主な課題である自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを強化します。また、関係行政機関と連携した講習会等の開催も継続して実施していきます。

⑥ その他の事項

自転車マナーの向上については、警察署や交通安全協会と連携し、学生を対象とした講習会等の開催による啓発活動により、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

2 進捗状況と評価

(1) 進捗状況

町屋駅・区役所周辺地区

	事業数	継続事業数	大規模事業数	評価対象事業数		進捗率	
				完了事業数	未完了事業数		
公共交通特定事業	15	3	2	10	9	1	90%
道路特定事業	25	10	7	8	7	1	88%
都市公園特定事業	5	0	0	5	4	1	80%
交通安全特定事業	10	8	0	2	2	0	100%
建築物特定事業							
合計	55	21	9	25	22	3	88%

表 4-1 令和元年度時点の地区別進捗率

平成 22 年度に、町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想において、55 の特定事業を設定しました。このうち、ソフト対策等の継続事業と大規模工事を伴う長期事業を除いた 25 事業の 88%にあたる 22 事業が令和元年度までに完了しています。

公共交通特定事業の整備方針では、利用の観点から改善すべき課題として、ホーム上の視覚障がい者誘導用ブロックの改修や案内の充実、音声案内の設置等が挙げられており、各事業者によって順次取組が進んでいる状況です。バス事業においては、ノンステップバス導入を達成しました。

道路特定事業では、放置自転車や不法占用物件に対するソフト対策とバリアフリーのハード対策が進んでおり、そのほか荒川自然公園におけるエレベーター設置、サンパール荒川の大規模改修が行われました。また、交通安全特定事業では、交通事故防止と交通安全意識の向上を目指した取組等が行われました。

この地区のバリアフリーについては、徐々にではありますが着実に進んでいる状況です。

(2) 主な特定事業の評価

事業	事業者	主な項目	概要	取組状況	評価
公共交通 特定事業	東京都 交通局	町屋駅前 案内・情報	案内の改善	平成 26 年度、ホーム上に千代田線、京成線の案内用の略地図を設置	◎
		荒川七丁目 都電荒川線 ホーム	手摺の延長	平成 23 年度、手摺の改修を実施	 ◎
		荒川七丁目 都電荒川線 案内・情報	案内板の更新	平成 26 年度、周辺施設案内板を設置	◎
			視覚障がい者向けの案内の充実	自動音声案内や乗務員による放送案内を実施しているが、案内表示については未実装	△

東京地下鉄	千代田線 町屋駅 B3 階 ホーム	点字ブロックの改善	平成 30 年度、小判型の点字ブロックを改修	◎	
	千代田線 町屋駅 B1 階 トイレ	音声案内の設置	平成 25 年度、音声案内を設置	◎	
	千代田線 町屋駅 案内・情報	案内の改善	令和元年度、エレベーターの乗換案内をエレベーター内からも見やすい位置に変更	◎	
	千代田線 町屋駅 その他	障害物の除去	平成 26 年度、点字ブロックに近接する案内ラックを移設	◎	
	京成電鉄	京成町屋駅 構内	点字ブロックの修繕	平成 26 年度、点字ブロックの欠損箇所の補修を完了	◎
東京都交通局	都営バス 車両	ノンステップバスの導入	平成 24 年度、全車両のノンステップバス化を完了	◎	
道路 特定事業	東京都建設局	明治通り	歩道の改修	荒川区役所バス停付近の歩道改修を実施	◎
			点字ブロックの設置	荒川区役所と荒川区役所前バス停間の歩道改修、連続的な点字ブロック整備を実施	◎
		尾竹橋通り	段差の解消	歩道と車道間の段差を解消	◎
			歩道の改修	舗装が凸凹している箇所の補修を実施	◎
	荒川区	地区全体	案内の改善	町屋駅からアクロス荒川までの案内を充実していく	△
		ゆいの森通り	案内の改善	ウォーキングの際に活用できるマップを作成し配付した	◎
		区道 荒 290 号線	点字ブロックの設置	平成 23 年度、都電町屋駅前から京成町屋駅までの区間の点字ブロックを補修 平成 30 年度、同区間の補修を実施	◎
		千住間道	電柱の撤去	平成 22 年度、都市計画道路の無電柱化事業で残っていた古い電柱の撤去を実施	◎



都市公園 特定事業	荒川区	荒川公園 園路	平坦性確保	平成 23 年度、不良部分の修繕 平成 30 年度、明治通りからの主園路改修を実施		◎
		荒川自然公園 出入口	バリアフリー ルート の 確保	平成 23 年度、エレベーターを整備し、通路を全面改修		◎
		荒川自然公園 園路	園路の改修	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 期部分は現地調査を行い不良部分の修繕を実施 第 2 期部分の外周園路についてはゴムチップ舗装を実施 第 3 期部分は調査済みであり、整備時期を検討中 		○
		荒川自然公園 トイレ	バリアフリー トイレ の 設置	平成 24 年度、第 2 期エリアのトイレ、平成 30 年度、第 1 期エリアを全面改修した。第 3 期エリアのトイレは平成 7 年度の開園時に設置済みのため、全エリアで設置完了した		◎
		荒川自然公園 設備	水飲み場の バリアフリー 対応	平成 24 年度、バリアフリー対応の水飲み場設置し、園路改修に合わせ平坦性確保工事を実施		◎
		交通安全 特定事業	荒川警察	尾竹橋通り	右折信号用の補助信号設置	実査を行い検討した結果、現状を維持することとなった
藍染川通り	横断歩道の設置			平成 27 年度、町屋ふれあい館入口に横断歩道を設置		◎

評価 ◎：改善された

○：概ね改善された

△：改善に着手した

－：改善に向け検討中

3 今後の取組み

町屋駅・区役所周辺地区においては、地区の基本的方針を継続するとともに、生活関連施設・生活関連経路の更新と特定事業計画の再設定によってバリアフリーのより一層の促進を目指します。

(1) 生活関連施設・生活関連経路

町屋駅・区役所周辺地区内にはこれまで、町屋駅（京成、メトロ、都電）等の主要駅や荒川区役所、サンパール荒川等の主要施設をはじめとした24の生活関連施設が分布していました。本構想においては、ゆいの森あらかわや荒川区子ども家庭総合センター等の19施設を新たに生活関連施設として設定し、以下のとおり生活関連施設及び生活関連経路を更新しました。（表4-2、4-3）

〈生活関連施設一覧〉

No.	施設名称	No.	施設名称
	駅・都電停留場		ふれあい館・ひろば館
1	京成町屋駅（京成本線）	23	町屋ふれあい館
2	町屋駅（東京メトロ千代田線）	24	三河島ひろば館
3	町屋駅前（都電荒川線）	25	荒川山吹ふれあい館
4	荒川区役所前（都電荒川線）	26	荒川さつき会館
5	荒川二丁目（都電荒川線）	27	峡田ふれあい館
6	荒川七丁目（都電荒川線）		店舗
	区役所・区民事務所など	28	赤札堂町屋店
7	荒川区役所本庁舎	29	イーストヒル町屋
8	荒川区役所北庁舎（荒川区保健所）	30	サンポップマチャ
9	荒川区がん予防・健康づくりセンター	31	ビッグ・エー荒川三丁目店
10	あらかわエコセンター・たんぼぼセンター	32	スーパーバリュー荒川一丁目店
11	荒川区役所分庁舎		公園
12	荒川区子ども家庭総合センター	33	荒川自然公園
	教育・文化施設	34	荒川公園
13	サンパール荒川（荒川区民会館）	35	荒川二丁目公園
14	町屋文化センター	36	荒川二丁目南公園
15	ムーブ町屋	37	荒川三丁目公園
16	ゆいの森あらかわ	38	荒川八丁目公園
17	生涯学習センター	39	荒川八丁目南公園
18	教育センター	40	三河島公園
	主な官公署など	41	荒川東公園
19	荒川郵便局		駐車場
20	荒川町屋郵便局	42	イーストヒル町屋駐車施設
21	東京都下水道局三河島水再生センター	43	タカデンパーキング
	福祉施設など		
22	アクロス荒川		

表 4-2 生活関連施設

〈生活関連経路一覧〉

経路 番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
①	都道 306 号線 (明治通り)	経路⑫～常磐線高架下道路 (荒川区役所本庁舎、荒川公園、荒川郵便局)	東京都
②	都道 313 号線 (尾竹橋通り)	経路④ (ゆいの森通り) ～経路⑧ (東京メトロ町屋駅)	
③	都道 313 号線 (尾竹橋通り)	経路⑮ (荒川仲町通り) ～三河島駅	
④	区道荒 42 号線 (ゆいの森通り)	経路② (尾竹橋通り) ～荒川町屋郵便局	荒川区
⑤	区道荒 42 号線 (ゆいの森通り)	経路① (明治通り) ～経路⑥ (藍染川通り) (荒川山吹ふれあい館、荒川七丁目停留場、荒川二丁目停留場、荒川公園、サンパール荒川)	
⑥	区道荒 97・116 号線 (藍染川通り)	経路⑮～⑧ (京成町屋駅)	
⑦	区道荒 44・262 号線 (荒川中央通り)	経路① (明治通り) ～経路⑧	
⑧	区道荒 44 号線	経路② (尾竹橋通り) ～経路⑨	
⑨	区道荒 162 号線	経路⑥ (藍染川通り) ～経路⑦ (荒川中央通り) (イーストヒル町屋)	
⑩	区道荒 290 号線	経路② (尾竹橋通り) ～京成町屋駅 (町屋駅前停留場)	
⑪	法定外通路	経路⑥ (藍染川通り) ～経路⑫	
⑫	区道荒 43 号線	仁風保育園～経路⑪ (アクロス荒川)	
⑬	区道荒 45 号線	経路⑦ (荒川中央通り) ～経路⑫ (町屋文化センター)	
⑭	区道荒 185 号線	経路⑤ (ゆいの森通り) ～経路⑦ (荒川中央通り) (荒川区役所北庁舎、荒川区がん予防・健康づくりセンター)	
⑮	区道荒 104 号線 (千住間道)	経路① (明治通り) ～荒川区役所前停留場	
⑯	区道荒 72 号線	経路① (明治通り) ～経路⑮ (荒川仲町通り) (荒川区子ども家庭総合センター、峡田ふれあい館、あらかわエコセンター・たんぼぼセンター)	
⑰	区道荒 213-1 号線 (荒川仲町通り)	経路③ (尾竹橋通り) ～経路⑯ (ビッグ・エー荒川三丁目店)	
⑱	区道荒 49 号線	経路⑤ (ゆいの森通り) ～経路⑳	
⑲	区道荒 276 号線	経路⑳～	
⑳	区道第 128 号線	経路⑱～荒川八丁目公園	
㉑	区道第 132 号線	経路⑳～荒川八丁目南公園	
㉒	区道第 109 号線	経路⑮ (千住間通) ～荒川東公園	
㉓	区道荒 70 号線	経路① (明治通り) ～経路㉔	
㉔	区道第 216 号線	経路㉓～荒川三丁目公園	
㉕	区道第 215-1 号線	経路① (明治通り) ～生涯学習センター	

経路番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
②⑥	区道第 176 号線	経路⑤ (ゆいの森通り) ～荒川二丁目南公園	荒川区
②⑦	区道第 167 号線	経路⑤ (ゆいの森通り) ～経路⑫	
②⑧	区道第 145 号線	経路⑥ (藍染川通り) ～町屋ふれあい館	
②⑨	管理通路 2-701 号線	経路⑤ (ゆいの森通り) ～荒川山吹ふれあい館	

表 4-3 生活関連経路

更新した町屋駅・区役所周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は、下図のとおりです。

(図 4-2)

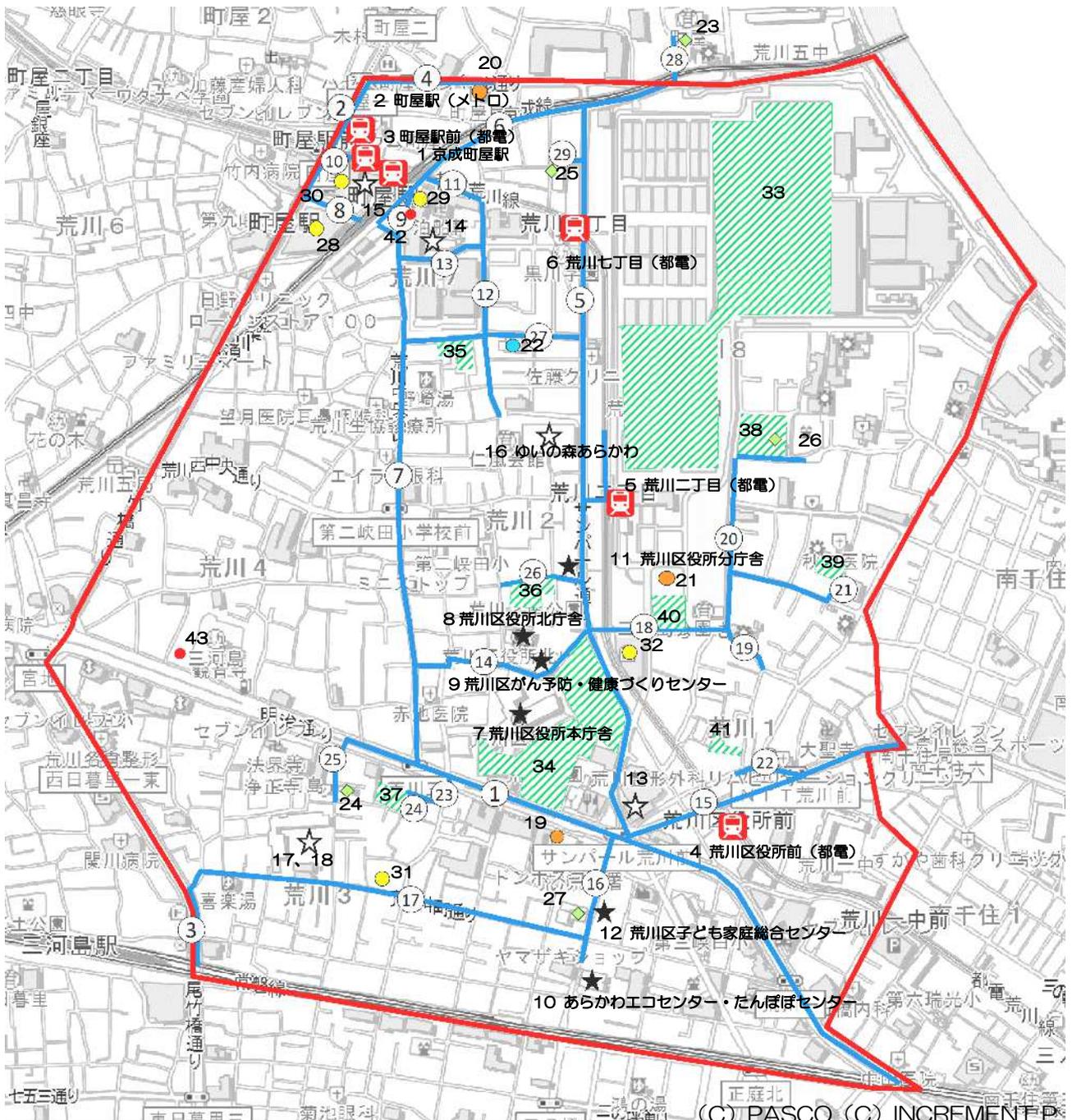


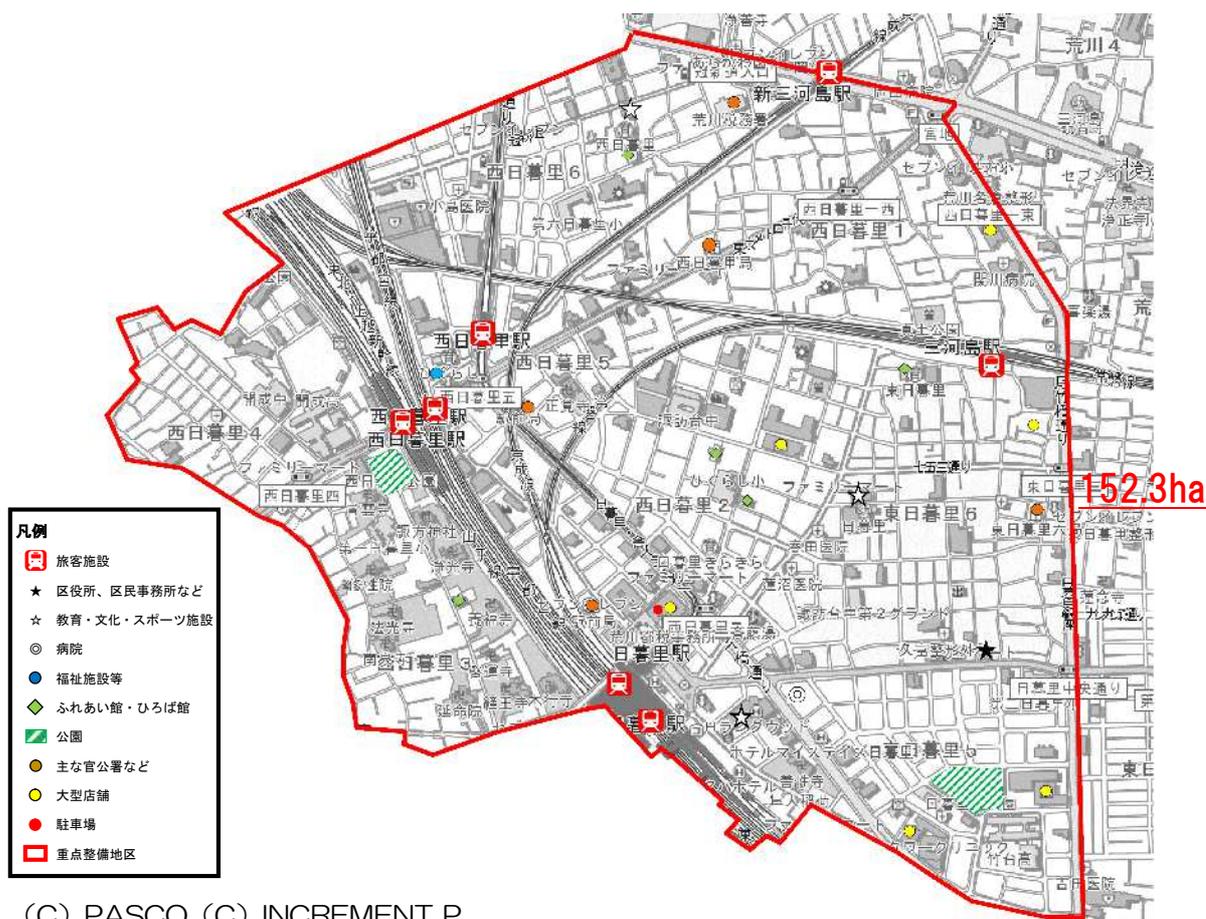
図 4-2 生活関連施設及び生活関連経路

第5章 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区

1 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想

(1) 基本情報

- ・地区名：日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区
- ・面積：152.3ha
- ・範囲：東日暮里5、6丁目、西日暮里1～6丁目
- ・策定年度：平成23年度
- ・人口：36,813人 高齢者人口：6,978人
- ・世帯数：21,819世帯
- ・生活関連施設：日暮里区民事務所、日暮里サニーホール、日暮里図書館、冠新道図書サービスステーション、荒川税務署、東日暮里郵便局、西日暮里郵便局、日暮里駅前郵便局、西日暮里駅前郵便局、日暮里駅(JR、京成本線、日暮里・舎人ライナー)、西日暮里駅(JR、東京メトロ、日暮里・舎人ライナー)、三河島駅(JR)、新三河島駅(京成本線)、日暮里南公園、西日暮里公園、日暮里地域包括支援センター、いなげや荒川東日暮里店、いなげや荒川西日暮里店、マルエツプチ東日暮里店、マルエツ西日暮里店



(C) PASCO (C) INCREMENT P

図 5-1 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区位置図

(2) 地区の整備方針

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区では、平成 23 年度に基本構想を策定し、以下のような整備方針を掲げてバリアフリーの取組を進めてきました。

I 地区の基本的指針

- 駅を中心に一定のバリアフリー化が進んでいる日暮里駅周辺については、鉄道駅並びに各種施設相互を連絡する経路について、既存バリアフリー化区間との連携を含め、地区全体として、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク」の拡充を推進します。
- 日暮里駅・西日暮里駅を始めとした公共交通機関のターミナルとしての機能が充実した区内外の多くの利用者が行き交う地区であり、隣接地区等との連携を考慮した「重点的なバリアフリー化」を推進し、他の重点整備地区への波及並びに区全体への展開を目指します。
- 地区内の生活関連施設、生活関連経路における施設のバリアフリー化の推進と併せて、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する“気付き”を高めるため、「心のバリアフリー」を推進します。

II 事業別整備方針

① 公共交通

鉄道駅については、日暮里駅（JR東日本、京成電鉄、日暮里・舎人ライナー）、西日暮里駅（JR東日本、東京メトロ、日暮里・舎人ライナー）は、エレベーター、多目的トイレの設置等、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは、改善すべき箇所が残っています。今後は、ホームドアの設置等により安全性向上のための対策を行うとともに、サインや視覚障がい者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という）の改修、既存設備の補修・改善等、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。また、三河島駅（JR東日本）、新三河島駅（京成電鉄）は、バリアフリー化のためのスペースの確保が困難な箇所もあることから、今後の設備改修に併せて、利用者の意見を反映したバリアフリー化に向けた整備の検討を行います。さらに、コンコース等における休憩施設については、利用者の意見などを踏まえ、配置やスペースの問題を考慮しながら整備を検討します。

バス事業については、施設の適正な維持管理を進め、利用者の快適性向上を図ります。

② 道路

地区内の道路については、段差や勾配のある箇所について、可能な限り移動円滑化基準に適合した構造に改修していくとともに、当面の対応として、利用者に注意喚起する対策を行っていきます。

また、既に歩道が整備されている箇所については、歩道上の私的占有物(看板の設置など)に対する指導・取締りを継続的に実施していくとともに、違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上については、東京都、荒川区、警察が連携して取り組みます。

③ 都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、トイレの改善や適正な維持管理により、誰もが安心して利用できる公園の整備を行っていきます。

また、再整備計画がある西日暮里公園については、利用者の意見を踏まえた計画の策定を実施していきます。

④ 建築物

日暮里区民事務所、日暮里図書館等、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安全・快適に利用できるように移動等円滑化に努めていきます。

⑤ 交通安全

信号のサイクル長の改善については、周辺道路への影響を考慮しながら、可能な限り対応していきます。

自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを強化します。また、関係行政機関と連携した講習会等の開催も継続して実施していきます。

⑥ その他の事項

自転車マナーの向上については、警察署や交通安全協会と連携し、学生を対象とした講習会等の開催による啓発活動により、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

2 進捗状況と評価

(1) 進捗状況

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区

	事業数	継続事業数	大規模事業数	評価対象事業数			進捗率
				完了事業数	未完了事業数		
公共交通特定事業	29	9	3	17	15	2	88%
道路特定事業	49	17	16	16	11	5	69%
都市公園特定事業	4	0	2	2	1	1	50%
交通安全特定事業	3	2	0	1	1	0	100%
建築物特定事業							
合計	85	28	21	36	28	8	78%

表 5-1 令和元年度時点の地区別進捗率

平成 23 年度に、日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想において、85 の特定事業を設定しました。このうち、ソフト対策等の継続事業と大規模工事を伴う長期事業を除いた 36 事業の 78%にあたる 28 事業が令和元年度までに完了しています。

公共交通特定事業では、特に日暮里駅における整備が顕著であり、JR 東日本における北口スロープ設置、エスカレーター設置、山手線ホームのホームドア、エレベーター増設等があり、京成電鉄、東京都交通局においても、ホームドアをはじめとした設備機器の更新・改修が行われました。また、案内サイン整備の取組が行われ、駅周辺各所で案内サイン更新が行われています。

道路特定事業では、放置自転車や不法占用物件に対するソフト対策とバリアフリーのハード対策が進んでおり、そのほか都市公園特定事業では、トイレ設備の修繕や老朽化したトイレの建替えが行われました。交通安全特定事業では、交通事故防止と交通安全意識の向上を目指した取組等が行われました。

この地区では、日暮里駅において重点的なバリアフリー化が進展しており、日暮里駅周辺に向けた展開が進みつつある状況です。

(2) 主な特定事業の評価

事業	事業者	主な項目	概要	取組状況	評価
公共交通特定事業	東京都交通局	日暮里・舎人ライナー 日暮里駅	券売機改良	平成 30 年度、画面の見やすい券売機に更新	◎
		日暮里・舎人ライナー 西日暮里駅 案内サイン	案内の改善	J R 西日暮里駅との分かりやすい案内表示を検討中	—

東京地下鉄	千代田線 西日暮里駅 バリアフリー トイレ	おむつ交換 設備	平成 24 年度、ホーム上のバリアフリー トイレ内にベビーチェアを設置したが、ベビ ーベットのスペースがなく未設置	○	
	千代田線 西日暮里駅 階段	点字ブロッ クの設置	平成 24 年度、階段の手すりに沿って点字 ブロックを設置	◎	
	千代田線 西日暮里駅 案内サイン	案内サイン の改善	平成 26 年度、案内サインの改修完了	◎	
東日本旅 客鉄道	JR 日暮里駅 入口	北改札との 段差改善	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度、 スロープを設置 ・令和元年度、エ スカレーターを 設置 		◎
	JR 日暮里駅 ホーム	山手線ホー ムドアの設 置	平成 27 年度、設置完了	◎	
		内方線付き ブロックの 設置	平成 25 年度、全ホームにて設置完了	◎	
		常磐線ホー ムの拡幅	平成 25 年度、ホ ームの拡幅を実施		◎
	JR 日暮里駅 駅前通路	点字ブロッ クの設置	平成 25 年度、マ ンホール上に点字 ブロックを設置 し、連続性を確保 した		◎
	JR 西日暮里 駅 ホーム	山手線ホー ムドアの 設置	平成 26 年度、 設置完了		◎

			内方線付き ブロックの 設置	平成 24 年度、全ホー ムにて設置完了		◎
	京成電鉄	日暮里駅 点字ブロック	点字ブロッ クの改修	平成 24 年度、点字 ブロックの警告と誘 導の誤りを是正		◎
		新三河島駅 階段	点字ブロッ クの改修	平成 23 年度、階段の幅と警告ブロックの 幅が一致していない箇所を改修		◎
		新三河島駅 改札口	バリアフリ ー対応の自 動改札機導 入	平成 23 年度、車 いす利用者が通 行できる幅広自 動改札機を導入		◎
	東京都 交通局	都営バス 行先表示	サインの夜 間点灯	標識柱の夜間点灯を実施		◎
道路 特定事業	東京都 建設局	道灌山通り	歩道の横断 勾配改善	西日暮里駅前の坂の傾斜改善を実施		◎
			歩道の横断 勾配の改善	平成 29 年度実施		◎
		尾竹橋通り	歩道の改修	平成 30 年度、三河島駅前の道路改良を实 施		○
			バス停の歩 道改良	電線地中化工事に合わせ実施		◎
			歩道上の障 害物除去	看板や自販機等により、歩道の有効幅員が 狭くなっていた箇所及び JR 三河島駅か ら鶯谷駅方向で、路上駐車が多い箇所の改 善を実施		◎
		尾久橋通り	点字ブロッ クの設置	平成 30 年度、アンダーパス北側に点字ブ ロック設置		◎
			車止めの改 修	車いす利用者が通行できるように車止め の幅を調整		◎
	明治通り	ゴミ箱の撤 去	歩道の有効幅員を狭めていたゴミ箱を撤 去		◎	
	荒川区	区道 荒 281 号線	歩道の平坦 性確保	平成 28 年度、補修工事を実施		◎

			案内の改善	地域全体のサイン改修時に分かりやすい案内板の設置を検討する	—
		区道 荒 161、 荒 86 号線	標識の移設	歩道上の標識の移設について、交通管理者と協議を進めていく	—
			歩道の整備	用地の制約から歩道の確保が困難なため、外側線の外側に着色を実施	○
		区道 荒台 6 号線	案内の改善	令和元年度、「日暮里駅ターミナル利便性向上のための基本ルール」に基づいて案内看板を改修	◎
			事故防止	スピードの抑制等の対策について、交通管理者と協議を進めていく	—
		区道台荒 1 号線 タヤケだんだん	バリアフリールートの確保	JRとの協議により日暮里駅北口にスロープが設置された	◎
都市公園 特定事業	荒川区	日暮里南公園 トイレ	トイレの改修	平成 26 年度に建替え完了	◎
			子供用手洗いの設置	課題解消にむけて改修内容を検討中	—
交通安全 特定事業	荒川警察	尾竹橋通り	音響式信号の調整	三河島駅前の音響式信号のボリューム調整を実施	◎

※評価 ◎：改善された

○：概ね改善された

△：改善に着手した

—：改善に向け検討中

3 今後の取組み

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区においては、地区の基本的方針を継続するとともに、生活関連施設・生活関連経路の更新と特定事業計画の再設定によってバリアフリーのより一層の促進を目指します。

(1) 生活関連施設・生活関連経路

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区内には、これまで生活関連施設として、日暮里駅（JR、京成、日暮里・舎人ライナー）、西日暮里駅（JR、メトロ、日暮里・舎人ライナー）、三河島駅（JR）、新三河島駅（京成）等の主要駅や、日暮里図書館、日暮里サニーホール等の主要施設をはじめとした27の施設が分布していました。本構想においては、日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）、ひぐらしふれあい館、Frespo 東日暮里の6施設を新たに生活関連施設として設定し、以下のとおり生活関連施設及び生活関連経路を更新しました。（表5-2、5-3）

<生活関連施設一覧>

No.	施設名称	No.	施設名称
	駅	18	西日暮里駅前郵便局
1	日暮里駅（JR）		福祉施設
2	日暮里駅（京成本線）	19	西日暮里地域包括支援センター
3	日暮里駅（日暮里・舎人ライナー）		ひろば館・ふれあい館など
4	西日暮里駅（JR）	20	西日暮里ふれあい館
5	西日暮里駅（東京メトロ千代田線）	21	諏訪台ひろば館
6	西日暮里駅（日暮里・舎人ライナー）	22	ひぐらしふれあい館
7	三河島駅（JR）	23	日暮里ひろば館
8	新三河島駅（京成本線）	24	西日暮里二丁目ひろば館
	区役所・区民事務所・保健所など		店舗
9	日暮里区民事務所	25	いなげや荒川西日暮里店
10	日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）	26	いなげや東日暮里店
	教育・文化施設	27	マルエツプチ東日暮里店
11	日暮里サニーホール	28	マルエツ西日暮里店
12	日暮里図書館	29	Frespo 東日暮里
13	冠新道図書サービスステーション	30	ステーションガーデンタワー （1～3階 飲食・生活フロア）
	主な官公署など		公園
14	荒川税務署	31	日暮里南公園
15	東日暮里六郵便局	32	西日暮里公園
16	西日暮里郵便局		駐車場
17	日暮里駅前郵便局	33	日暮里駅前ステーションガーデン駐車場

表5-2 生活関連施設一覧

〈生活関連経路一覧〉

経路 番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
①	都道 306 号線 (明治通り)	新三河島駅～経路②(尾竹橋通り)(新三河島駅)	東京都
②	都道 313 号線 (尾竹橋通り)	経路①(明治通り)～経路④(尾久橋通り)(マルエツ西日暮里店、三河島駅、Frespo 東日暮里、東日暮里六郵便局、いなげや東日暮里店)	
③	都道 457 号線 (道灌山通り)	経路②(尾竹橋通り)～台東区(西日暮里郵便局、西日暮里駅、西日暮里公園)	
④	都放射第 11 号線 (尾久橋通り)	経路⑤(冠新道)～経路②(尾竹橋通り)(西日暮里駅、西日暮里駅前郵便局、ステーションガーデンタワー)	
⑤	区道荒 92 号線 (冠新道)	経路①(明治通り)～経路⑤(冠新道)(荒川税務署、冠新道サービスステーション)	荒川区
⑥	区道第 691 号線 (藍染川西通り)	経路①(明治通り)～経路③(道灌山通り)(新三河島駅、西日暮里駅、西日暮里地域包括支援センター)	
⑦	区道荒 82 号線	経路②(尾竹橋通り)～経路③(道灌山通り)(三河島駅)	
⑧	区道荒 281 号線	経路⑪～経路⑫	
⑨	区道荒 115 号線、第 319-1 号線	経路③(道灌山通り)～経路⑩(七五三通り)(いなげや荒川西日暮里店)	
⑩	区道荒 87 号線 (七五三通り)	経路②(尾竹橋通り)～経路⑨(日暮里図書館)	
⑪	区道第 316-1 号線	経路④(尾久橋通り)～経路⑧	
⑫	区道荒 86、161 号線	経路⑦～経路⑫(日暮里駅、ステーションガーデンタワー)	
⑬	区道荒 89 号線 (あやめ通り)	経路④(尾久橋通り)～経路⑩(日暮里図書館)	
⑭	区道荒 88 号線	経路④(尾久橋通り)～経路⑬(あやめ通り)	
⑮	区道荒 84 号線	経路⑨～経路⑭	
⑯	区道荒 107 号線 (日暮里中央通り)	経路②(尾竹橋通り)～日暮里駅(日暮里区民事務所、日暮里地域活性化施設(ふらっとにっぽり))	
⑰	区道荒 125 号線	経路⑯(日暮里中央通り)～経路⑱(日暮里南公園)	
⑱	区道荒 128 号線	経路②(尾竹橋通り)～経路④(尾久橋通り)(日暮里南公園)	
⑲	区道荒 124、129 号線	経路④(尾久橋通り)～経路⑱(日暮里南公園)	
⑳	区道荒 248 号線	経路⑥(藍染川西通り)～JR 高架側道(西日暮里地域包括支援センター)	
㉑	区道荒 267 号線 (ルート日暮里)	経路③(道灌山通り)～経路㉒(西日暮里駅、日暮里駅前郵便局、日暮里駅)	
㉒	区道荒台 6 号線	経路④(尾久橋通り)～日暮里駅(日暮里サニーホール、マルエツプチ東日暮里店)	
㉓	紅葉橋	京成線南改札口、JR 線南改札口	
㉔	区道荒 108 号線 (諏訪台通り)	経路③(道灌山通り)～経路㉕(西日暮里駅、西日暮里公園、諏訪台ひろば館)	
㉕	区道台荒 1 号線	日暮里駅～タヤけだんだん	
㉖	区道荒 256 号線 (タヤけだんだん)	経路㉕～谷中ざんざ商店街	
㉗	区道第 361 号線	荒川税務署～経路㉘	

経路番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
⑳	区道第357号線	荒川税務署～経路㉑	荒川区
㉑	区道荒221号線	西日暮里ふれあい館～経路㉒	
㉒	区道荒314号線	経路㉓～㉔	
㉓	区道第293号線	経路㉕～㉖	
㉔	区道第290号線	経路㉗(尾竹橋通り)～㉘	

表 5-3 生活関連経路

更新した日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は、下図のとおりです。(図 5-2)

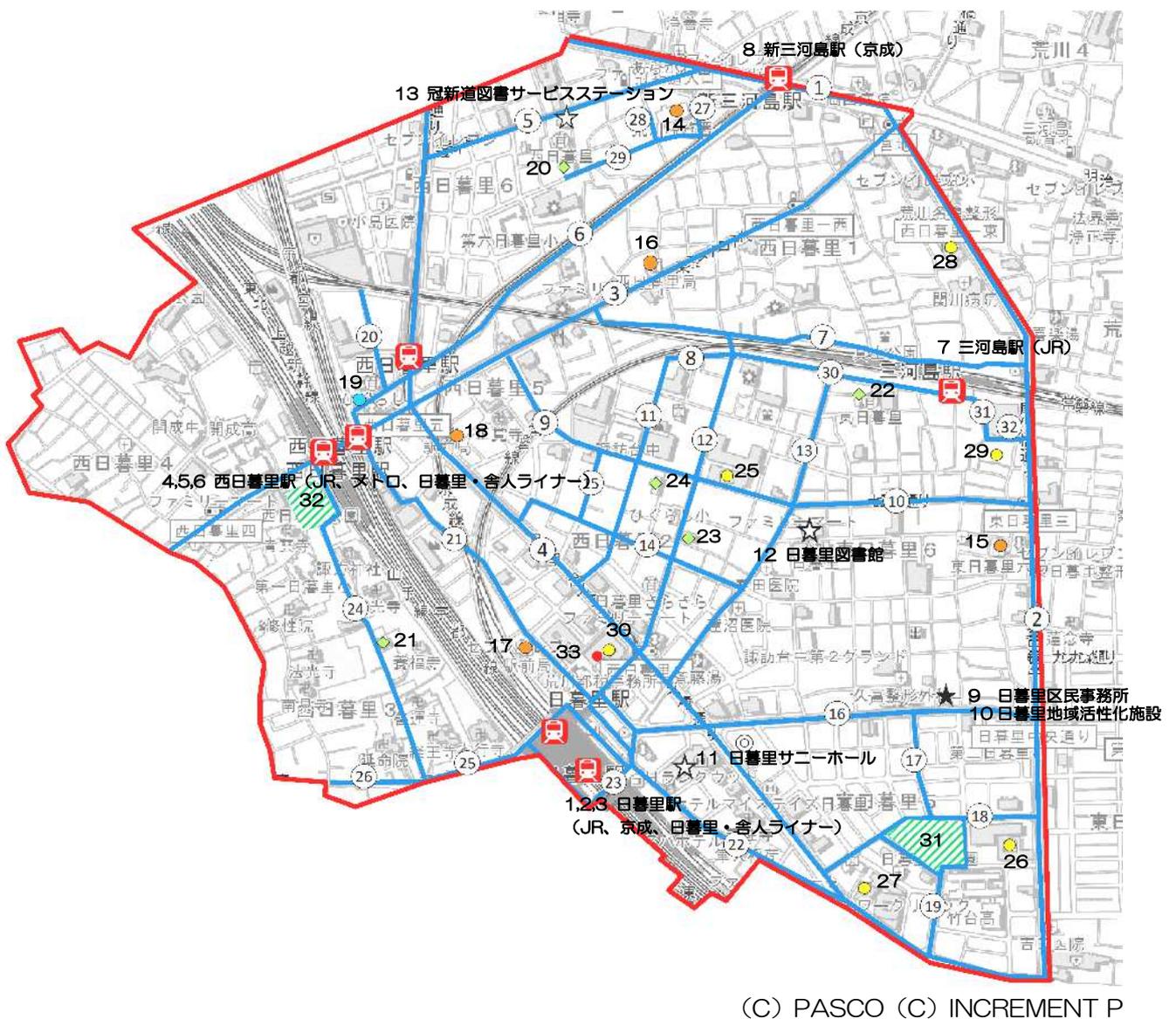


図 5-2 生活関連施設及び生活関連経路

第6章 南千住駅周辺地区

1 南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想

(1) 基本情報

- ・地区名：南千住駅周辺地区
- ・面積：180.2ha
- ・範囲：南千住 1～7丁目
- ・策定年度：平成 24 年度
- ・人口：35,017 人 高齢者人口：6,117 人
- ・世帯数：18,053 世帯
- ・生活関連施設：南千住区民事務所、南千住ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、南千住図書館、汐入図書館サービスステーション、荒川総合スポーツセンター、サンハイム荒川、南千住駅（JR、東京メトロ、つくばエクスプレス）、三ノ輪駅（東京メトロ）、三ノ輪橋駅（都電）、荒川南千住五郵便局、荒川汐入郵便局、荒川南千住郵便局、汐入公園、瑞光公園、東京リバーサイド病院、南千住警察署、LaLa テラス南千住店、イトーヨーカドー三ノ輪店、ライフ南千住店、オリンピック三ノ輪店、くすりの福太郎南千住七丁目店、BiVi 南千住

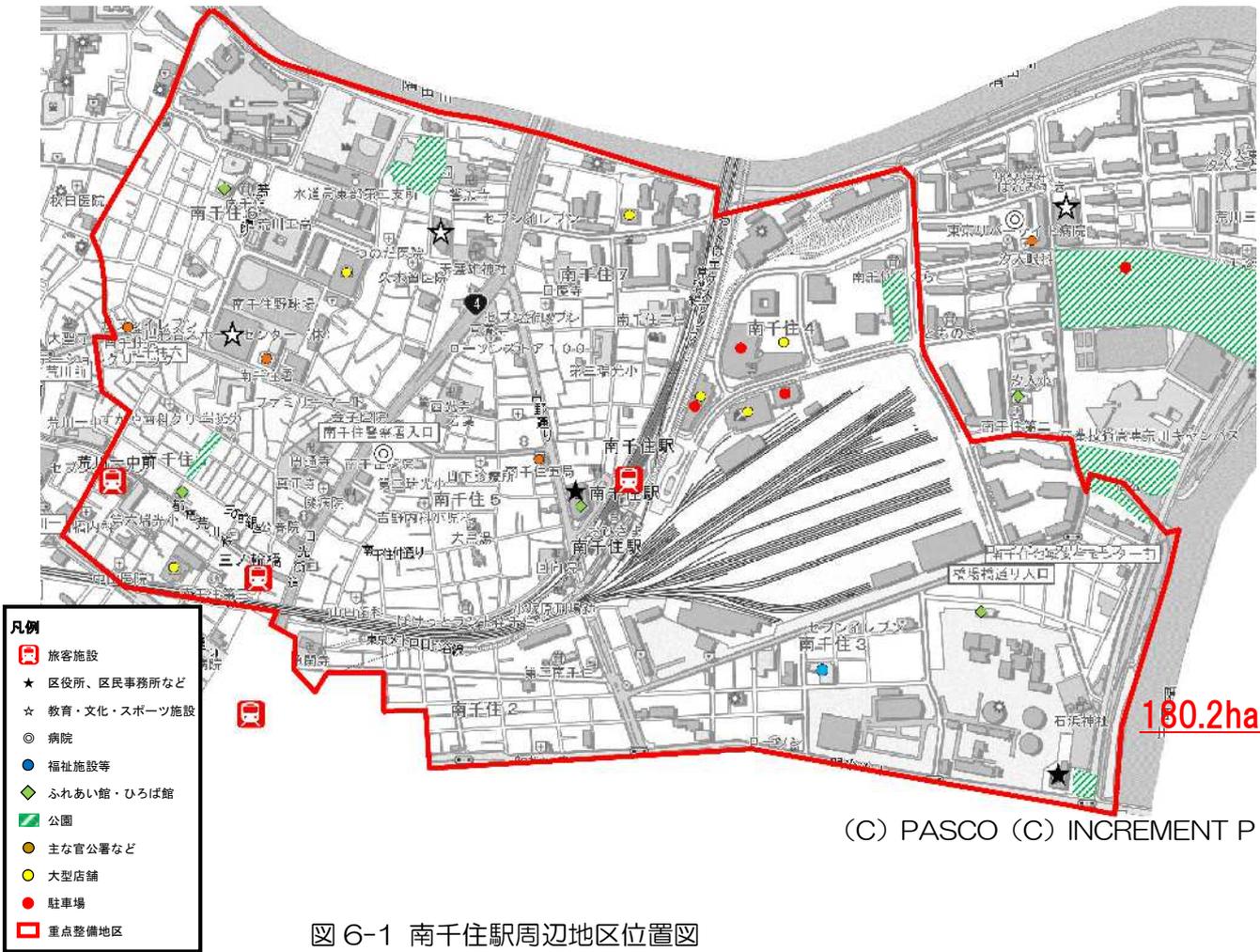


図 6-1 南千住駅周辺地区位置図

(2) 地区の整備方針

南千住駅周辺地区では、平成24年度に基本構想を策定し、以下のような整備方針を掲げてバリアフリーの取組を進めてきました。

I 地区の基本的指針

- バリアフリー化に当たっては、東西地区で市街地の形成過程等の特性が異なる地域において、地区特性に応じた施策を展開し、地域全体として、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク化」の拡充を推進します。併せて、隣接する台東区と連携した取組を行います。
- 地区内の生活関連施設、生活関連経路における施設のバリアフリー化の推進と合わせ、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する“気付き”を高めるため、「心のバリアフリー」を推進します。
- 南千住駅や駅周辺商業施設、区民利用施設等が立地し、区内外の多くの利用者が行き交う地区であり、隣接地区等との連携を考慮した「重点的なバリアフリー化」を推進し、他の重点整備地区とともに区全体への展開を目指します。

II 事業別整備方針

① 公共交通

鉄道駅については、南千住駅（JR東日本、東京メトロ日比谷線、つくばエクスプレス線）、は、エレベーター、多目的トイレの設置など、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは、改善すべき箇所が残っています。今後は、ホームドアの設置等により安全性向上のための対策を行うとともに、サインや視覚障がい者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という）の改修など、既存設備の補修・改善等、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。また、三ノ輪橋駅・荒川一中前駅（都電荒川線）、三ノ輪駅（東京メトロ日比谷線）は、バリアフリー化のためのスペースの確保が困難な箇所もあることから、今後の設備改修に併せて、利用者の意見を反映したバリアフリー化に向けた整備の検討を行います。

バス事業については、施設の適正な維持管理を進め、利用者の快適性向上を図ります。

② 道路

地区内の道路については、段差や勾配のある箇所について、可能な限り移動円滑化基準に適合した構造に改修していくとともに、当面の対応として、利用者に注意喚起する対策を行っていきます。

また、既に歩道が整備されている箇所については、歩道上の私的占有物（看板の設置など）に対する指導・取締りを継続的に実施していくとともに、違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上については、東京都、荒川区、警察が連携して取り組みます。

③ 都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、トイレの改善や適正な維持管理により、誰もが安心して利用できる公園の整備を行っていきます。

④ 建築物

南千住区民事務所、南千住図書館、民間商業施設等、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安全・快適に利用できるような移動等円滑化に努めていきます。

⑤ 交通安全

信号のサイクル長の改善については、周辺道路への影響を考慮しながら、可能な限り対応していきます。

⑥ その他の事項

自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを強化します。また、警察署や交通安全協会と連携し、学生を対象とした講習会等の開催による啓発活動により、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

2 進捗状況と評価

(1) 進捗状況

南千住駅周辺地区

	事業数	継続事業数	大規模事業数	評価対象事業数		進捗率	
				完了事業数	未完了事業数		
公共交通特定事業	15	8	1	6	4	2	67%
道路特定事業	46	18	15	13	10	3	77%
都市公園特定事業	20	1	2	17	13	4	76%
交通安全特定事業	2	0	0	2	2	0	100%
建築物特定事業	30	5	9	16	15	1	94%
合計	113	32	27	54	44	10	81%

表 6-1 令和元年度時点の地区別進捗率

南千住駅周辺地区では、重点整備地区基本構想において、113 の特定事業を設定しました。このうちソフト対策等の継続事業と大規模工事を伴う長期事業を除いた 54 事業の 81%にあたる 44 事業が令和元年度までに完了しています。

公共交通特定事業では、利用の観点から改善すべき課題として、案内サインの充実が図られており、心のバリアフリーに係る利用マナー啓発や駅員・乗務員教育の強化等の取組が積極的に行われています。

道路特定事業では、放置自転車や不法占用物件に対するソフト対策とバリアフリーのハード対策が進んでおり、特に無電柱化が充実しています。そのほか都市公園特定事業におけるトイレのバリアフリー化や建築物特定事業における荒川総合スポーツセンターの大規模改修が行われました。また、交通安全特定事業では、交通事故防止と交通安全意識の向上を目指した取組等が行われました。

この地区は、事業数が最も多く設定されていますが、事業者ごとに計画的なバリアフリー化が進んでいる状況にあります。

また、この地区には南千住駅、三ノ輪駅等の荒川区と台東区の両区民が利用している施設があり、基本構想策定時から両区民参加のワークショップを実施し、台東区と連携した取組を基本構想に取り入れました。そのほか、相互の協議会への参加等の取組を行っています。

(2) 主な特定事業の評価

事業	事業者	主な項目	概要	取組状況	評価
公共交通特定事業	東京都交通局	都電荒川線 三ノ輪橋 トイレ	案内の改善	平成 27 年度、バリアフリートイレが設置 済みの近隣公園への経路サインを設置	◎
		都電荒川線 三ノ輪橋 ホーム	段差解消、 注意喚起	平成 26 年度、ホーム床に段差についての 注意喚起サインを設置	◎
	首都圏新都市鉄道	TX 南千住駅 トイレ	案内の改善	平成 28 年度、沿線 20 駅の統一した新しいサインを設置	◎

			車いす利用者対応設備の強化	平成 28 年度、バリアフリースイールのサインを設置	◎
			子供用便座の設置	沿線 20 駅より先行して設置予定	△
	東京都 交通局	都営バス 三ノ輪橋停留所	点字ブロックの設置	設置に向けて道路管理者に働きかけていく	△
道路 特定事業	国土交通 省 関東地方 整備局	日光街道	歩道橋の改修	三ノ輪交差点歩道橋に、エレベーターを設置	◎
			点字ブロックの改修	平成 26 年度、大関横丁交差点の点字ブロックの改修を実施	◎
	東京都 建設局	明治通り	歩道の有効幅員確保	現在の交通状況を勘案し、街路樹のあり方等を検討している。	—
			点字ブロックの設置	平成 27 年度、点字ブロックの設置を実施	◎
		コツ通り	注意喚起	道路冠水表示板、滑り止め等を設置	◎
	荒川区	区道 荒 98 号線	歩道の平坦性確保	平成 24 年度、日光街道から南千住七丁目 23 番先の交差点まで、歩道舗装部分打替え工事を実施	◎
		千住間道	案内の改善	令和元年度、道路案内標識整備工事を実施	◎
		区道 荒 61 号線	バス停の歩道部改良	平成 25 年度に行われた地先の開発時にバス停を移設し、バスと歩道との段差が解消された	◎
		区道 荒 55 号線	案内の改善	分かりやすい案内看板の設置を検討中	—
		区道 荒 101 号線	案内の改善	分かりやすい案内看板の設置を検討中	—
		区道 荒 102 号線	歩道が暗い	平成 26 年度、ランプ交換、灯具清掃を実施	◎
		ドナウ通り	点字ブロックの改修	平成 25 年度、モニュメントを移設し点字ブロックが途切れていた箇所を改修	◎
	駐輪場の利便性向上		利用者アンケートを行い、要望が多かった大型自転車の駐輪スペースの拡大を実施	◎	

都市公園 特定事業	荒川区	瑞光公園 トイレ	案内の充実	<ul style="list-style-type: none"> 近隣のバリアフリートイレの位置が分かるよう、子育て支援と協力し、区内トイレマップを作成。また、これを「あらかわ子育てマップ」やHPで公開している。 全公園内にQRコード設置し、携帯やスマホでHPにアクセスしやすい環境を整備。 近隣の南千住第四児童遊園に平成22年度に整備したバリアフリートイレがあるため、そちらまでの案内を掲示。 	◎
		瑞光公園 園路	案内の充実	車椅子で通行できる箇所の案内方法を検討中	—
			平坦性確保	平成25年度、園路の段差やひび割れの不良部分を修繕した	◎
		リバーハープ 公園 トイレ	バリアフリートイレ扉の改修	平成25年度、トイレの扉が開けにくい箇所の改善を実施	◎
			案内の充実	<ul style="list-style-type: none"> 近隣のバリアフリートイレの位置が分かるように、子育て部門と協力し、区内トイレマップを作成。また、これを「あらかわ子育てマップ」や区HPで公開している。 全公園内にQRコード設置し、携帯やスマホでHPにアクセスしやすい環境を整備。 近隣の南千住駅東口ドナウ広場に、平成14年度に整備したバリアフリートイレがあるため、そちらまでの案内を掲示した。 	◎
		天王公園 園路	施設の安全対策	園路について、安全性の向上を図る改修を検討していく	—
		天王公園 トイレ	トイレの改修	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査を実施し、平成25年度に不良部分を修繕した。 令和元年度、バリアフリー化整備を実施した。 	◎
		東日暮里一丁目公園 園路	段差の解消	平成26年度、都営住宅の公園復旧工事に合わせ改修を実施	◎
			入口の改修	平成26年度、都営住宅の公園復旧工事に合わせ改修を実施	◎

		東日暮里一丁目公園 水飲み場	水飲み場の バリアフリ ー対応	平成 26 年度、都営住宅の公園復旧工事に 合わせ改修を実施	◎
		東日暮里一丁目公園 トイレ	バリアフリ ートイレの 設置	平成 29 年度、建 替えを行い、バリ アフリートイ レを設置	◎ 
		ドナウ広場 公衆トイレ	バリアフリ ートイレ自 動ドアの調 整	利用上の注意ポスターと緊急連絡先を掲 示	△
			非常時の体 制整備	平成 25 年度、トイレ内に緊急連絡先を 掲示	◎
		都電荒川線三 ノ輪橋 公衆トイレ	バリアフリ ートイレの 設置	平成 30 年度、 バリアフリー化 の改修実施	◎ 
交通安全 特定事業	南千住警 察	国道 4 号	信号サイク ルの調整	音響式信号機を現在 3 ヶ所設置(天王神社 前交差点、南千住一丁目交差点、南千住五 丁目交差点)	○
		コツ通り	信号サイク ルの調整	南千住三丁目西交差点、南千住三丁目交差 点の信号サイクルの変更を実施	◎
建築物 特定事業	荒川区	南千住区民事 務所・南千住 駅前ふれあい 館 トイレ	案内サイン の充実	現在は職員による案内で対応しているが、 今後利用者の声を集約した上で、管理組合 と検討していく	△
		東日暮里ふれ あい館 トイレ	水洗ボタ ンの位置変更	利用者の意見を調査し、現状維持とした。	◎
			子供用便座 の設置位置 変更	利用者の意見を調査し、現状維持とした。	◎
		荒川総合スポ ーツセンター トイレ	トイレ内の 設備位置の 改善	令和元年度の改修 工事により完了	◎ 
			自動扉設置	令和元年度の改修工事により完了	◎
		照明の自動 点灯化	令和元年度の改修工事により完了	◎	

			案内表示の改善	平成 29 年度、トイレ入口及びトイレ内の個室に案内表示を設置	◎
		南千住図書館 ・荒川ふるさと文化館 駐車場	段差の解消	平成 29 年度、段差解消修繕を実施	◎
	三井不動産商業マネジメント	LaLa テラス案内	案内サインの充実	令和元年度、館内案内板を増設	◎
	ヨーク	ヨークフーズ 三ノ輪店 トイレ	バリアフリートイレの設置	平成 27 年度の店舗建替え時に、バリアフリートイレを設置	◎
		ヨークフーズ 三ノ輪店 点字案内	視覚障がい者への配慮	平成 27 年度の店舗建替え時に、入口への点字ブロック、インターホンを設置	◎
		ヨークフーズ 三ノ輪店 駐車場	車いす利用者用駐車施設の確保	平成 27 年度の店舗建替え時に、車いす利用者の駐車スペースを設置	◎
	大和リース	BiVi 南千住案内	案内サインの充実	平成 29 年度、駐車場サインの変更完了	◎
		BiVi 南千住 通路	点字ブロック上の障害物除去	点字ブロックを塞がないように管理事務所による点検を徹底している	◎
		BiVi 南千住 照明	階段が暗い	平成 29 年度、LED 化に合わせ照度アップを実施	◎

※評価 ◎：改善された

○：概ね改善された

△：改善に着手した

－：改善に向け検討中

3 今後の取組み

南千住駅周辺地区においては、地区の基本的方針を継続するとともに、生活関連施設・生活関連経路の更新と特定事業計画の再設定によってバリアフリーのより一層の促進を目指します。

(1) 生活関連施設・生活関連経路の更新

南千住駅周辺地区内にはこれまで、南千住駅（JR、メトロ、つくばエクスプレス）、三ノ輪駅（メトロ）等の主要駅や荒川総合スポーツセンター、南千住図書館等の主要施設をはじめとした25の生活関連施設が分布していました。本基本構想においては、ロイヤルホームセンター南千住店や石浜ふれあい館等の13施設を新たに生活関連施設として設定し、以下のとおり生活関連施設及び生活関連経路を更新しました。（表6-2、6-3）

〈生活関連施設一覧〉

No.	施設名称	No.	施設名称
	駅・都電停留場	19	南千住ふれあい館
1	三ノ輪駅（東京メトロ日比谷線）	20	東日暮里ふれあい館
2	南千住駅（JR）	21	汐入ふれあい館
3	南千住駅（東京メトロ日比谷線）	22	石浜ふれあい館
4	南千住駅（つくばエクスプレス）	23	南千住区民事務所西部ひろば館
5	三ノ輪橋（都電荒川線）		店舗
6	荒川一中前（都電荒川線）	24	LaLa テラス南千住
	区役所・区民事務所など	25	Bivi 南千住
7	南千住区民事務所	26	ヨークフーズ三ノ輪店
8	あらかわりサイクルセンター	27	オリンピック三ノ輪店
	教育・文化施設	28	くすりの福太郎南千住七丁目店
9	南千住図書館	29	ロイヤルホームセンター南千住店
10	荒川総合スポーツセンター	30	ライフ南千住店
11	汐入図書サービスステーション		公園
	官公署など	31	汐入公園
12	南千住警察署	32	瑞光公園
13	荒川汐入郵便局	33	南千住三丁目公園（石浜城址公園）
14	荒川南千住郵便局		駐車場
15	荒川南千住五郵便局	34	LaLa テラス駐車場
	病院	35	Bivi 南千住駐車場
16	南千住病院	36	タイムズロイヤルホームセンター南千住 駐車場
17	東京リバーサイド病院	37	都立汐入公園駐車場
	ふれあい館・ひろば館		福祉施設等
18	南千住駅前ふれあい館（区民事務所内）	38	サンハイム荒川

表 6-2 生活関連施設

〈生活関連経路一覧〉

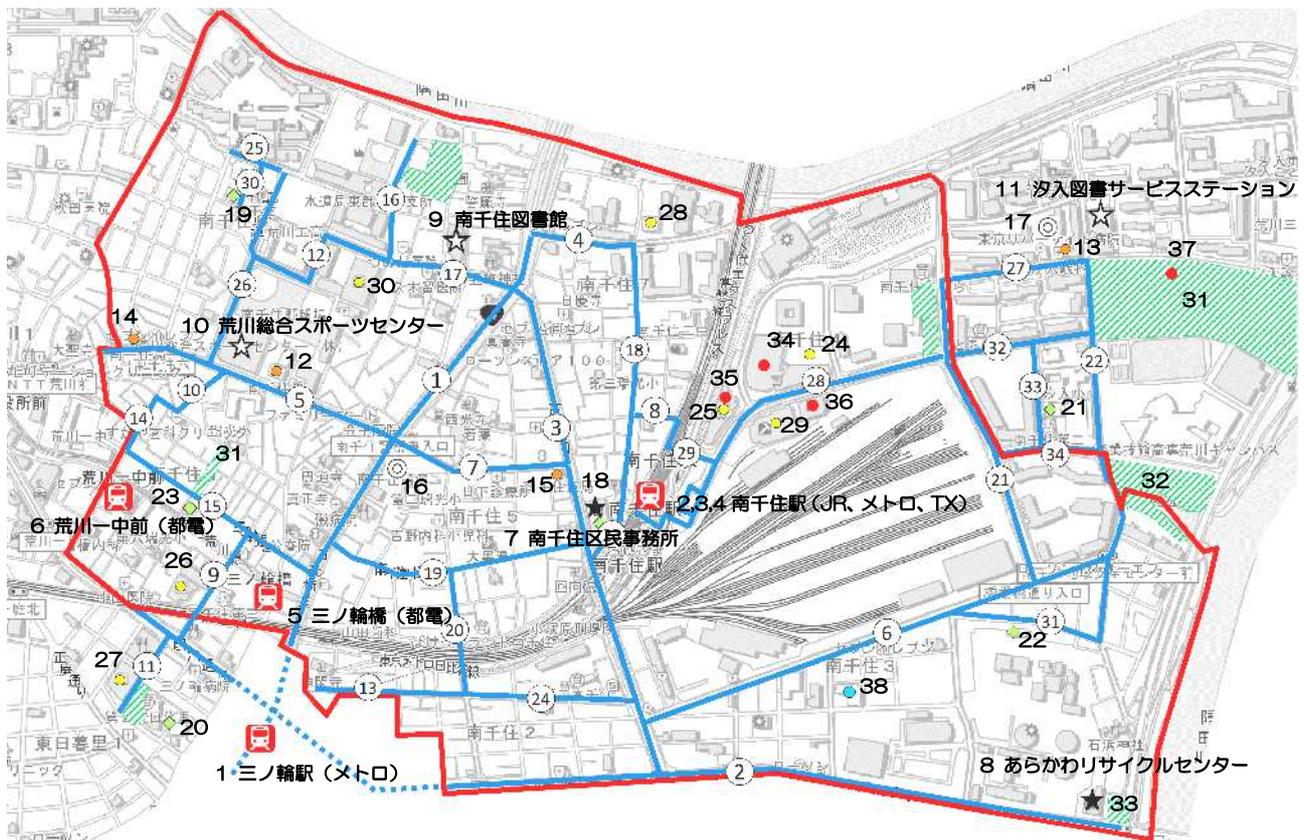
経路 番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
①	国道4号(日光街道)	経路④～台東区(南千住病院、三ノ輪橋停留場)	国
②	都道306号 (明治通り)	南千住一丁目交差点～白鬚橋西詰交差点(あらかわ リサイクルセンター、南千住三丁目公園)	東京都
③	都道464号 (コツ通り)	経路①(日光街道)～経路②(明治通り)(荒川南千 住五郵便局、南千住区民事務所、南千住駅前ふれあ い館、南千住駅)	
④	区道荒98号線	経路①(日光街道)～経路⑱	
⑤	区道荒104号線 (千住間通)	経路①(日光街道)～サンパール荒川(荒川南千住 郵便局)	荒川区
⑥	区道荒309号線	経路③(コツ通り)～経路㉒	
⑦	区道荒61号線	経路①(日光街道)～経路③(コツ通り)(南千住病 院、荒川南千住五郵便局)	
⑧	区道第59号線	経路⑱～経路㉑(南千住駅)	
⑨	区道第91号線 区道第94号線 区道第100号線 管理通路1-101号線	経路②(明治通り)～経路⑮(ヨークフーズ三ノ輪 店)	
⑩	区道第103号線	経路⑤(千住間通)～経路⑭	
⑪	区道第232-2号線	東日暮里一丁目公園～経路②(明治通り)(オリンピ ック三ノ輪店)	
⑫	区道第689号線	経路⑰～経路㉒(若宮八幡通り)(ライフ南千住店)	
⑬	区道荒4号線 区道荒103号線	経路①(日光街道)～経路㉒㉔	
⑭	区道荒54号線	経路⑩～経路⑮(荒川一中前停留場)	
⑮	区道荒55号線	経路①(日光街道)～経路⑭(ジョイフル三ノ輪商 店街)	
⑯	区道荒56号線	経路⑫⑰～天王公園	
⑰	区道荒57号線	経路①(日光街道)～経路⑫⑰(南千住図書館)	
⑱	区道荒58号線	経路③(コツ通り)～経路④(南千住区民事務所、 南千住駅前ふれあい館、南千住駅)	
⑲	区道荒62号線 (南千住仲通り)	経路①(日光街道)～経路③(コツ通り)(南千住区 民事務所、南千住駅前ふれあい館)	
⑳	区道荒63号線	経路⑲(南千住仲通り)～経路㉔	
㉑	区道荒66号線	経路⑥～経路㉑(けやき通り)	
㉒	区道荒68号線	経路⑥～経路㉑(けやき通り)	
㉓	区道荒101号線	南千住駅～経路㉓(ドナウ通り)	
㉔	区道荒102号線	経路③(コツ通り)～経路⑳	
㉕	区道荒268号線	グリーンハイム荒川～経路㉒(若宮八幡通り)(南千 住ふれあい館)	
㉖	区道荒270号線 (若宮八幡通り)	経路⑤(千住間通)～経路㉕(南千住ふれあい館、 荒川総合スポーツセンター)	
㉗	区道荒289号線 (けやき通り)	経路㉑～経路㉒(荒川汐入郵便局)	
㉘	区道荒294号線 (ドナウ通り)	経路㉑～南千住駅(LaLa テラス南千住、ロイヤルホ ームセンター南千住店、Bivi 南千住、南千住駅)	
㉙	区道荒298号線	経路⑧～経路㉓(ドナウ通り)(南千住駅、Bivi 南千 住)	

経路 番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
③⑩	区道荒 269 号線	南千住ふれあい館～経路②⑤	荒川区
③①	区道第 16-2 号線	経路⑥～石浜ふれあい館	
③②	区道荒 295 号線 (とちのき通り)	経路②①～経路②②	
③③	区道荒 296 号線	経路③②(とちのき通り)～経路③④(くすのき通り)(汐 入ふれあい館)	
③④	区道荒 302 号線 (くすのき通り)	経路②①～経路②②	

表 6-3 生活関連経路

更新した南千住駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は、下図のとおりです。

(図6-1)



(C) PASCO (C) INCREMENT P

図 6-2 生活関連施設及び生活関連経路

第7章 熊野前駅周辺地区

1 熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想

(1) 基本情報

- 地区名：熊野前駅周辺地区
- 面積：91.8ha
- 範囲：東尾久3,5～8丁目
- 策定年度：平成25年度
- 人口：14,787人 高齢者人口：3,475人
- 世帯数：7,860世帯
- 生活関連施設：尾久区民事務所、尾久区民事務所ひろば館、宮の前ひろば館、東尾久ひろば館、東尾久三丁目ひろば館、荒川年金事務所、アクト21（男女平等推進センター・熊野前ひろば館）、熊野前駅（日暮里・舎人ライナー）宮ノ前（都電荒川線）、熊野前（都電荒川線）、東尾久三丁目（都電荒川線）、東京首都大学荒川キャンパス、ライフ東尾久店、オリンピック熊野前店

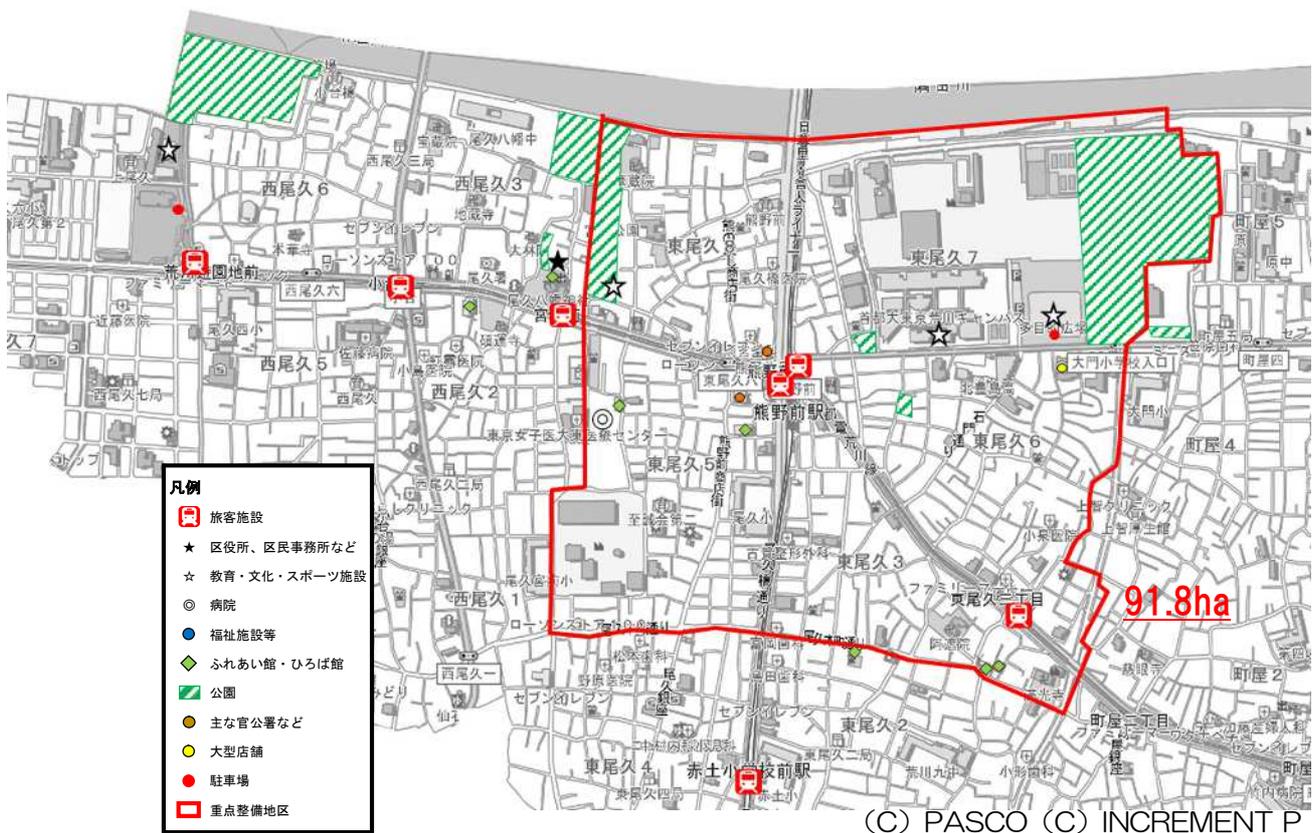


図 7-1 熊野前駅周辺地区位置図

(2) 地区の整備方針

熊野前駅周辺地区では、平成 25 年度に基本構想を策定し、以下のような整備方針を掲げてバリアフリーの取組を進めてきました。

I 地区の基本的指針

- 区民の外出機会を促進し健康増進にもつなげるために、都電やコミュニティバス等の新旧交通手段を活用し、地区内の病院、公園、大学、商店街等を連絡するとともに、ソフト・ハードによる適切な情報提供を行います。
- これまでに地区別構想を策定した重点整備地区の成果を踏まえ、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する“気付き”を高めるための「心のバリアフリー」を推進します。
- 施設の更新・再整備やハードを補完するソフト対策における住民参加を促進するとともに、継続した住民参加の取組を区全体に展開することを目指します。

II 事業別整備方針

① 公共交通

鉄道駅については、熊野前駅（日暮里・舎人ライナー）はエレベーター、多目的トイレの設置等、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは改善すべき箇所が残っています。今後は、案内サインの改善等、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。

軌道停留場については、熊野前・宮ノ前・東尾久三丁目（都電荒川線）は、バリアフリー化のためのスペースの確保が困難であることから、今後の道路整備や設備改修に併せて、利用者の意見を反映したバリアフリー化の検討を行います。

バス事業については、施設の適正な維持管理を進め、利用者の快適性向上を図ります。

② 道路

地区内の道路については、細街路が多くバリアフリー化のためのスペース確保が困難であることから、今後の道路整備等に併せて、移動円滑化基準に適合した構造に改修していくとともに、当面は、案内サイン等により歩行者・自転車・自動車の適正な分離を行います。

また、歩道上の私的占有物(商品の陳列等)に対する指導・取締りを継続的に実施していくとともに、東京都、荒川区、警察が連携して違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上に取り組み、歩行空間を確保します。

③ 都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、トイレの改善や適正な維持管理により、誰もが安心して利用できる公園の整備を行っていきます。

④ 建築物

アクト21、病院、民間商業施設等、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安全・快適に利用できるように移動等円滑化に努めていきます。

⑤ 交通安全

信号のサイクル長の改善については、周辺道路への影響を考慮しながら、可能な限り対応していきます。

⑥ その他の事項

自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを強化します。また、警察や交通安全協会と連携し、学生を対象とした講習会等の啓発活動により、自転車利用者のルール・マナー遵守意識の向上を図ります。

2 進捗状況と評価

(1) 進捗状況

熊野前駅周辺地区

	事業数	継続事業数	大規模事業数	評価対象事業数		進捗率	
				完了事業数	未完了事業数		
公共交通特定事業	7	1	4	2	2	0	100%
道路特定事業	16	3	11	2	2	0	100%
都市公園特定事業	16	2	5	9	8	1	89%
交通安全特定事業	4	2	0	2	2	0	100%
建築物特定事業	14	0	2	12	10	2	83%
合計	57	8	22	27	24	3	89%

表 7-1 令和元年度時点の地区別進捗率

熊野前駅周辺地区では、重点整備地区基本構想において、57 の特定事業を設定しました。このうち、ソフト対策等の継続事業と大規模工事を伴う長期事業を除いた 27 事業の 89%にあたる 24 事業が令和元年度までに完了しています。

公共交通特定事業では、利用の観点から改善すべき課題として、熊野前駅の手すりへの点字サイン設置や階段に明度差をつける塗装が行われました。

道路特定事業では、旭電化通りの歩道の部分改修工事が行われ、そのほか都市公園特定事業では尾久小公園の全面改修等が行われ、建築物特定事業において、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する取組が公共施設、民間施設それぞれで行われました。また、交通安全特定事業では、交通事故防止と交通安全意識の向上を目指した取組のほか、都電軌道でエスコートゾーンが途切れていた箇所を事業者間の連携により、新たに設置する取組が行われました。

この地区は、短い期間ながらも進捗率が高く、特定事業に着実に進んでいることが言えます。事業者間の連携や民間事業者におけるバリアフリーの理解が進んでいることが伺えます。

(2) 主な特定事業の評価

事業	事業者	主な項目	概要	取組状況	評価
公共交通特定事業	東京都交通局	日暮里・舎人ライナー熊野前駅通路	視覚障がい者向けの案内の充実	平成 26 年度、手摺に点字サインを設置 	◎
		日暮里・舎人ライナー熊野前駅階段	注意喚起	平成 28 年度、段鼻の塗装実施	◎

道路 特定事業	東京都 第六建設 事務所	尾久橋通り	点字ブロッ クの設置	生活関連経路の区 間に、点字ブロッ クの設置を実施		◎
	荒川区	旭電化通り	歩道の平坦 性確保	平成 28 年度、応急維持工事で補修を実 施		◎
都市公園 特定事業	荒川区	原公園 通路	段差への 対応	検討の結果、段差に手摺や柵等を設置す ると公園本体の利用制限が生じるため、 平成 27 年度、段 差の部分が認識 しやすい舗装に 改修した		◎
		原公園 トイレ	案内の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣公園のトイレの利用案内を掲示。 ・ 近隣のバリアフリートイレの位置が分 かるよう子育て支援課と協力し、区内 トイレマップを作成し、これを「あら かわ子育てマップ」やHPで公開して いる。 ・ 全公園内にQRコード設置し、携帯や スマホでHPにアクセスしやすい環境 を整えた。 		◎
		尾久小公園 出入口	バリアフリ ー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度、入口改修を実施 ・ 令和元年度、拡張工事に合わせ全面改 修を実施 		◎
		尾久小公園 園路	園路のバリ アフリー化	令和元年度、拡張工事に合わせ実施		◎
		尾久小公園 トイレ	視覚障がい 者への配慮	令和元年度、拡張工事に合わせ全面改修 において実施		◎
			男女別のブ ースの設置	令和元年度、拡張工事 に合わせ全面改修に おいて実施		◎
			段差の解消	令和元年度、拡張工事に合わせ全面改修 において実施		◎
		熊野前公園 トイレ	視覚障がい 者への配慮	令和元年度策定の荒川区公園・公衆トイ レ整備の方針に基づき改修を実施する		×
		尾久八幡公園	設備の改善	平成 25 年度、トイレ内にフックを設置		◎

交通安全 特定事業	尾久警察	熊野前交差点	エスコート ゾーンの 整備	令和元年度、都電荒 川線の軌道でエス コートゾーンが途 切れている箇所の 整備を実施		◎
		電停周辺交差 点	エスコート ゾーンの 整備	令和元年度、都電の電停にアクセスする 横断歩道のエスコートゾーンの整備を実 施	◎	
建築物 特定事業	荒川区	アクト21 通路	障害物の 除去	平成 26 年度、マガジンラックを移動し 手摺の連続性を確保	◎	
		アクト21 バリアフリー トイレ	手摺の改善	平成 29 年度、利用しやすい手摺に交換	◎	
			案内の充実	平成 26 年度、貼紙による案内を実施	◎	
			利用者マナ ーの啓発	平成 26 年度、注意喚起の貼紙を設置	◎	
		アクト21 案内	案内の充実	平成 29 年度、施設内の案内表示を分か りやすいものに変更	◎	
	アクト21 エレベーター	点字プロッ クの設置	平成 30 年度、エレベーター外まで点字 ブロックを設置	◎		
	ライフコ ーポー ション	ライフ東尾久 店 出入口	点字プロッ ク上の障害 物除去	点字ブロックを塞がないよう、日々の駐 輪状況の点検を実施	◎	
		ライフ東尾久 店 通路	有効幅員の 確保	主要な通路が商品で狭くならないように 配慮する	◎	
		ライフ東尾久 店 通路	点字プロッ クの設置	昇りエスカレーター入口に設置 屋外の点字ブロックについても改修予定	○	
		ライフ東尾久 店 案内	案内の充実	店舗改装・設備更新にあわせ実施予定	—	
東京女子 医科大学 東医療セ ンター	東京女子医科 大学東医療セ ンター 通路	見通しの悪 い箇所の改 善	平成 27 年度、見通しの悪い箇所に FF ミ ラーを設置	◎		
	東京女子医科 大学東医療セ ンター 案内	案内サイン の設置	平成 27 年度、車いす利用者にも見やす い位置に案内サインを設置	◎		

※評価 ◎：改善された

○：概ね改善された

△：改善に着手した

—：改善に向け検討中

3 今後の取組み

熊野前駅周辺地区においては、地区の基本的方針を継続するとともに、生活関連施設・生活関連経路の更新と特定事業計画の再設定によってバリアフリーのより一層の促進を目指します。

(1) 生活関連施設・生活関連経路の更新

熊野前駅周辺地区にはこれまで、熊野前駅（日暮里舎人ライナー）、宮ノ前（都電荒川線）等の主要駅やあらかわ遊園スポーツハウス、尾久の原公園、東京都立大学等の主要施設をはじめとした20の生活関連施設が分布していました。本基本構想においては、あらかわ遊園や東尾久本町通りふれあい館等の12施設を新たに生活関連施設として設定し、以下のとおり生活関連施設及び生活関連経路を更新しました。（表7-2、7-3）

〈生活関連施設一覧〉

No.	施設名称	No.	施設名称
	駅・都電停留場	17	尾久区民事務所ひろば館
1	熊野前駅（日暮里舎人ライナー）	18	宮の前ひろば館
2	赤土小学校前駅（日暮里舎人ライナー）	19	東尾久本町通りふれあい館
3	東尾久三丁目停留場（都電荒川線）	20	尾久ふれあい館
4	熊野前停留場（都電荒川線）	21	東尾久ひろば館
5	宮ノ前停留場（都電荒川線）	22	東尾久三丁目ひろば館
6	小台停留場（都電荒川線）		店舗
7	荒川遊園地前停留場（都電荒川線）	23	ライフ東尾久店
	区役所・区民事務所など		公園
8	尾久区民事務所	24	あらかわ遊園
	教育・文化施設	25	尾久小公園
9	尾久図書館	26	原公園
10	あらかわ遊園スポーツハウス	27	尾久の原公園
11	東尾久運動場	28	熊野前公園
12	東京都立大学荒川キャンパス	29	尾久八幡公園
	主な官公署など	30	宮前公園
13	荒川年金事務所		駐車場
14	熊野前郵便局	31	尾久の原公園運動場駐車場
	病院	32	荒川遊園地下駐車場
15	東京女子医科大学東医療センター		
	ふれあい館・ひろば館		
16	アクト 21（男女平等推進センター・熊野前ひろば館）		

表 7-2 生活関連施設

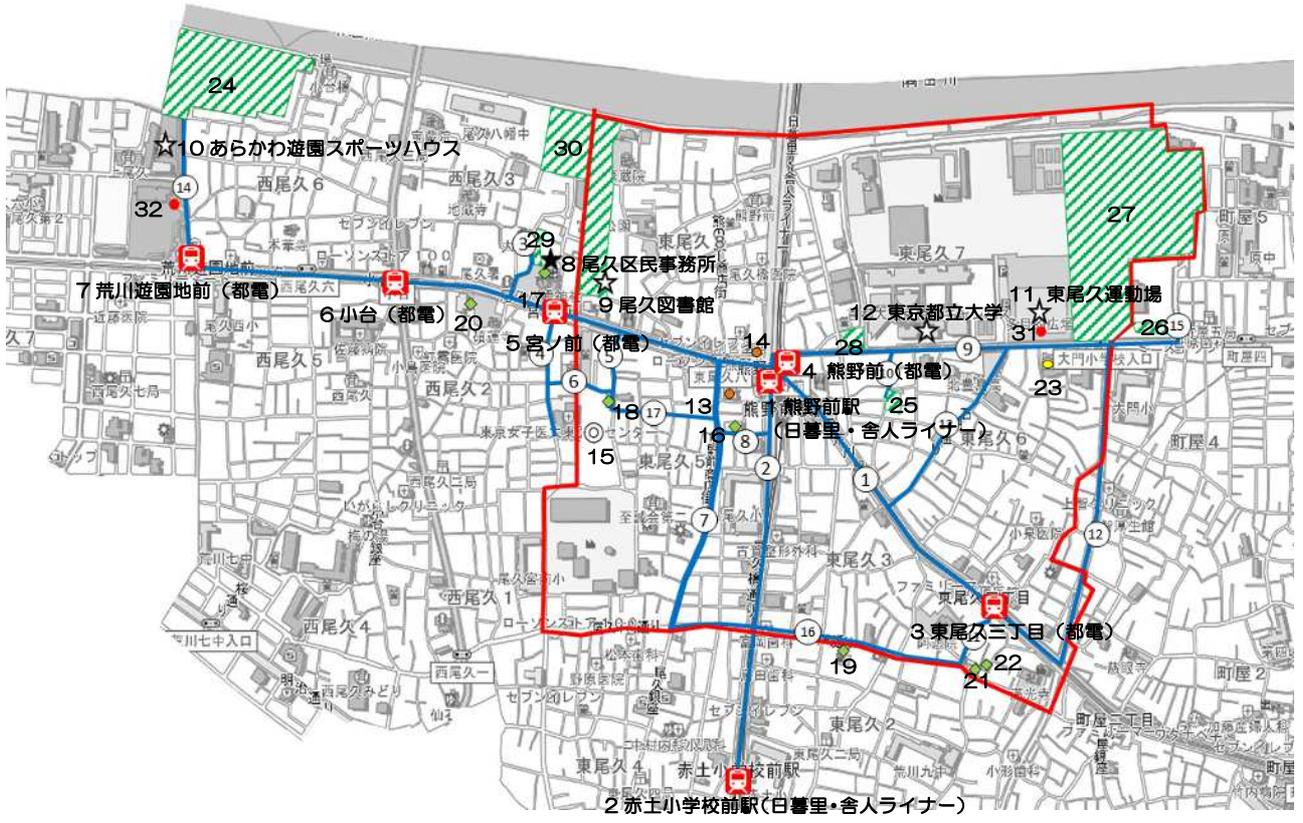
〈生活関連経路一覧〉

経路 番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 (主な接続施設)	
①	補 90 号 (都電通り)	経路⑭ (荒川遊園通り)～経路⑫ (尾久の原防災通り) (荒川遊園地前停留場、小台停留場、宮ノ前停留場、熊野前停留場、東尾久三丁目停留場、熊野前駅、尾久ふれあい館、熊野前郵便局)	東京都
②	都放射 11 号 (尾久橋通り)	経路⑨ (旭電化通り)～赤土小学校前駅 (熊野前駅)	
③	区道第 638 号線	経路① (都電通り)～尾久八幡公園 (宮ノ前停留場、尾久区民事務所、尾久区民事務所ひろば館)	荒川区
④	区道荒 15 号線	経路① (都電通り)～東京女子医科大学東医療センター	
⑤	区道荒 16 号線	経路① (都電通り)～経路⑰	
⑥	管理通路 4-503	経路④～経路⑤ (東京女子医科大学東医療センター)	
⑦	区道荒 17 号線 (熊野前銀座通り)	経路① (都電通り)～経路⑯ (尾久本町通り) (荒川年金事務所、アクト 21)	
⑧	法定外通路	経路② (尾久橋通り)～経路⑦ (熊野前銀座通り) (アクト 21)	
⑨	区道荒 111 号線 (旭電化通り)	経路② (尾久橋通り)～経路⑮ (熊野前停留場、熊野前公園、東京都立大学、尾久の原公園、ライフ東尾久店、原公園)	
⑩	区道第 478 号線	経路⑨ (旭電化通り)～尾久小公園	
⑪	区道荒 26 号線	経路① (都電通り)～経路⑯ (尾久本町通り) (東尾久三丁目停留場)	
⑫	区道荒 284 号線 (尾久の原防災通り)	経路① (都電通り)～経路⑨ (旭電化通り)	
⑬	区道荒 24 号線 (石門通り)	経路① (都電通り)～経路⑨ (旭電化通り)	
⑭	区道荒 7 号線 (荒川遊園通り)	経路① (都電通り)～あらかわ遊園	
⑮	区道荒 280 号線	経路⑨ (旭電化通り)～原公園	
⑯	区道荒 32 号線 (尾久本町通り)	経路⑦ (熊野前銀座通り)～経路⑪ (東尾久本町通りふれあい館)	
⑰	区道第 530 号線	経路⑤～経路⑦ (熊野前銀座通り)	

表 7-3 生活関連経路

更新した熊野前駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は、下図のとおりです。

(図 7-2)



(C) PASCO (C) INCREMENT P

図 7-2 生活関連施設及び生活関連経路

第8章 特定事業計画

1 特定事業計画の設定

これまでの特定事業計画及び新たな課題を整理し、計画期間を令和3年度から令和12年度として新たに特定事業計画を設定しました。計画期間内の目標年次によって、短期・中期・長期の事業及び目標年次を定めずに継続的に実施していくべき継続事業に分類しています。

区分	目標年次
短期	令和3～5年度
中期	令和6～8年度
長期	令和9～12年度
継続	目標年次を定めずに継続的に実施していくべきもの

表 8-1 特定事業の計画期間

今後は、各事業者が新たな特定事業計画を計画的に実施していくとともに、荒川区が事業の進捗状況を評価・管理することで、事業の効果的な改善（フォローアップ）を図り、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指していきます。

なお、現時点で実施時期が未定なものや、事業実施が困難となっているものについては、今後、課題解決の可能性や必要性の機運の高まりを鑑みながら事業内容見直しの検討を行い、効率的で効果的なバリアフリー基本構想の実現を目指します。

○各特定事業の内容

【公共交通特定事業】

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター、点字ブロックなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
- ・ その他駅ホームにおける安全設備（案内サイン、ホームドアなど）の整備

【道路特定事業】

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

【都市公園特定事業】

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（トイレ、出入口、園路など）の整備

【交通安全特定事業】

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、エスコートゾーンなど）

【建築物特定事業】

- ・特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター、トイレなど）の整備

【教育啓発特定事業】

- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業
- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

2 町屋駅・区役所周辺地区

(1) 公共交通特定事業

事業対象	都電荒川線	事業主体	東京都交通局	地区	町屋	
取組方針	交通局はお客様が求める質の高いサービスを提供し、快適で利用しやすい都営交通を実現します。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
町屋駅前ホーム	ホームの拡幅	1 ホームの拡幅・形状は、将来の道路拡幅時に検討します。				↔
荒川七丁目案内・情報	視覚障がい者向けの案内充実	2 視覚障がい者向けの案内（音声案内及び点字表示）の充実を図ります。				↔
荒川七丁目ホーム	ホームの改善	3 今後、街路整備に合わせ停留場が移設されるので、その際、街路形状に合わせ検討します。				↔
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	心のバリアフリーに関する取組	4 サービス介助士の資格取得を推進し、声かけ・サポート運動の取組を継続します。		継続		
	接遇向上の取組	5 乗務員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続		

事業対象	東京メトロ千代田線	事業主体	東京地下鉄株式会社	地区	町屋	
取組方針	町屋駅利用の安全性及び移動性・バリアフリー設備の向上を推進します。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
町屋駅B1階トイレ	バリアフリースイレ扉の改良	1 バリアフリースイレの扉（重くて開けにくい）の改良は、現時点では、詳細な設備時期は未定ですが、トイレ改良時に合わせて改修を検討いたします。				↔
町屋駅案内	多言語対応のご案内	2 多言語に対応し、筆談アプリ等を搭載したスマートフォン及びタブレット端末を活用し、分かりやすいご案内に努めています。		継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	サービス介助士の取得	3 全駅社員によるサービス介助士の取得を推進しています。		継続		
	見守る目の強化	4 ご利用のお客様にもお声かけ等をお願いするポスターの掲出、駅構内放送の実施等により、社会全体でお身体の不自由なお客様等を見守ることができるような風土の醸成を図っています。		継続		
	接遇向上の取組	5 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続		

事業対象	京成本線	事業主体	京成電鉄株式会社	地区	町屋	
取組方針	町屋駅利用の安全性及び移動性の向上を推進する。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
町屋駅 ホーム・階段	点字ブロックの修繕	1 ブロックに欠損等がある場合、補修を行います。		継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	「声かけ・サポート」運動の実施	2 鉄道などの施設を安全に安心してご利用いただけるよう、お困りのお客さまに対して社員から積極的にお声かけを行うとともに、周囲のお客さまからもお声かけにご協力いただく取り組みをしております。		継続		
	接遇向上の取組	3 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続		

事業対象	都営バス	事業主体	東京都交通局	地区	町屋	
取組方針	乗り降りが容易で気軽に利用できる、高齢者等の身近な足としての役割を果たすため、停留所や車両において、誰もが利用しやすく便利で快適なサービスを提供します。 都営バスでは、車両の一層のバリアフリー化を推進するとともに、上屋やベンチの設置を進めるなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指しています。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
車両	ノンステップバス導入	1 平成24年度をもって全車両のノンステップ化が完了し、今後入替え等で更新する車両もノンステップバスとします。		継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	乗務員教育	2 乗務員の接遇やバリアフリー教育等に関しては、研修などを定期的実施するとともに、必要な場合は個別指導を行うなど、乗務員の接遇向上に努めています。		継続		

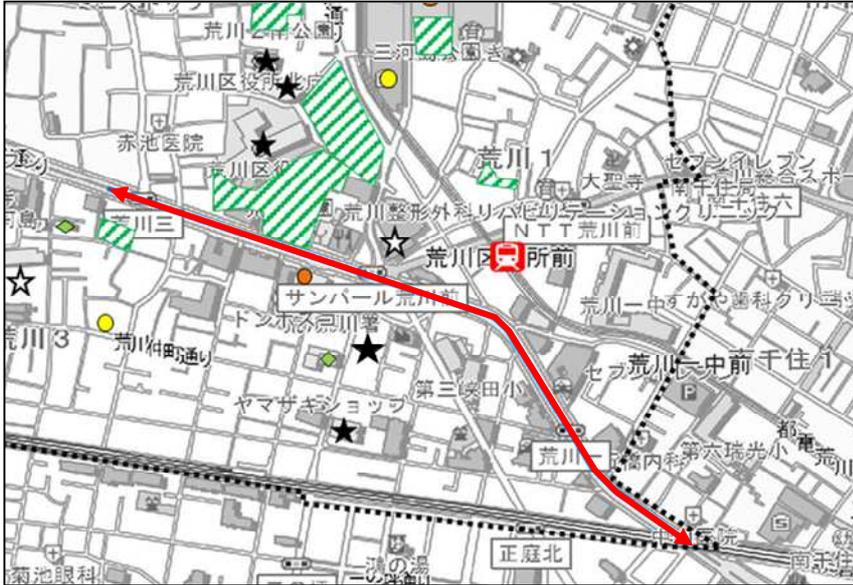
(2) 道路特定事業

事業対象	都道	事業主体	東京都建設局	地区	町屋
取組方針	道路上の安全性及び移動性の向上を推進します。				

<該当箇所>

<生活関連経路①>

(特定事業 1)



(C) PASCO (C) INCREMENT P

<生活関連経路②>

(特定事業 2・3)

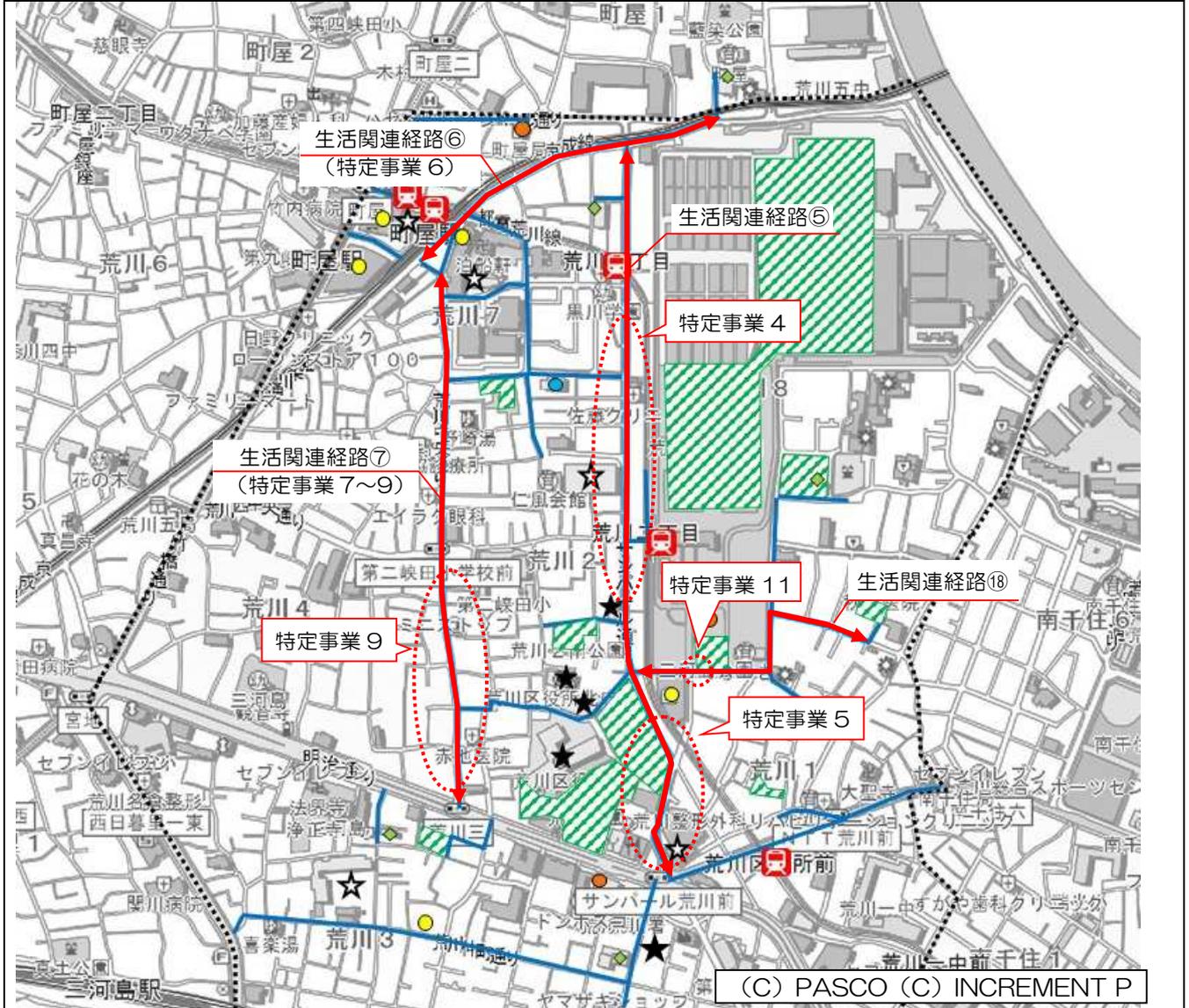


(C) PASCO (C) INCREMENT P

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路① 明治通り	歩道上の障害物除去	1 歩道上を私的に占有している箇所については、道路使用の適正化に向けて、指導・監督します。	継続		
生活関連経路② 尾竹橋通り	放置自転車の撤去	2 店舗前の放置自転車については、今後も巡回を行い、長時間駐輪し、破損している自転車の撤去に努めていきます。			
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
生活関連経路② 尾竹橋通り	自転車利用者マナーの向上	3 歩行者の通行を邪魔している自転車については、区の活動に協力し、利用者の自転車乗車マナー向上に努めていきます。	継続		

事業対象	区道	事業主体	荒川区	地区	町屋
取組方針	荒川区では、関係所管で以下のように連携してバリアフリー環境を常時推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも安心して安全に移動ができる道路の整備を推進する ・地区全体で交通安全や自転車利用マナー講習、路上駐車や駐輪の指導等を継続して実施する ・良好な道路環境の維持 ・交通管理者や地元との連携、違法占用物件の撤去等 				

<該当箇所>



(C) PASCO (C) INCREMENT P

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
地区全体	路上駐輪・路上駐車への対応	1 地区内の路上駐輪・路上駐車については、交通管理者と連携し、撤去活動を継続して行います。		継続	
	歩道の障害物除去	2 歩道上の植木鉢などについては、引き続き、各町会などを通して利用マナーの向上等啓発活動を行います。		継続	
	側溝上の段差解消板除去	3 側溝上の段差解消板については、引き続き、各町会などを通してマナーの向上等啓発活動を行います。		継続	
生活関連経路⑤	歩道の整備	4 補助90号線で整備されるため、それまでは個別に勾配や凹凸の改善を実施します。		↔	
ゆいの森通り	歩道の改修	5 サンパール荒川前の歩道舗装は、補助90号線で整備されるため、それまでは個別に改修を実施します。		↔	

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路 ⑥ 藍染川通り	歩道幅員の確保	6 車道の下に下水道の幹線があるため、下水道幹線の再整備時に、車道を下げる工事を行います。ガードパイプ設置等の安全対策については、交通管理者と協議して対応します。			↔
生活関連経路 ⑦ 荒川中央通り	電柱の移設	7 無電柱化推進路線であるため、電柱の移設は必要最低限とします。荒川中央通りと藍染川通りの接続部の安全対策は交通管理者と協議を継続します。			↔
	歩車分離対策	8 沿道の利用形態によって安全対策は異なることから、その都度交通管理者等と協議を行います。			↔
	横断勾配改善	9 歩道の横断勾配については、改修時期を検討した上で実施に向け取り組みます。			↔
	障害物除去	10 区道上の商品陳列などについては、引き続き、商店会等を通してマナー向上等啓発活動を行います。	継続		
生活関連経路 ⑧	点字ブロックの適正配置	11 歩道の点字ブロックについては、基準に沿った整備を実施します。	↔		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
地区全体	正しい交通ルールの順守・交通安全意識の啓発	12 自転車安全利用講習会や各種交通安全教室、各種広報等の機会を通じて、自転車を取り巻く環境や交通ルールの周知・徹底を図り、交通安全意識を啓発することで、交通事故防止を図ります。	継続		

（３）都市公園特定事業

事業対象	公園	事業主体	荒川区	地区	町屋
取組方針	安全で快適な利用の確保のため計画的な予防保全対策により公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や事業費の平準化を推進します。				
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
荒川自然公園 園路	園路の改修	1 バリアフリー化は優先して実施していくが、大規模な園路の改修は計画的に実施します。	継続		

（４）交通安全特定事業

事業対象	道路	事業主体	警視庁荒川警察署	地区	町屋
取組方針	交通マナー及び道路の安全性の向上を推進する。				
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
明治通り	歩行者用の青信号時間の調整	1 信号機の時間の長短について検証し、長くする必要がある場所については、本部管制課と協議し、継続的に検討します。	継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
明治通り	自動車運転マナーの向上	2 荒川警察署前の交差点で、警察官の随時配置を実施し、信号の変わり目に走行している車、横断している自転車、歩行者に対し警笛を活用して注意喚起を行います。	継続		
	自転車利用者マナーの向上	3 毎月取締を実施している。特に雨天時には「傘さし禁止広報」をミニパトにて実施しています。	継続		

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
ゆいの森通り	横断防止対策・自転車マナーの向上	4 署内連携して口頭注意を実施しています。月1回高齢者への自転車乗車マナー指導を実施しています。	継続		
共通	自転車利用者マナーの向上	5 署内連携して安全教室やストップ作戦を随時実施しています。	継続		

(5) 建築物特定事業

事業対象	小中学校	事業主体	荒川区	地区	町屋
取組方針	一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育的支援を行う。				
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
共通	バリアフリーに関する学習	1 バリアフリーを含め、福祉や人権に関する学習を教科等横断的な視点で推進してきます。	継続		

3 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区

(1) 公共交通特定事業

事業対象	日暮里・舎人ライナー		事業主体	東京都交通局	地区	日暮里	
取組方針	交通局はお客様が求める質の高いサービスを提供し、快適で利用しやすい都営交通を実現します。						
取組内容					計画期間		
場所	概要	対応方針			短期	中期	長期
日暮里駅 バリアフリー トイレ	洗浄ボタンの位置 変更	1 自動洗浄センサーの設置位置について改修方法を検討 中です。			↔		
西日暮里駅 案内サイン	案内の改善	2 西日暮里駅前地区再開発事業の進捗に合わせて、分か りやすい案内掲示を検討いたします。					↔
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）							
共通	心のバリアフリー に関する取組	3 声かけ・サポート運動の取り組みを継続します。			継続		
	接遇向上の取組	4 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきま す。			継続		

事業対象	東京メトロ千代田線		事業主体	東京地下鉄株式会社	地区	日暮里	
取組方針	西日暮里駅利用の安全性及び移動性・バリアフリー設備の向上を推進します。						
取組内容					計画期間		
場所	概要	対応方針			短期	中期	長期
西日暮里駅 バリアフリー トイレ	おむつ交換設備の 設置	1 ベビーチェアは設置しましたが、ベビーシートは未 設置のため、トイレ改良時に設置します。					↔
西日暮里駅 案内	多言語対応の案内	2 多言語に対応し、筆談アプリ等を搭載したスマートホ ン及びタブレット端末を活用し、分かりやすい案内に努 めています。			継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）							
共通	サービス介助士の 取得	3 全駅社員によるサービス介助士の取得を推進します。			継続		
	見守る目の強化	4 ご利用のお客様にもお声かけ等をお願いするポスター の掲出、駅構内放送の実施等により、社会全体でお身体 の不自由なお客様等を見守ることができるような風土の 醸成を図っています。			継続		
	接遇向上の取組	5 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきま す。			継続		

事業対象	JR 山手線、京浜東北線、常磐線		事業主体	東日本旅客鉄道株式会社	地区	日暮里	
取組方針	日暮里駅利用の安全性及び移動性の向上を推進します。						
取組内容					計画期間		
場所	概要	対応方針			短期	中期	長期
日暮里駅 南口	段差の解消	1 南口の紅葉橋との接続部の段差は、紅葉橋の管理者で ある荒川区との協議・検討を継続し、区の計画に協力し てまいります。					↔
日暮里駅 西口	案内の充実	2 西口出入口付近に、北口スロープへの案内を表示しま す。			↔		

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
日暮里駅ホーム	京浜東北線のホームドアの設置	3 京浜東北線ホームドアの設置を進めます。	↔		
日暮里駅ホーム	常磐線のホームドアの設置	4 常磐線ホームドアの設置に向け検討を進めます。			↔
三河島駅ホーム	常磐線のホームドアの設置	5 常磐線ホームドアの設置に向け検討を進めます。			↔
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
共通	心のバリアフリーに関する取り組み	6 サービス介助士の資格取得を推進し、声かけ・サポート運動の取り組みを継続します。		継続	
	接遇向上の取組	7 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続	

事業対象	京成本線	事業主体	京成電鉄株式会社	地区	日暮里
取組方針	日暮里駅・新三河島駅利用の安全性及び移動性の向上を推進します。				
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
日暮里駅 点字ブロック	点字ブロック上の障害物の除去	1 点字ブロックを阻害することのないよう、構内店舗等に対しても看板の設置場所に配慮するよう指導します。		継続	
	点字ブロックの改修	2 ブロックに欠損等がある場合、補修を行います。		継続	
日暮里駅 コンコース	案内の改善	3 分かりやすいご案内に継続して努めます。		継続	
日暮里駅 待合室	車いすスペースの設置	4 改修時には設置の可否を検討します。			↔
日暮里駅 その他	非常時のルート確保	5 非常時の避難誘導ルートについて、改善すべき点を検討します。		継続	
新三河島駅 ホーム	混雑環境の改善	6 掲示物やアナウンスなどによるご案内・注意喚起に努めます。		継続	
新三河島駅 階段	点字ブロックの改修	7 ブロックに欠損等がある場合、補修を行います。		継続	
新三河島駅 案内サイン	案内の改善	8 分かりやすいご案内に継続して努めます。		継続	
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
日暮里駅 バリアフリー トイレ	利用マナーの啓発	9 バリアフリートイレの利用法についてマナー啓発を行います。		継続	
共通	「声かけ・サポート」運動の実施	10 鉄道などの施設を安全に安心してご利用いただけるよう、お困りのお客さまに対して社員から積極的にお声かけを行うとともに、周囲のお客さまからもお声かけにご協力いただく取り組みをしています。		継続	
	接遇向上の取組	11 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続	

事業対象	都営バス	事業主体	東京都交通局	地区	日暮里	
取組方針	<p>乗り降りが容易で気軽に利用できる、高齢者等の身近な足としての役割を果たすため、停留所や車両において、誰もが利用しやすく便利で快適なサービスを提供します。</p> <p>都営バスでは、車両の一層のバリアフリー化を推進するとともに、上屋やベンチの設置を進める等、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指しています。</p>					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
バス施設	適正な維持管理	1 老朽化している停留所については、適宜建替え・補修等を実施していきます。		継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	乗務員教育	2 乗務員の接遇やバリアフリー教育等に関しては、研修などを定期的実施するとともに、必要な場合は個別指導を行うなど、乗務員の接遇向上に努めています。		継続		

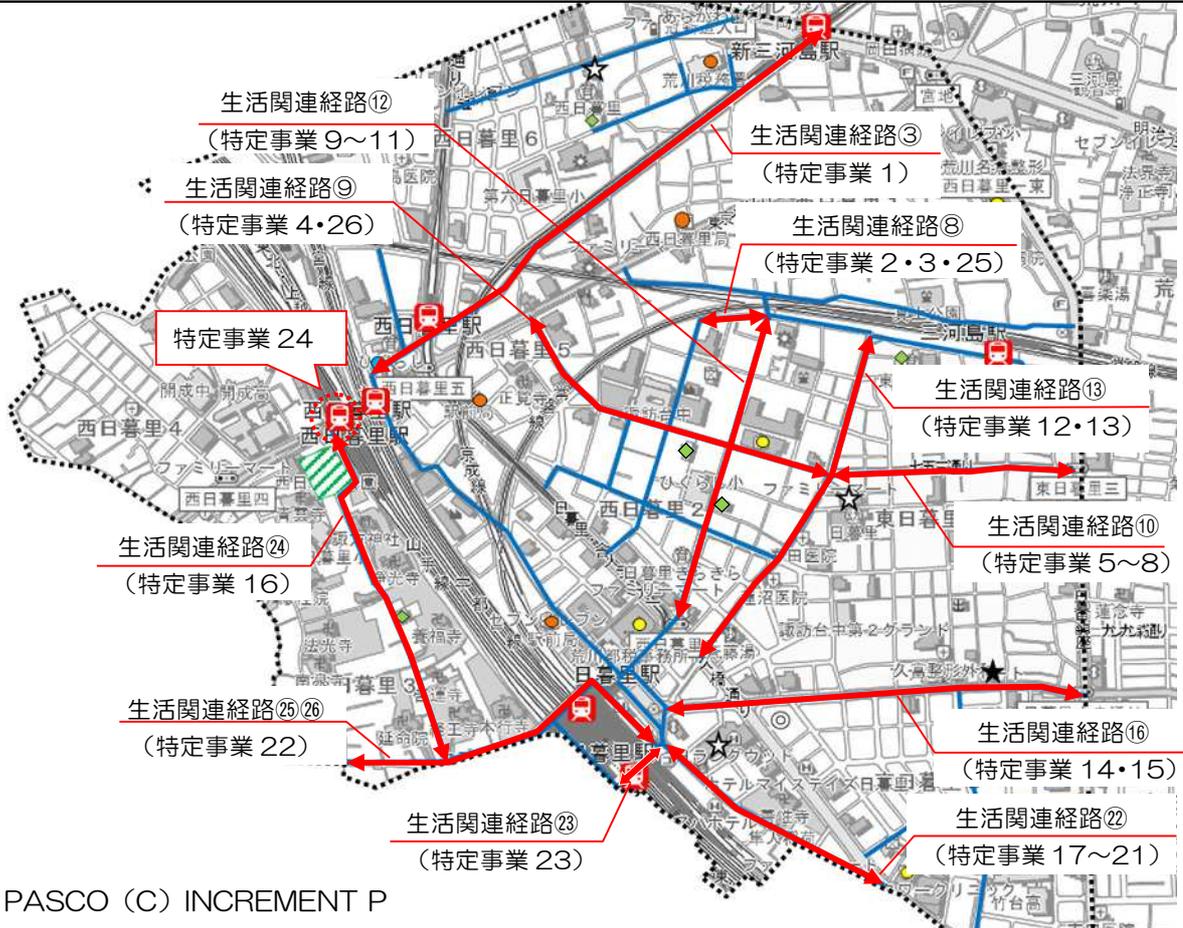
(2) 道路特定事業

事業対象	都道	事業主体	東京都建設局	地区	日暮里
取組方針	道路上の安全性及び移動性の向上を推進する。				
＜該当箇所＞					
<p>The map displays the Nishimurayama area with several key locations marked. A red box labeled '特定事業 1' is located near the intersection of the main road and the road leading to Nishi-Murayama Station. Five red lines, labeled '生活関連経路①' through '⑤', trace routes through the neighborhood, connecting various points of interest and transit hubs. '生活関連経路① (特定事業 9)' is at the top right, '生活関連経路② (特定事業 2~5)' is in the middle right, '生活関連経路③' is in the middle left, '生活関連経路④ (特定事業 6~8)' is in the center, and '生活関連経路⑤' is at the bottom right. The map also shows major roads, station entrances, and local facilities like schools and hospitals.</p>					
(C) PASCO (C) INCREMENT P					

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路 ③ 道灌山通り	歩道の有効幅員確保	1 道灌山通りの利用状況、周辺道路の整備状況等を勘察し、必要に応じて検討します。			↔
生活関連経路 ② 尾竹橋通り	歩道の改修	2 電線類地中化本体工事の歩道復旧は令和4年度に完了する予定です。	↔		
生活関連経路 ② 尾竹橋通り	歩道の幅員確保	3 物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難なため、歩道部分の着色などにより利用者に注意喚起を行うとともに、将来の大規模改修時に改善策について検討します。			↔
	自転車利用者マナーの向上	4 自転車のマナーについて、警察や荒川区とともに検討を進めます。	継続		
	街路樹の剪定	5 街路樹の下から枝が出ていて、危ない場所について、適正な維持管理を行い安全性・快適性向上に努めます。	継続		
生活関連経路 ④ 尾久橋通り	歩道の縦断勾配改善	6 高架下の坂の傾斜について、物理的・地形的な制約から道路の改良が困難なため、歩道の傾斜に対して注意を喚起する対策を検討するとともに、将来の大規模改修時に改善策について検討します。			↔
	自転車利用者マナーの向上	7 自転車のマナーについて、警察や荒川区とともに検討を進めます。	継続		
	歩道の有効幅員確保（自転車対策）	8 段差・幅員の改善については、将来の大規模改修時に改善策を検討します。			↔
生活関連経路 ① 明治通り	歩道の横断勾配改善	9 歩道の横断勾配がきつく車椅子利用者は通りにくい箇所について、物理的・地形的な制約から道路の改良が困難なため、歩道の傾斜に対して注意を喚起する対策を検討するとともに、将来の大規模改修時に改善策について検討します。			↔

事業対象	区道	事業主体	荒川区	地区	日暮里
取組方針	荒川区では、関係所管で以下のように連携してバリアフリー環境を常時推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰にでも安心して安全に移動ができる道路の整備を推進する ・ 地区全体で交通安全や自転車利用マナー講習、路上駐車や駐輪の指導等を継続して実施する ・ 良好な道路環境の維持 ・ 交通管理者や地元との連携、違法占用物件の撤去等 				

<該当箇所>



(C) PASCO (C) INCREMENT P

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路③ 藍染川西通り	歩道の横断勾配の改善	1 車道の下に下水道の幹線があるため、下水管線の再整備時に、車道を下げる工事を行っていく。		継続	
生活関連経路⑧	案内の改善	2 地域全体のサイン改修時に分かりやすいサイン設置の検討を進めます。		継続	
	踏切の改修	3 踏切の改修について、鉄道事業者と協議を行います。			↔
生活関連経路⑨	歩道の整備	4 交通安全施設整備工事に外側線や通学路グリーンの再表示等を行います。		継続	
生活関連経路⑩ 七五三通り	歩道の平坦性確保	5 木の根により大きく持ち上がっている舗装については、部分的に、補修を行います。		継続	
	段差の解消	6 交差点等において、可能な限り段差解消ブロックを使用した改修を進めます。		継続	
	歩道の障害物除去	7 区道上の商品陳列等については、引き続き商店会等を通して、マナー向上等啓発活動を行います。		継続	
	点字ブロックの整備	8 交通安全施設整備や歩道内の安全を確保するための整備計画の中で対応します。		継続	

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路 ⑫	標識の移設	9 歩道上の標識の移設について、交通管理者等と協議を進めます。	↔		
	歩道の有効幅員確保	10 ガードレール移設について、交通管理者等と協議を進めます。	↔		
	歩道の整備	11 交通管理者等と協議を進めます。	↔		
生活関連経路 ⑬ あやめ通り	段差の解消	12 横断歩道部で基準以上の段差の箇所は改修済み。今後経年劣化により基準以上になった箇所については、補修を進めます。		継続	
	雑草対策	13 計画的な除草及び清掃等を行い、適正な管理を行います。		継続	
生活関連経路 ⑯ 日暮里中央通り	放置自転車対策	14 日暮里駅周辺の放置自転車の状況を適宜確認し、引き続き、放置自転車の撤去や啓発活動、自転車駐車場への誘導等の必要な放置自転車対策を行っていきます。		継続	
	歩道の障害物除去	15 区道上の商品陳列等については、引き続き商店会などを通して、マナー向上等啓発活動を行います。		継続	
生活関連経路 ⑳ 諏訪台通り	歩道のバリアフリールート確保	16 対策について、交通管理者との協議を進めます。		継続	
生活関連経路 ㉒	段差・勾配の解消	17 改修の際には、移動円滑化基準に適合した構造に改修します。			↔
	歩道の障害物除去	18 日暮里駅周辺の放置自転車の状況を適宜確認し、引き続き、放置自転車の撤去や啓発活動、自転車駐車場への誘導等の必要な放置自転車対策を行います。		継続	
	歩道の障害物除去	19 区道上の屋外広告物等については、引き続き商店会等を通して、マナー向上等啓発活動を行います。		継続	
	事故防止	20 交通管理者との協議を進めます。		継続	
	歩道の改修	21 改修時期について検討します。			↔
生活関連経路 ㉕㉖	段差の解消	22 タヤけだんだんへのスロープの設置は困難なため、段差の解消された経路への案内等の対策を検討する。			↔
生活関連経路 ㉗ 紅葉橋	バリアフリールート確保	23 鉄道事業者と検討を進めます。			↔
西日暮里駅前 公衆トイレ	トイレ施設の改修	24 荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づき、計画的に改修に取り組みます。		↔	
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
生活関連経路 ㉘	正しい交通ルールの順守・交通安全意識の啓発	25 自転車安全利用講習会や各種交通安全教室、各種広報等の機会を通じて、自転車を取り巻く環境や交通ルールの周知・徹底を図り、交通安全意識を啓発することで、交通事故防止を図ります。		継続	
生活関連経路 ㉙	自転車利用者マナーの向上	26 放置自転車による問題について、今後も区報等を用いて、広く周知を図ります。		継続	

(3) 都市公園特定事業

事業対象	公園	事業主体	荒川区	地区	日暮里	
取組方針	安全で快適な利用の確保のため計画的な予防保全対策により公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や事業費の平準化を推進する。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
日暮里南公園	子ども用手洗いの設置	1 子ども用手洗い場の設置を検討する。		↔		
西日暮里公園 園道、出入り 口、トイレ	各所バリアフリー化	2 平成29年度に土砂災害警戒区域に指定されたため、令和元年度に急傾斜地調査を実施、今後は安全性に配慮した整備内容を検討する。				↔
真土公園 トイレ	トイレの改修	3 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進する。		↔		

(4) 交通安全特定事業

事業対象	道路	事業主体	警視庁荒川警察署	地区	日暮里	
取組方針	交通マナー及び道路の安全性の向上を推進する。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
道灌山通り	歩行者用の青信号時間の調整	1 継続的に検討し、必要があれば随時変更等対応します。		継続		
尾久橋通り	歩行者用の青信号時間の調整	2 継続的に検討し、必要があれば随時変更等対応します。		継続		
教育啓発特定事業						
共通	自転車利用者マナーの向上	3 署内連携して安全教室やストップ作戦を随時実施しています。		継続		

(5) 建築物特定事業

事業対象	小中学校	事業主体	荒川区	地区	日暮里	
取組方針	一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育的支援を行う。					
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
取組方針				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
共通	バリアフリーに関する学習	1 バリアフリーを含め、福祉や人権に関する学習を教科等横断的な視点で推進してきます。		継続		

事業対象	Frespo 東日暮里	事業主体	大和リース株式会社	地区	日暮里	
取組方針	どなたでもご利用いただけ、親しみをもたれる店舗を目指します。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
駐車場	駐車場の確保	1 近隣駐車場と連携または開発を行います。優先車両用駐車場を早急に確保できるよう努めます。				↔
駐輪場	駐輪場の確保	2 お客様に利用しやすい駐輪場を整備し、施設内または近隣に駐輪場を確保できるよう努めます。		↔		

4 南千住駅周辺地区

(1) 公共交通特定事業

事業対象	都電荒川線	事業主体	東京都交通局	地区	南千住		
取組方針	交通局はお客様が求める質の高いサービスを提供し、快適で利用しやすい都営交通を実現します。						
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）							
取組内容					計画期間		
場所	概要	対応方針			短期	中期	長期
共通	心のバリアフリーに関する取組	1 サービス介助士の資格取得を推進し、声かけ・サポート運動の取り組みを継続します。			継続		
	接遇向上の取組	2 乗務員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。			継続		

事業対象	東京メトロ日比谷線	事業主体	東京地下鉄株式会社	地区	南千住		
取組方針	南千住駅利用の安全性及び移動性・バリアフリー設備の向上を推進する。						
取組内容					計画期間		
場所	概要	対応方針			短期	中期	長期
南千住駅エレベーター・エスカレーター	バリアフリールートの確保	1 既存施設の利用が困難な場合は、駅係員にお申し付け下さい。今後も駅係員によるサービス向上を図って参ります。			継続		
南千住駅案内	多言語対応のご案内	2 多言語に対応し、筆談アプリ等を搭載したスマートフォン及びタブレット端末を活用し、分かりやすいご案内に努めています。			継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）							
南千住駅トイレ	利用者マナーの啓発	3 東京メトロでは全てのバリアフリートイレに国土交通省が作成したポスターを掲出しております。今後も継続して周知を行い、ご利用されるお客様にご理解とご協力をいただけるよう努めて参ります。			継続		
共通	サービス介助士の取得	4 全駅社員によるサービス介助士の取得を推進しています。			継続		
	見守る目の強化	5 ご利用のお客様にもお声かけ等をお願いするポスターの掲出、駅構内放送の実施等により、社会全体でお身体の不自由なお客様等を見守ることができるような風土の醸成を図っています。			継続		
	接遇向上の取組	6 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。			継続		

事業対象	JR 常磐線	事業主体	東日本旅客鉄道株式会社	地区	南千住		
取組方針	南千住駅利用の安全性及び移動性の向上を推進する。						
取組内容					計画期間		
場所	概要	対応方針			短期	中期	長期
南千住駅トイレ	案内の強化	1 今後の駅全体のサイン改修時にわかりやすいサインの設置を検討します。			継続		
南千住駅ホーム	常磐線のホームドアの設置	2 常磐線ホームドアの設置に向け検討を進めます					↔

教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
共通	心のバリアフリーに関する取り組み	3 サービス介助士の資格取得を推進し、声かけ・サポート運動の取り組みを継続します	継続		
	接遇向上の取組	4 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。	継続		

事業対象	つくばエクスプレス	事業主体	首都圏新都市鉄道株式会社	地区	南千住
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の全駅舎の安全性及び移動性の向上を推進する。 駅構内の案内サイン・点字サインをよりわかりやすくご理解いただけるように随時見直し更新していきます。 				
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
南千住駅	案内の充実	1 駅構内案内サイン、駅周辺案内図等をより分かりやすく表示する為、継続的にブラッシュアップしていきます。	継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
南千住駅 トイレ	利用者マナーの啓発	2 駅係員によるマナー啓発を随時、掲示します。	継続		
共通	心のバリアフリー	3 「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施します。	継続		
		4 「サービス介助士」資格取得促進します。	継続		
	接遇向上の取組	5 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。	継続		

事業主体	都営バス	事業主体	東京都交通局	地区	南千住
取組方針	<p>乗り降りが容易で気軽に利用できる、高齢者等の身近な足としての役割を果たすため、停留所や車両において、誰もが利用しやすく便利で快適なサービスを提供します。</p> <p>都営バスでは、車両の一層のバリアフリー化を推進するとともに、上屋やベンチの設置を進める等、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指しています。</p>				
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
バス停 （三ノ輪橋停留所）	点字ブロックの設置	1 点字ブロックの設置について、道路管理者と実施に向けて協議します。			↔
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
バス停 （明治通り）	バス車両の正着	2 バス停への正着について、添乗による乗務員支援のほか、未習熟者に対しては随時指導を行うなど、全乗務員の技術力の向上に努めます。	継続		
共通	乗務員教育	3 乗務員の接遇やバリアフリー教育等に関しては、研修などを定期的実施するとともに、必要な場合は個別指導を行うなど、乗務員の接遇向上に努めています。	継続		

事業対象	荒川区コミュニティバス	事業主体	京成バス株式会社	地区	南千住
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・京成バスでは全ての車両をノンステップバスで運行。 ・荒川区コミュニティバスの車両は車椅子乗車用の傾斜角度の違う2タイプのスロープ板を装備し、乗車時の状況に応じて緩やかな角度のスロープ板で対応。 ・バス乗務員に対しバリアフリーに関する講習を随時実施。 ・バリアフリー関連のシンポジウム等の積極的な参加。 ・バリアフリー教室への参加、車両の提供協力。 ・子育て世代への支援（ベビーカーでの乗車のお客様に対し、積極的な手助け等） ・高齢者への支援強化（乗務員による車内、車外への積極的なアナウンスの実施、車いす乗降時の手助け等） ・当社ホームページによるバリアフリー関連の案内や、バス停、バス車内での掲示物による周知の徹底。 ・地域の小学校等での安全教室の実施（安全指導や車椅子乗車体験などで周知を図る） ・乗務員に対するバリアフリーに関する講習の継続及び安心安全に対する講習を実施。 ・車内アナウンス、車外アナウンスをはじめとし、わかりやすい乗り場づくりを実施。 				
取組内容				計画期間	
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
車両	車椅子（電動含む） 利用者の利便性向上	1 車両メーカー等と検討していきます。			↔
	予備車両のノンステップバス化	2 現在1台在籍している汐入さくら予備車両がワンステップバスの為、代替時にノンステップバス化を推進します。また2台の予備車両のうち1台はノンステップであるため、予備車両使用時は優先的に運用していきます。		↔	
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
共通	人的支援の強化	3 車内、車外への適正なマイクアナウンス、車いすの乗降支援等を継続実施している。現在、運行責任者向けに実施しているバリアフリー講習を運転士向けにも展開させていただきます。	継続		

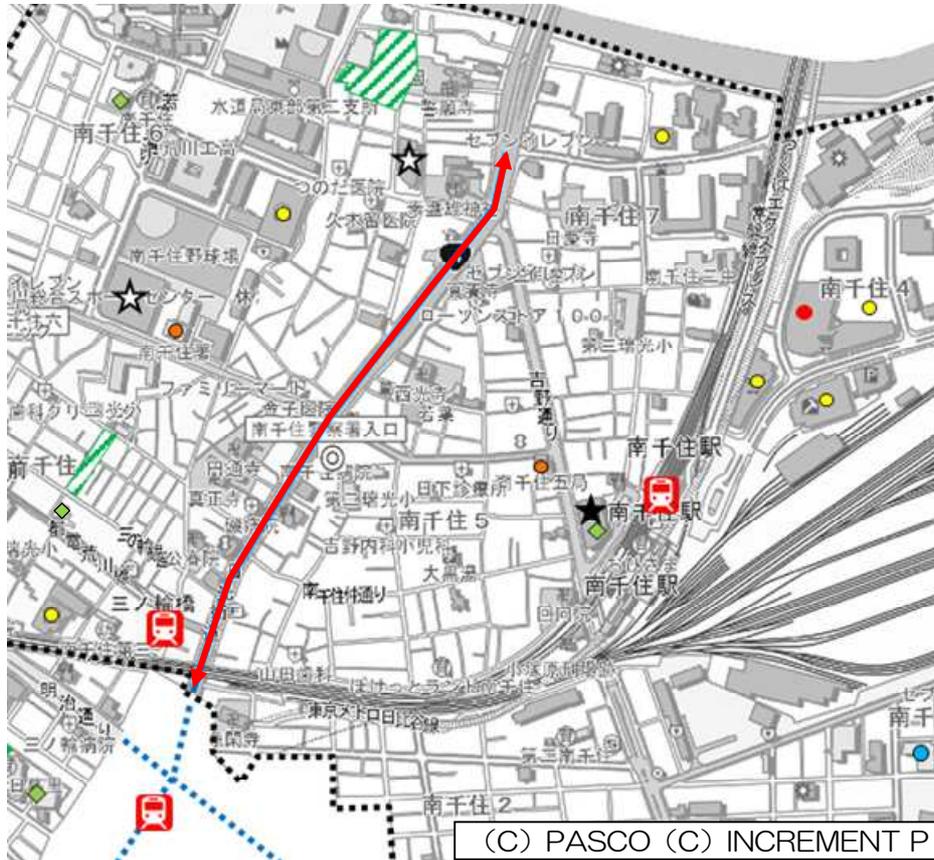
(2) 道路特定事業

事業対象	国道	事業主体	国土交通省関東地方整備局	地区	南千住
取組方針	バリアフリー法に基づく特定道路を中心に、歩道の段差・勾配の改善、点字ブロックの設置等を推進する。				

<該当箇所>

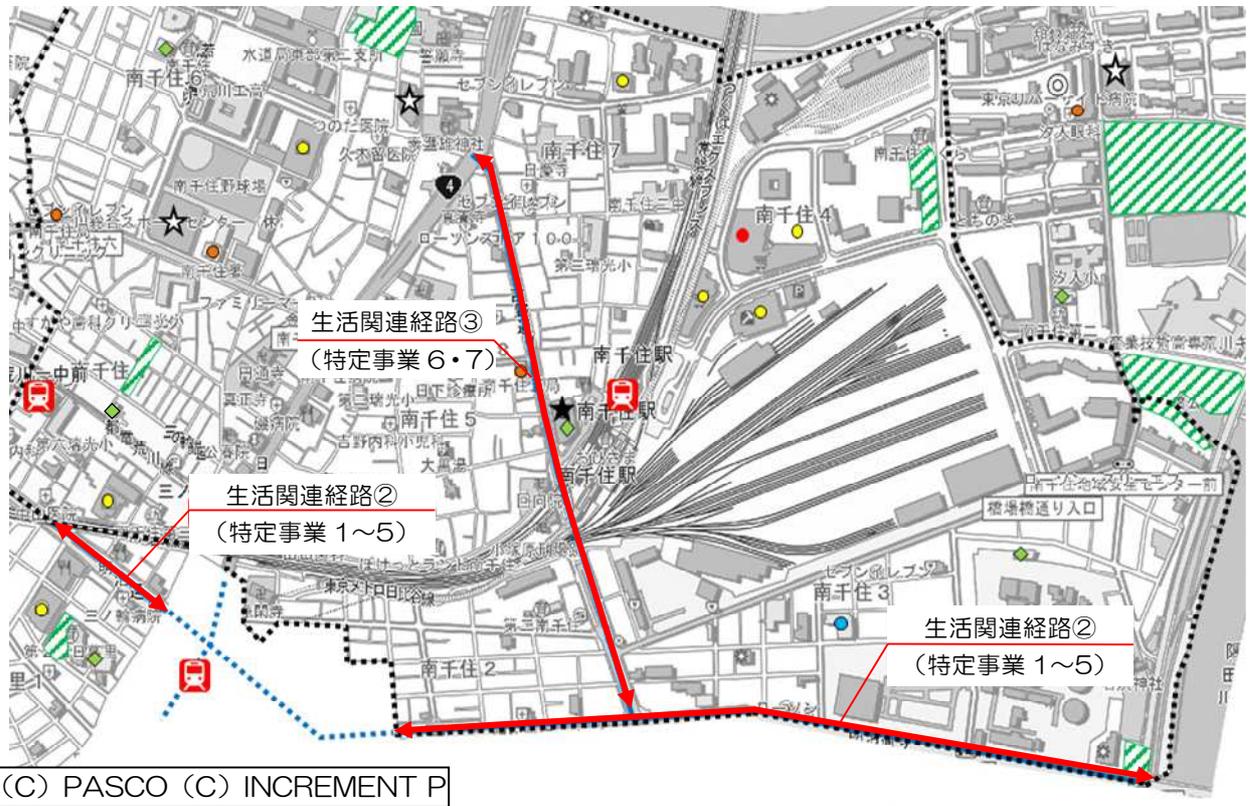
<生活関連経路①>

(特定事業 1~6)



取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路① 日光街道	自転車通行環境の改善	1 整備方針について、検討を進めます。			↔
	自転車利用者マナーの向上	2 関係機関と連携しながら継続的に実施します。	継続		
	歩道舗装の改修	3 電線共同溝整備とあわせて歩道舗装の改修を行います。			↔
	歩道勾配の改善	4 電線共同溝整備とあわせて勾配の改修を行います。			↔
	段差の解消	5 電線共同溝整備とあわせて段差の改良を行います。			↔
	点字ブロックの整備	6 電線共同溝整備とあわせて点字ブロックの整備を行います。			↔

事業対象	都道	事業主体	東京都建設局	地区	南千住
取組方針	道路上の安全性及び移動性の向上を推進する。				
＜該当箇所＞					

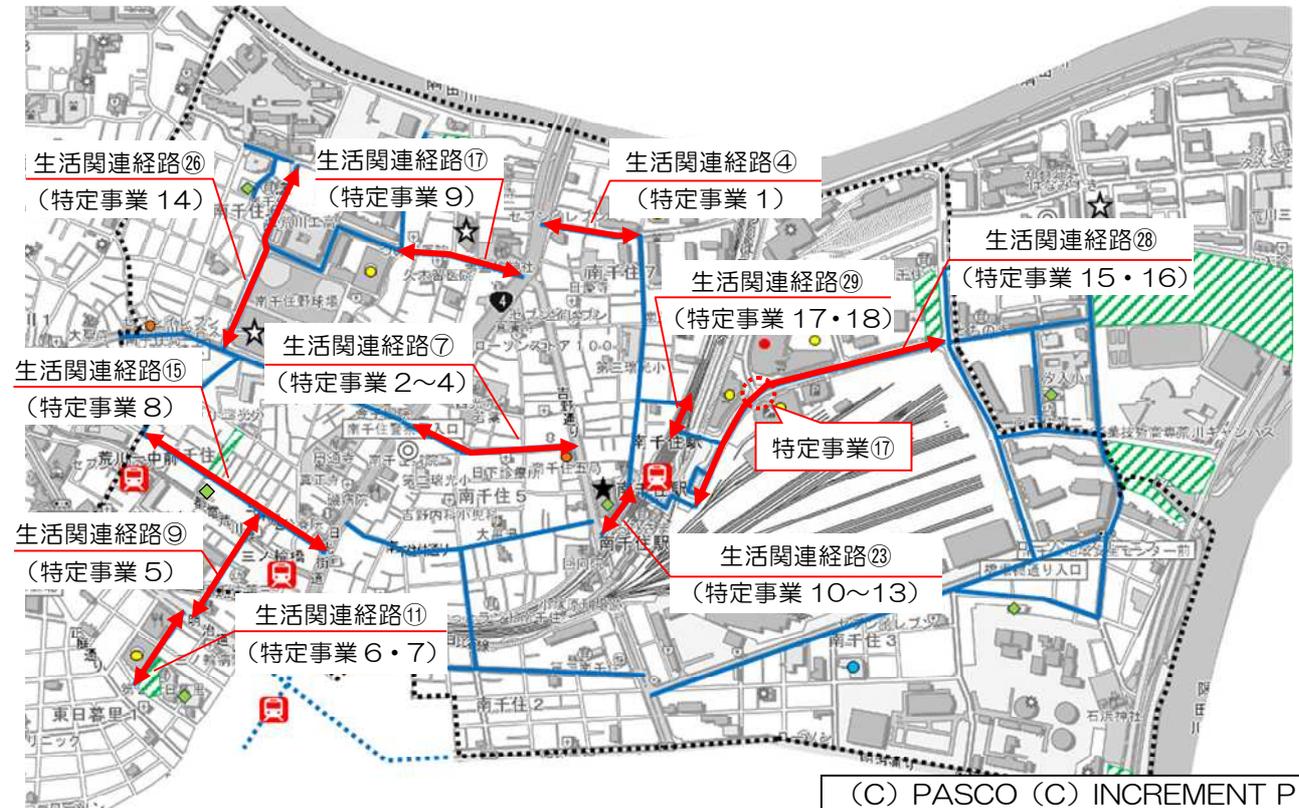


(C) PASCO (C) INCREMENT P

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路② 明治通り	歩道の有効幅員確保	1 歩道幅員が狭く自転車との接触事故等の危険がある箇所には、注意喚起するための路面標示等を施します。			↔
	駐輪場利用者マナーの向上	2 歩道の違法駐輪については、区の指導に対して必要な協力を実施します。		継続	
	歩道の障害物除去	3 道路の不法占用（店舗前の看板張り出しや商品の陳列等）に対する適正化指導を実施します。		継続	
	歩道の平坦性確保	4 バリアフリーに配慮した歩道補修に努めます。（舗装等がたつき、歩道境界の段差、歩道の陥没等）		継続	
	植栽の剪定	5 通行の妨げとなる植栽の剪定を実施します。		継続	
生活関連経路③ コツ通り	自転車利用者マナーの向上	6 自転車のマナー向上について、警察や荒川区の指導に対して適切な協力を実施します。		継続	
生活関連経路③ コツ通り 跨線橋	階段の改修	7 立体横断施設については施設の改修時に、道路の移動円滑化基準に対応した階段設置を検討します。		継続	

事業対象	区道	事業主体	荒川区	地区	南千住
取組方針	荒川区では、関係所管で以下のように連携してバリアフリー環境を常時推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも安心して安全に移動ができる道路の整備を推進する ・地区全体で交通安全や自転車利用マナー講習、路上駐車や駐輪の指導等を継続して実施する ・良好な道路環境の維持 ・交通管理者や地元との連携、違法占用物件の撤去等 				

<該当箇所>



取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路④	歩道の有効幅員確保	1 歩道拡幅については都市計画道路補助 189 号線の整備に合わせる。安全対策は、交通管理者と協議を続ける。		継続	
生活関連経路⑦	歩道の障害物除去	2 区道上の不法占用物については、引き続き警察等関係機関と連携して、指導を強化します。		継続	
	歩道の改修	3 交通管理者との協議を進める。			↔
	歩道の横断勾配改善	4 改修時期について検討する。			↔
生活関連経路⑨	段差の解消	5 改修時期について検討する。		↔	
生活関連経路⑪	歩道の幅員確保	6 安全対策について交通管理者との協議を進める。		↔	
	歩道の障害物除去	7 区道上の商品陳列等、不法占用物については、引き続き警察等関係機関と連携して、指導を強化します。		継続	
生活関連経路⑮	案内の改善	8 地域全体のサイン改修時に分かりやすいサイン設置の検討を進めます。		継続	
生活関連経路⑰	歩道の幅員確保	9 安全対策について交通管理者との協議を進める。		継続	
生活関連経路⑳	歩道の幅員確保	10 安全対策について交通管理者との協議を進める。		継続	

取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路 ⑳	歩道の改修	11 改修計画について検討する。			↔
	案内の改善	12 地域全体のサイン改修時に分かりやすいサイン設置の検討を進めます。	継続		
	点字ブロックの改修	13 交通安全施設整備や歩道内の安全を確保するための整備計画の中で対応していく。	↔		
生活関連経路 ㉑ 若宮八幡通り	点字ブロックの設置	14 改修時期について検討する。	↔		
生活関連経路 ㉒ ドノウ通り	駐輪場の利便性向上	15 利用者へのアンケート調査を継続して行い、改善可能な事項については、随時対応を行い、利用しやすい施設環境の確保に取り組んでいきます。大規模な施設整備や改修が必要なものについては、駐輪場の更新・新設の際に対応します。	継続		
	自転車対策	16 自転車専用通行帯の設置などについて検討を進めます。	継続		
	点字ブロックの設置	17 現地を確認し、点字ブロックの整備に取り組みます。	↔		
生活関連経路 ㉓	歩道の有効幅員確保	18 接続する都市計画道路整備で利用状況に変化が見込まれるため、安全対策については交通管理者と協議を継続する。	継続		
	段差の解消	19 都市計画道路整備との調整を図っていく。		↔	
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
共通	正しい交通ルールの順守・交通安全意識の啓発	20 自転車安全利用講習会や各種交通安全教室、各種広報等の機会を通じて、自転車を取り巻く環境や交通ルールの周知・徹底を図り、交通安全意識を啓発することで、交通事故防止を図る。	継続		

（３）都市公園特定業

事業対象	公園	事業主体	荒川区	地区	南千住
取組方針	安全で快適な利用の確保のため、計画的な予防保全対策により公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や事業費の平準化を推進する。				
取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
瑞光公園 トイレ	トイレの改修	1 トイレ整備は、令和元年度に策定した整備方針に基づいて計画的に推進する。	↔		
瑞光公園 園路	案内の充実	2 車いすで通行できる箇所の案内方法を検討する。	↔		
リバーハープ 公園 トイレ	トイレの改修	3 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進する。		↔	
天王公園 園路	施設の安全対策	4 園路について、安全性の向上を図る改修を検討していく。	継続		
ドノウ広場 公衆トイレ	バリアフリートイレ自動扉の改修	5 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進する。		↔	

(4) 交通安全特定事業

事業対象	道路	事業主体	警視庁南千住警察署	地区	南千住	
取組方針	交通マナー及び道路の安全性の向上を推進する。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
日光街道	歩行者用の青信号時間の調整	1 天王前交差点信号のサイクル変更を検討します。		継続		
明治通り	乱横断対策	2 汨橋歩道橋撤去に伴う対策を検討します。		継続		
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	自転車利用者マナーの向上	3 署内連携して安全教室やストップ作戦を随時実施しています。		継続		

(5) 建築物特定事業

事業対象	西口再開発ビル (南千住区民事務所・南千住駅前ふれあい館)	事業主体	荒川区	地区	南千住	
取組方針	高齢者や障がい者、親子等、すべての人が快適に施設を利用できるよう改善を図る。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
通路	点字ブロック上の障害物の撤去	1 看板やいすが点字ブロックの障害とならないように管理組合に対し、適切な管理を依頼します。		継続		
案内	案内サインの充実	2 常に利用者の意見を反映し、管理組合と検討します。		継続		
	点字ブロックの設置	3 トイレまでの点字ブロック設置について、利用者の意見を集約した上で、管理組合と検討します。		↔		
エレベーター・エスカレーター	案内サインの充実	4 利用者の声を集約した上で、管理組合と検討します。		継続		
	表示位置の改善	5 利用者の声を集約した上で、管理組合と検討します。		継続		
トイレ	自動扉設置	6 利用者の声を集約した上で、管理組合と検討します。		↔		
	案内サインの充実	7 利用者の声を集約した上で、管理組合と検討します。		↔		

事業対象	ふれあい館	事業主体	荒川区	地区	南千住	
取組方針	高齢者や障がい者、親子等、すべての人が快適に施設を利用できるよう改善を図る。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
南千住ふれあい館 通路	点字ブロック・点字案内の整備	1 施設の改修等の時期を捉え、点字ブロック、点字案内の設置については、引き続き検討する。その間は、職員による案内を継続します。		継続		
東日暮里ふれあい館 入口	勾配の解消	2 都営住宅の建替え等時期を捉え、長期的な視点で引き続き都住宅局（現都市整備局、都住宅供給公社）に対し、改善を依頼します。		継続		

担当部署	荒川総合スポーツセンター	事業主体	荒川区	地区	南千住	
取組方針	高齢者や障がい者も利用しやすく、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ります。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
バリアフリートイレ	トイレ内の利便性向上	1 手荷物等を置くための設備を設置します。		↔		
外構	点字ブロックの設置	2 スロープ下部に点字ブロックを設置します。		↔		

事業対象	南千住図書館	事業主体	荒川区	地区	南千住	
取組方針	高齢者や障がい者、親子での施設利用に対応するべく、ハードによる整備及び現在行っているソフト面での対応もさらに充実させていく。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
トイレ	大型の車いす利用者への配慮	1 公共施設中長期改修計画の進捗状況を考慮して実施の可否及び時期を検討する。				↔
入口	点字ブロック上の障害物除去	2 バスを駐車する際に点字ブロックを塞がないよう指導する。		継続		

事業対象	小中学校	事業主体	荒川区	地区	南千住	
取組方針	一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育的支援を行う。					
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
取組方針				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
共通	バリアフリーに関する学習	1 バリアフリーを含め、福祉や人権に関する学習を教科等横断的な視点で推進してきます。		継続		

事業対象	LaLa テラス	事業主体	三井不動産商業マネジメント株式会社	地区	南千住	
取組方針	より多くのお客様にご来館いただけるように、改修工事や従業員対応面で更なる充実を図る。安心・安全・コンプライアンスに関わる工事を最優先で実施をしているため、大変申し訳ございませんが本件の対応ができておりません。引き続き継続検討をさせていただきます。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
店舗内	視覚障がい者・聴覚障がい者への配慮	1 一部実施済だが継続して実施対応します。			↔	
共用部	点字ブロック改修	2 点字ブロック改修工事の実施を検討します。			↔	

事業対象	BiVi 南千住	事業主体	大和リース株式会社	地区	南千住	
取組方針	高齢者や障がい者のお客様にもより多く御来館頂けるよう、案内サイン設置等のハード整備と、店員によるサポートというソフト面での更なる充実を図っていく。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期	
案内	聴覚障がい者への配慮	1 各店舗様とも協力し対策を検討します。	↔			
	視覚障がい者への配慮	2 各店舗様とも協力し対策を検討します。	↔			
通路	点字ブロック上の障害物の撤去	3 管理事務所による点検を徹底します。	継続			

5 熊野前駅周辺地区

(1) 公共交通特定事業

事業対象	都電荒川線	事業主体	東京都交通局	地区	熊野前	
取組方針	交通局はお客様が求める質の高いサービスを提供し、快適で利用しやすい都営交通を実現します。					
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
熊野前	ホーム・歩道の拡幅	1 今後の道路の改良等に合わせ、より安全な施設となるよう道路管理者と検討します。				↔
宮ノ前	点字ブロックの修繕	2 損傷時に速やかに補修します。		継続		
	ホームの拡幅	3 今後の道路の改良等に合わせ、より安全な施設となるよう道路管理者と検討します。				↔
東尾久三丁目	ホームの拡幅	4 今後の道路の改良等に合わせ、より安全な施設となるよう道路管理者と検討します。				↔
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
共通	心のバリアフリーに関する取組	5 サービス介助士の資格取得を推進し、声かけ・サポート運動の取り組みを継続します。		継続		
	接遇向上の取組	6 乗務員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続		

事業対象	日暮里・舎人ライナー	事業主体	東京都交通局	地区	熊野前	
取組方針	交通局はお客様が求める質の高いサービスを提供し、快適で利用しやすい都営交通を実現します。					
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
共通	心のバリアフリーに関する取組	1 声かけ・サポート運動の取り組みを継続します。		継続		
	接遇向上の取組	2 駅係員等の接遇向上に向けた取組を実施していきます。		継続		

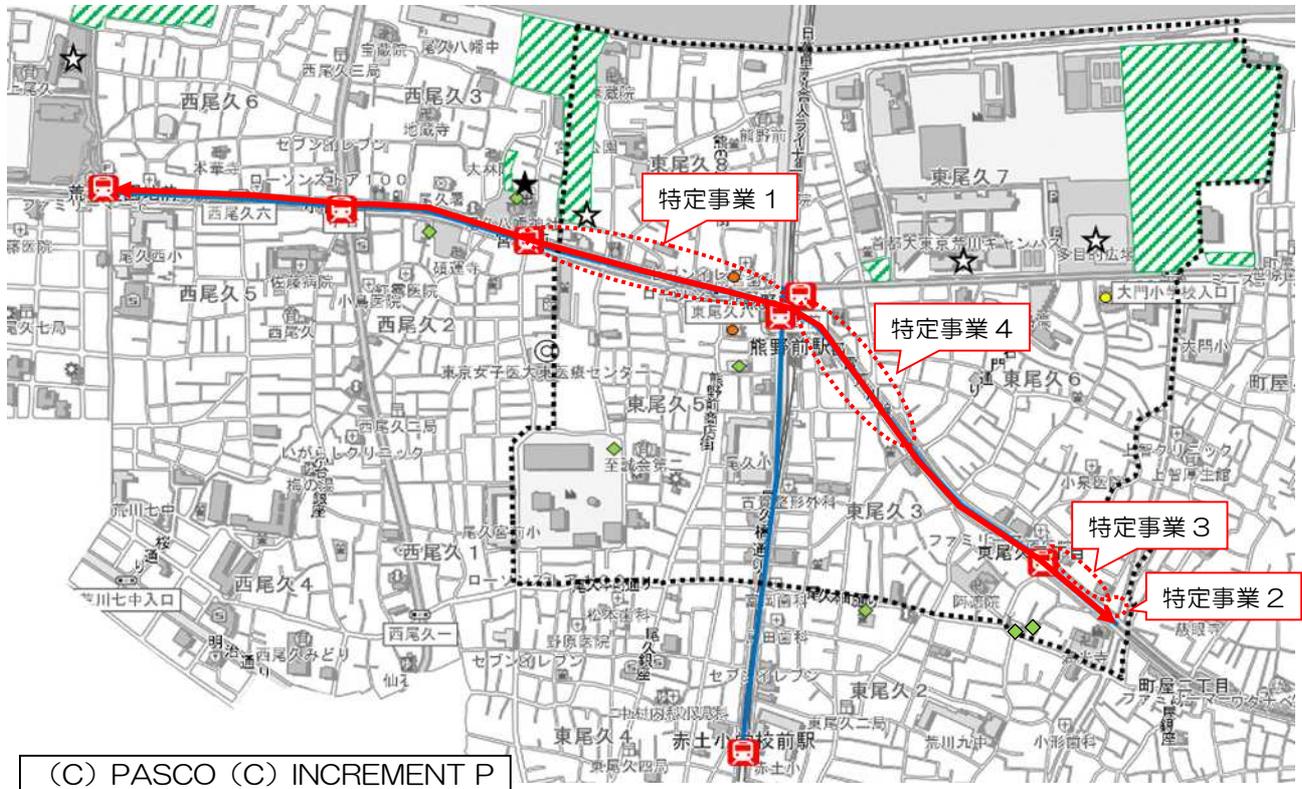
事業対象	都営バス	事業主体	東京都交通局	地区	熊野前	
取組方針	乗り降りが容易で気軽に利用できる高齢者等の身近な足としての役割を果たすため、停留所や車両において、誰もが利用しやすく便利で快適なサービスを提供します。 都営バスでは、車両の一層のバリアフリー化を推進するとともに、上屋やベンチの設置を進めるなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指しています。					
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）						
取組内容				計画期間		
場所	概要	対応方針		短期	中期	長期
共通	乗務員教育	1 乗務員の接遇やバリアフリー教育等に関しては、研修等を定期的実施するとともに、必要な場合は個別指導を行う等、乗務員の接遇向上に努めています。		継続		

(2) 道路特定事業

事業対象	都道	事業主体	東京都建設局	地区	熊野前
取組方針	道路上の安全性及び移動性の向上を推進します。				

<該当箇所>

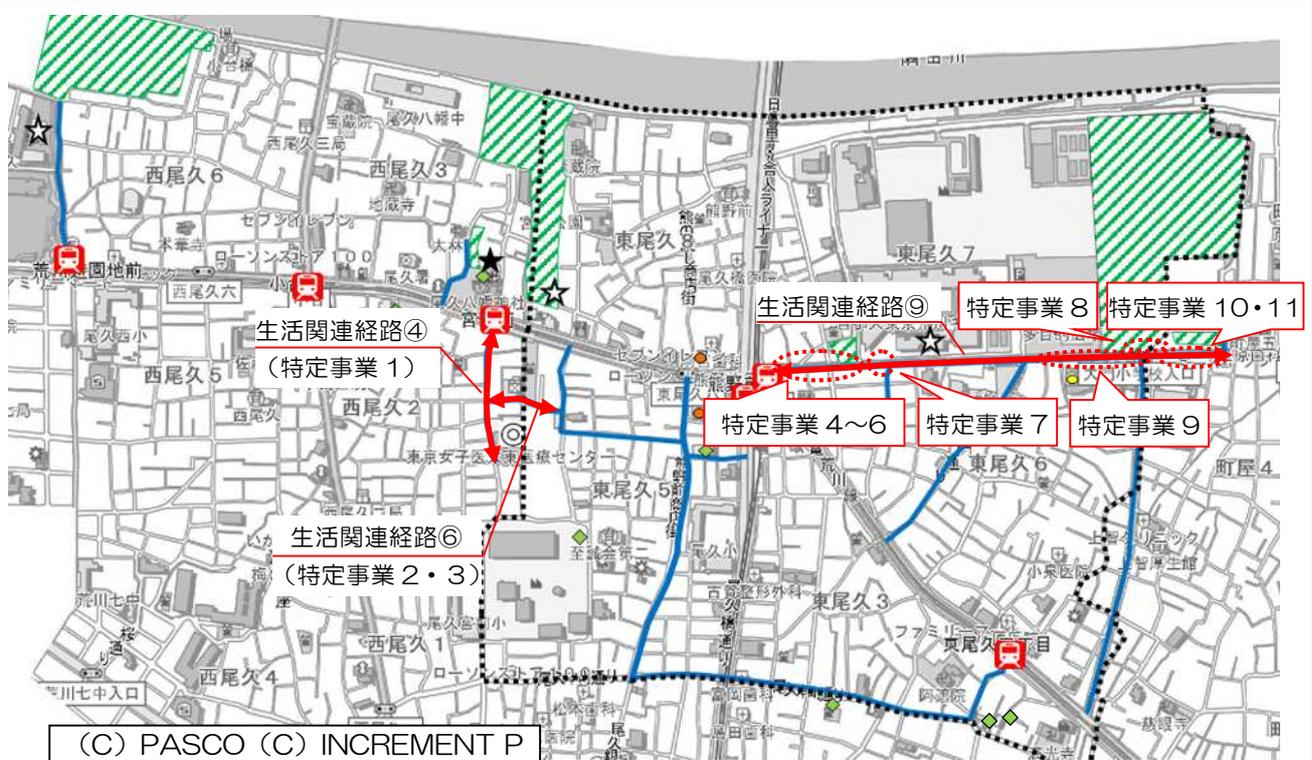
<生活関連経路①>



取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路① 都電通り	点字ブロックの設置	1 電線類の地中化整備に合わせて、生活関連経路に位置つけた区間に、移動円滑化基準に基づき点字ブロックを設置します。			↔
	歩道の横断勾配改善	2 電線類地中化に合わせ、対策を検討しています。			↔
	歩道の横断勾配改善	3 電線類地中化に合わせ、対策を検討しています。			↔
	水溜りの解消	4 電線類地中化に合わせ、対策を検討しています。			↔

事業対象	区道	事業主体	荒川区	地区	熊野前
取組方針	荒川区では、関係所管で以下のように連携してバリアフリー環境を常時推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも安心して安全に移動ができる道路の整備を推進する ・地区全体で交通安全や自転車利用マナー講習、路上駐車や駐輪の指導等を継続して実施する ・良好な道路環境の維持 ・交通管理者や地元との連携、違法占用物件の撤去等 				

<該当箇所>



取組内容			計画期間		
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
生活関連経路④ 女子医大通り 宮前商店街	交通安全	1 交通事故発生の危険性がある場所等について、警察と連携して注意喚起の路面標示や電柱幕等を検討します。		継続	
生活関連経路⑥ 女子医大北側の道路	交通安全	2 交通事故発生の危険性がある場所等について、警察と連携して注意喚起の路面標示や電柱幕等を検討します。		継続	
	歩道の障害物の除去	3 区道上の障害物については、引き続き啓発活動を行います。		継続	
生活関連経路⑨ 熊野前駅～ ～大門小学校 入口交差点	歩道の平坦性確保	4 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の横断勾配改善	5 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の有効幅員確保	6 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の横断勾配改善	7 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の横断勾配改善	8 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の幅員確保	9 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の幅員確保	10 都市計画道路の整備に合わせて改善します。			↔
	歩道の平坦性確保	11 都市計画道路の整備に合わせて改善します。それまでは部分的に補修工事等で対応します。			↔

(3) 都市公園特定事業

事業対象	公園	事業主体	荒川区	地区	熊野前
取組方針	安全で快適な利用の確保のため、計画的な予防保全対策により公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や事業費の平準化を推進する。				
取組内容				計画期間	
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
原公園 トイレ	トイレの改修	1 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進します。		↔	
	便房数の追加	2 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進します。		↔	
熊野前公園 トイレ	段差の解消	3 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進します。	↔		
	視覚障がい者への配慮	4 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進します。	↔		
	有効幅員の確保	5 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進します。	↔		
尾久八幡公園 トイレ	トイレの改修	6 トイレ整備は、令和元年度に策定した荒川区公衆・公園トイレの整備方針に基づいて計画的に推進します。		↔	

(4) 交通安全特定事業

事業対象	道路	事業主体	警視庁尾久警察署	地区	熊野前
取組方針	交通マナー及び道路の安全性の向上を推進します。				
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
取組内容				計画期間	
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
都電通り （熊野前～ 荒川遊園前）	エスコートゾーンの整備	1 都電荒川線の電停にアクセスする横断歩道へのエスコートゾーン設置について、道路管理者及び東京都交通局と検討します。			↔
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
熊野前交差点	交通マナーの啓発	2 交通指導取締り、小学校等への安全教育、各種キャンペーンを実施しています。	継続		

(5) 建築物特定事業

事業対象	小中学校	事業主体	荒川区	地区	熊野前
取組方針	一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育的支援を行う。				
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）					
取組方針				計画期間	
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
共通	バリアフリーに関する学習	1 バリアフリーを含め、福祉や人権に関する学習を教科等横断的な視点で推進してきます。	継続		

事業対象	ライフ東尾久店	事業主体	株式会社ライフコーポレーション	地区	熊野前
取組方針	<p>高齢者や障がい者のお客様にもより多く御来店頂けるよう、案内サイン設置等のハード整備と、店員によるサポートというソフト面での更なる充実を図っていきます。</p> <p>下りエスカレーター・エレベーターの設置要望が多く、引き続き強く関係部署に要望します。</p> <p>次回改装の実施があれば、優先的な課題として取り組みます。</p>				
取組内容				計画期間	
場所	概要	対応方針	短期	中期	長期
出入口	点字ブロック上の障害物の除去	1 日々自転車の駐輪状況をチェックします。	継続		
通路	有効幅員の確保	2 通行幅が確保できるよう日々チェックします。	継続		
	点字ブロックの設置	3 お客様入り口及び駐輪場の点字ブロックを改修します。	↔		
エスカレーター	エスカレーターの設置	4 店舗改装・設備更新に合わせて下りのエスカレーターの設置を検討します。	↔		
エレベーター	エレベーターの設置	5 店舗改装・設備更新に合わせてエレベーターの設置を検討します。	↔		
案内	案内の充実	6 店舗改装・設備更新に合わせて施設内の案内を分かりやすく改善を検討します。	↔		

第9章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

1 段階的・継続的な取組

第8章において新たに設定した特定事業計画を推進していくに当たっては、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成(Plan)→事業の実施(Do)→事後評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図ります。特に、施設整備においては、計画段階からの当事者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、当事者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

そのため、住民検討委員会において、特定事業計画に関する意見交換やまち歩き等を行い、当事者意見の取りまとめを定期的に行っていきます。

また、特定事業計画の進捗管理についても、定期的に関係者が確認し合い、必要に応じて計画の見直しや追加対応等を検討することが重要であり、特定事業検討委員会において、これを行っていきます。特定事業者には、このバリアフリー基本構想の考え方を理解して頂き、事業推進への協力を働きかけます。事業実施に事業者間での連携が必要なものについては、荒川区において調整や助言を行い、円滑に事業が進むようなサポートを行います。

そして、これら2つの検討委員会とバリアフリー基本構想推進協議会を活用することで、PDCAサイクルの実施と、各段階における当事者意見の反映を行い、段階的かつ継続的な発展を図り、バリアフリー基本構想の実現を目指します。

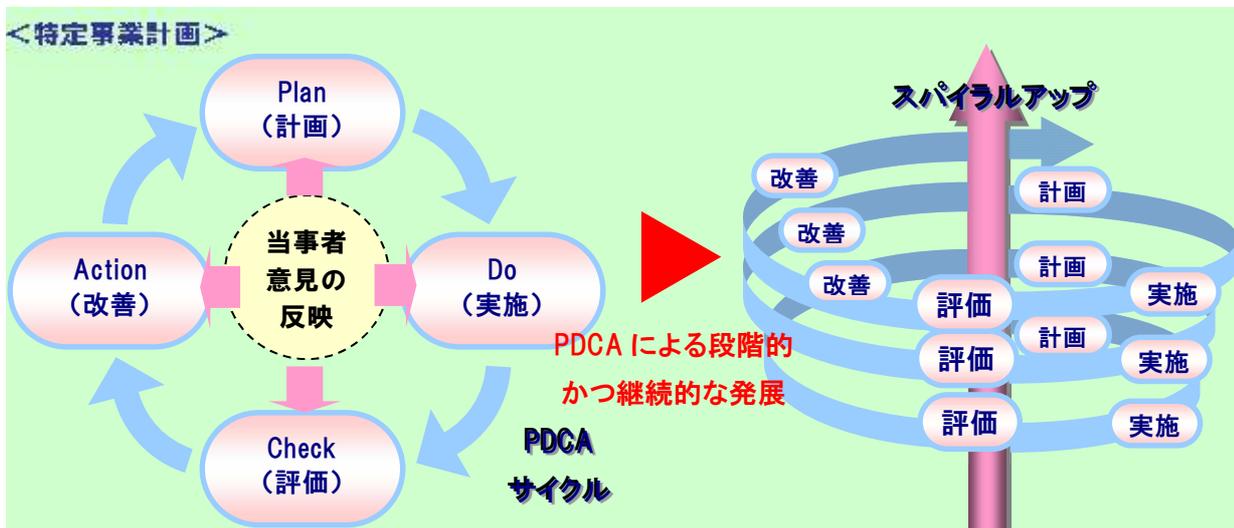


図9-1 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

2 心のバリアフリー

バリアフリー基本構想の実現に向けては、ハードのバリアフリー化とあわせて、施設等の利用者がバリアフリーに対して正しく理解し、相互に配慮ができる地域社会づくりのために、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには「気づき」の醸成につながるような取り組みを検討し、実行していくことが重要です。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

また、国が定めている移動等円滑化の促進に関する基本方針において、心のバリアフリーの取組の推進に当たって、関係者の基本的な役割が次のように記載されています。

《基本方針より》

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

（1）国の役割

「心のバリアフリー」を推進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援、高齢者、障害者等の高齢者障がい者等用施設等の円滑な活用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障がい者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについても、改めて周知を行う。

（2）地方公共団体の役割

地方公共団体においては、国の取組に準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて住民の「心のバリアフリー」の推進に努める。

とりわけ、市町村においては、基本構想に教育啓発特定事業を位置付けることを通じ、関係者を巻き込みながら「心のバリアフリー」の取組を計画的に進めていくことが望ましい。

(3) 施設設置管理者その他高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の役割

施設設置管理者その他高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において利用する施設を設置又は管理する者は、継続的な教育訓練を通じ、職員等に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや支援を行うよう促す。さらに、職員等関係者のみならず、施設の一部の利用者が、困っている高齢者、障害者等を手助けすることや、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用について配慮することが、高齢者、障害者等の移動等円滑化に重要であることに鑑み、一般の利用者の「心のバリアフリー」を推進するための広報活動及び啓発活動等を行うよう努めることが望ましい。

(4) 国民の役割

① 基本的な役割

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用

①に加え、法第二条第四号に規定する高齢者障害者等用施設等については、次に掲げる適正な利用に係る基本的な考え方に即し、高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう適正に配慮することが重要である。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する便所又は便房が設置された施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、近傍の一般の便所又は便房の利用が困難な場合その他のやむを得ない場合を除き、可能な限り同号に規定する便所又は便房の利用を控え、又は高齢者、障害者等に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ロ 規則第一条第二号に規定する駐車施設又は停車施設が設置された施設の利用者（車椅子利用者その他の障害者等を除く。）は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控

え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ハ 規則第一条第三号に規定するエレベーターが設置された旅客施設又は旅客特定車両停留施設の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該エレベーターの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ニ 規則第一条第四号に規定する車椅子スペースが設置された車両等の利用者（車椅子使用者及びベビーカーを使用する者を除く。）は、車椅子使用者に当該車椅子スペースの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

ホ 規則第一条第五号に規定する優先席又は基準適合客席が設置された旅客施設、旅客特定車両停留施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該優先席又は基準適合客席の利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

荒川区では、平成21年度に策定したバリアフリー基本構想（全体構想）の基本方針として、「心のバリアフリーの推進」を掲げており、重点整備地区の特定事業計画には、ハード施策だけでなく、ソフト施策として心のバリアフリーに関する事業をいくつか位置付けてきました。

これまでのバリアフリー法では、特定事業計画について、ハード整備を中心としたものとしていましたが、令和2年5月の法改正により、新たにソフト対策を中心とした「教育啓発特定事業」が創設されました。

荒川区バリアフリー基本構想（更新版）では、この教育啓発特定事業を新たに設定し、これまで行ってきた心のバリアフリーに関するソフト対策を継続して、教育啓発特定事業に整理しました。そして、心のバリアフリーに関する課題解決のために重点的に行っていくべきものについて、事業者の協力を得て、新たな事業を教育啓発事業に位置付け拡充を行いました。

また、今後は積極的に事業を実施していくとともに、取組内容を区民に広報・周知していくことが重要です。心のバリアフリーに関する課題は、福祉部、子ども家庭部、区民生活部、教育委員会、防災都市づくり部等多くのセクションが関係することから、庁内の調整と連携を行い、各計画・構想との整合性を図りながら、特定事業計画の取組並びにその他のバリアフリーの取組として、広報・PR活動や、関係事業者等への理解を促す取組を続けていきます。

バリアフリー化を推進する上でノーマライゼーションの基本的考え方である「障がい者や健常者が共に負担なく生活できる社会を築く」ことを前提に、区民一人一人が「心のバリアフリー」としての「気づき」を持ち合い、高齢者、障がい者を含めて誰もが移動しやすい生活環境が整備できるように、心のバリアフリーを推進していきます。

3 今後の展開

新たな特定事業計画は、令和3年度から令和12年度を事業期間としているものですが、荒川区バリアフリー基本構想推進協議会を活用し、各事業の進捗状況の定期的な把握に努めます。また、特定事業計画の短期・中期・長期の目標年を迎える時期に、各重点整備地区内の特定事業計画その他の事業の取組について、評価・検証を行い、5年ごとに基本構想の見直し検討を行います。

年次	取組内容	備考
令和2年度	基本構想の評価、基本構想（更新版）策定	
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度	特定事業計画評価・検証の実施	短期目標年
令和6年度		
令和7年度	基本構想の見直し検討を実施	
令和8年度	特定事業計画評価・検証の実施	中期目標年
令和9年度		
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度	特定事業計画評価・検証の実施 基本構想の見直し検討を実施	長期目標年

表 9-1 特定事業計画の見直し検討スケジュール

また、今回のバリアフリー基本構想の更新において、生活関連施設・生活関連経路の見直し・拡充を行い、重点整備地区外への生活関連施設・生活関連経路を追加しました。荒川区では、重点整備地区内のバリアフリー化だけでなく、こうした生活関連施設・生活関連経路における特定事業計画を推進することや鉄軌道と道路の整備促進等によって、重点整備地区外への波及と重点整備地区相互の連携を深め、荒川区全体のバリアフリー化を一体的に推進していきます。

荒川区バリアフリー基本構想

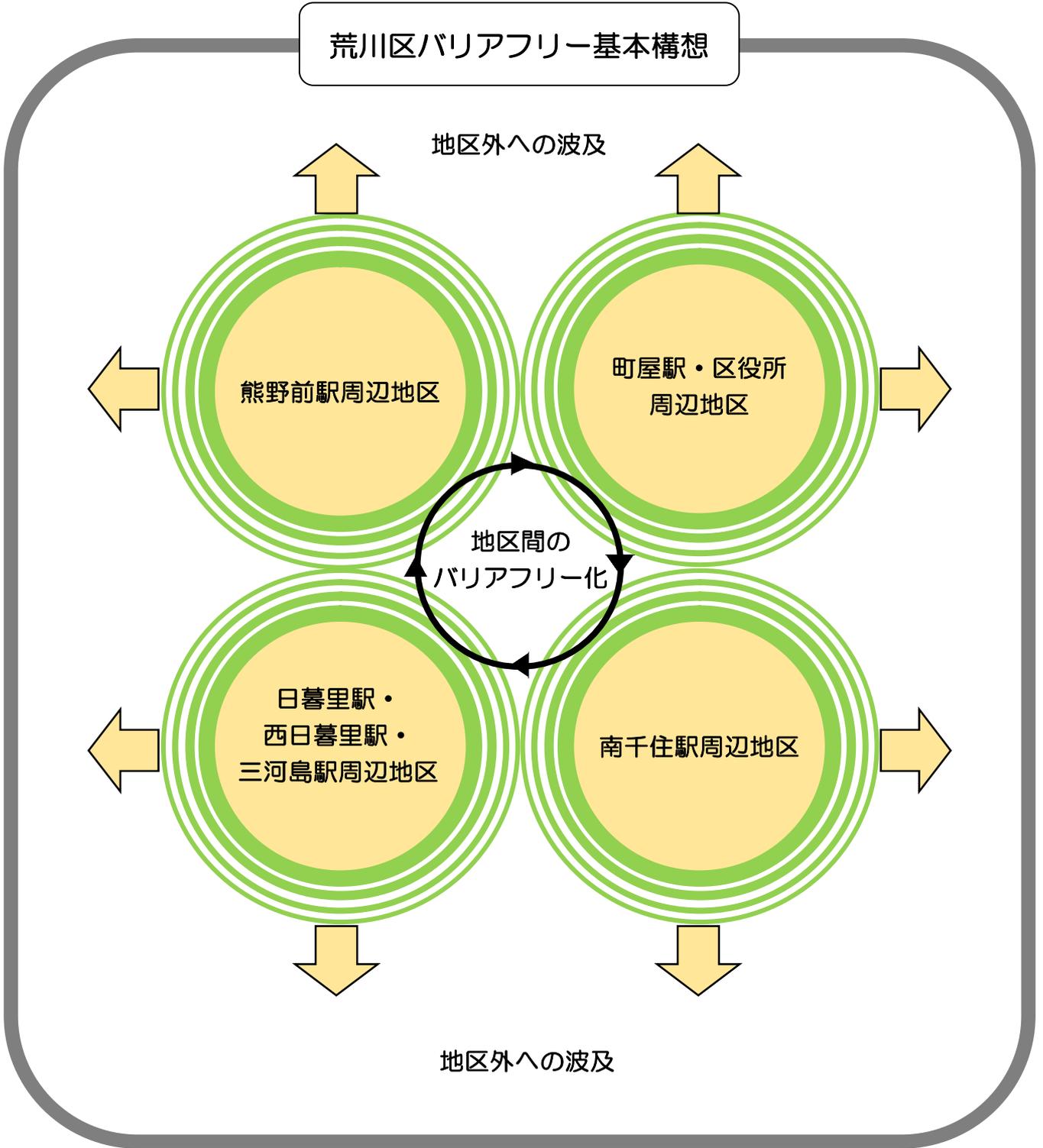


図 9-2 荒川区全体へのバリアフリー化の波及イメージ

第10章 参考資料

用語解説

本基本構想の文中で用いられているもの及び特に説明が必要と考えられる用語についての解説を示します。

あ行

[荒川区高齢者プラン]

老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」を策定。「健康づくりで元気に」「自立を目指して」「ともに支え合って」を基本理念として、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を基本目標として、様々な施策を展開している。(出典：「第8期荒川区高齢者プラン」)

[荒川区子ども・子育て支援計画]

「みんなで支えあい 未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱい
のまち あらかわ」を基本理念に、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動
計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」及び「母子保健計画」の5つの
計画を一体のものとして、令和2年3月に「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を
策定。保育園の待機児童解消や学童クラブの整備等に加えて、妊娠から出産、子育て、
子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、子どもの権利を守ることを基本に、子
どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と子ども家庭総合センター（区児
童相談所）の設置運営、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進す
る。(出典：「荒川区子ども・子育て支援計画」)

[荒川区障がい者総合プラン]

障害者基本法に基づく区市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者
総合支援法に基づく区市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福
祉法に基づく区市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的
に策定した計画で、平成30年3月に策定。「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち
あらかわ～生涯住み続けられる地域社会の実現～」を基本理念として、様々な施策を展
開している。(出典：「荒川区障がい者総合プラン」)

[荒川区都市計画マスタープラン]

都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画であり、都市計画法第18条の2に定め
る「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。平成21年3月に策定。荒川

区全体の将来都市構造や分野別街づくり方針、地域別の街づくりの将来像や整備方針などを定めている。(出典：「荒川区都市計画マスタープラン」)

[移動等円滑化基準]

バリアフリー法に基づいて、公共交通事業者等が旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際に義務基準として遵守しなければならない内容を示したもの。(出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)」)

[移動等円滑化経路協定]

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度。(出典：国土交通省 HP)

[エスコートゾーン]

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上で視覚障がい者が横断時に、横断方向の手がかりとする突起体のこと。(出典：「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」)

か行

[交通バリアフリー法]

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月15日制定)の略称。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、Ⅰ. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する、Ⅱ. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的とする。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。(出典：国土交通省HP 交通バリアフリー法の趣旨)

「心のバリアフリー」

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

(出典：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」)

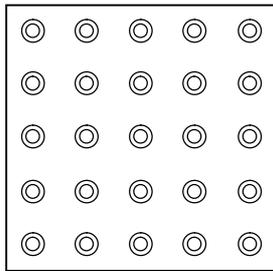
さ行

[視覚障がい者誘導用ブロック]

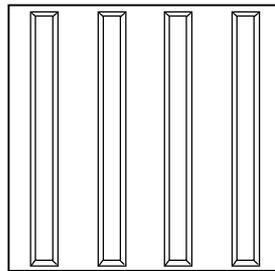
視覚障がい者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してあ

る程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設（出典：国土交通HP）

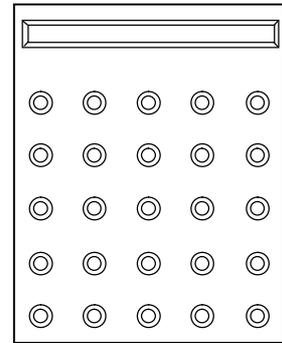
このうち、点状ブロックと1本の線状突起を1組としたものを「プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック」という。（なお、プラットホームの内方を示す1本の線状突起のみの場合は内方線と称する。）（出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」）



点状ブロック



線状ブロック



プラットホーム縁端警告用
内方表示ブロック

[重点整備地区]

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等の生活関連施設を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われ、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区。

（出典：国土交通省HP）

[障がいの社会モデル]

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、難病その他心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。例えば、足に障がいのある人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることのみが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況にも原因があるという考え方。（出典：「東京都福祉保健局『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」）

[生活関連施設]

高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設で優先してバリアフリー化をしていく施設。（出典：荒川区都市計画課HP）

[生活関連経路]

生活関連施設の間を結ぶ道路で、優先してバリアフリー化をしていく道路。（出典：荒川区都市計画課HP）

た行

[特定公園施設]

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設（出典：バリアフリー法 第2条十三）

[特定事業計画]

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。（出典：バリアフリー法 第28条、第31条、第33条、第34条、第35条、第36条、第36条の二）

[特定路外駐車場]

駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。（出典：バリアフリー法 第2条十三）

[特定旅客施設]

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。政令では1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること又は相当数の高齢者や障がいのある人等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設のこと。（出典：バリアフリー法 第2条七）

[特定建築物]

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。（出典：バリアフリー法 第2条十八）

[特別特定建築物]

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。政令では、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物として、学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター、体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、

貸衣装屋、銀行、車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊等があげられている。(出典：バリアフリー法 第2条十九、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 第4条)

な行

[内方線]

→「視覚障がい者誘導用ブロック」参照

[ノーマライゼーション]

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方(出典：内閣府「障害者基本計画」)

は行

[ハートビル法]

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)の略称。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設などの建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法(平成15年4月1日施行)では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合・拡充された。(出典：ハートビル法)

[バリアフリー]

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方(出典：「障害者基本計画」)

[バリアフリー法]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅などの旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの(出典：バリアフリー法)

[バリアフリー法(改正法)]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年11月1日施行、平成31年4月1日施行)の略称。平成32年(2020年)東京

オリンピック競技大会・パラリンピック協議大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、平成30年5月に公布されたもの。さらに、令和2年6月19日、令和3年4月1日の施行で、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等のソフト対策を強化することを目的として、令和2年5月に公布されたもの（出典：国土交通省）

や行

[ユニバーサルデザイン]

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（出典：「障害者基本計画」）

[ユニバーサルデザイン 2020 行動計画]

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月に閣議決定された計画。（出典：「東京都福祉保健局『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」）

ら行

[路外駐車場]

一般公共の用に供する駐車面積の合計が500㎡以上であり、かつ都市計画区域内に設置し駐車料金を徴収するもの

わ行

[ワークショップ]

本来は「仕事場、作業場」の意味だが、最近では、価値観の違う人々が集まって、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決するために、アイデアを出しあい意志決定をする集まりを指す言葉として使われている。特に行政への市民参加を促進するために取り入れられることが多くなっている。通常の会議と異なり、あるテーマに沿って進行役（ファシリテーター）が、ゲームやグループディスカッションなど様々な手法を用い、参加者が自由に意見を言いやすいように工夫されていることや形式張っていないことなどが特徴。（出典：国土交通省関東運輸局 関東交通プランHP）

令和3年3月発行

登録番号 (02) 0111号

荒川区バリアフリー基本構想（更新版）

編集・発行 荒川区防災都市づくり部都市計画課

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話 03(3802)3111（代表）
